

民事訴訟法の改正に係る公文書の秘密扱い反対に関する陳情書外六件(大阪市北区西天満四の六の一八芝原明夫外六名)(第二三〇号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

民事訴訟法案(内閣提出第八四号)

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九三三号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所補正総務局長、仁田経理局長、石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○加藤委員長 内閣提出、民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十七日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その時間及び人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○加藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。太田誠一君。

○太田(誠)委員 民事訴訟法の改正案につきまして

て本日は順序よく質疑をするべきところでございますけれども、ちょっと時間の配分が私も自信がないものですから、まず、話題になっております部分からスタートをさせていただきたいと思っております。

いわゆる文書提出命令というところでありますけれども、文書提出命令に関しては、これはどういうふうにかかってくるか、あるいはどういうふうな枠組みで考えるかということも最初に申し上げたいわけでありまして、これは、我が国の憲法に基づく政治・行政システムの全体をまず頭の中に置いて、その政治・行政システムの中の情報の流れというふうな視野でこの問題をとらえる必要があるのではないかというふうに思っております。

まず、憲法の本質は、人によっていろいろでありましようけれども、私は国民主権であるというふうに思っております。国民主権であるので、そこで、その主権者たる国民が国会に負託をしておるといふところが一番根本である、すべての始まりは主権者たる国民が国会に負託をしておるといふところにあるというふうに思っております。

それで、国民が国会に負託をしておるのは立法権であります。すなわち、国民が、自分たちがみずから従わなければならないルールを国会にゆだねてそこでルールづくりをさせる、主権者たる国民が、みずから従うべきルールを国会に負託をして立法をさせるということであらうかと思っております。そして国会が立法をして、そして、その結果である法律がそこにあるわけでありまして、けれども、その法律に基づいて行政府に執行権が与えられるということだと思います。そして同時に、それらの法律をよりどころとして司法の判断という仕事もそこに出てくるわけでありまして、また司法は、判断と同時に、判断の結果として執行もすることになるわけでございます。

そうすると、その考えるべき構図というものは、まず国民があつて、そして国民から負託を受けた国会があつて、国会の立法の結果執行権を与えらるる行政府がある。そして、同じように国会から法律がもたらされ、それによって判断と執行を行う司法権、司法というものがここに存在する、国民―国会―行政・司法、こういうふうな構図を頭に置いて物事を考えなければいけないのではないかとこのように考えております。

そういう権限の委譲、主権者から国会へ、そして国会が立法をする結果、その執行権あるいは判断をする権限というものが司法の方に与えられてくる、こういう構図を、権限を委譲していくその順序というものを思い描くということが適当ではないかというふうに思いますが、民事局長、どう思われますか。

○濱崎政府委員 我が国憲法のもとにおける主権者たる国民、それから国会、行政、司法、それらの関係についての御高見と承りましたが、私も、そういう立場からお考えを申し上げる立場にないことを御理解願いたいと思っております。

いずれにいたしましても、それらのそれぞれの三権のよって立つ根源が国民であり国民主権であるということについては、そのとおりであらうというふうに理解しておるところでございます。

○太田(誠)委員 こういう権限をゆだねるといふ一つの順序、流れというものと、もう一つの注目しておくべき流れは、任命権、罷免権の流れだと思っております。これは、権限の委任とは少し違う形にならうかと思っております。

まず、主権者たる国民が選挙によって国会議員を選ばれてございます。国会の構成メンバーは選挙で選ばれるわけでありまして、言ってみれば、国会議員のあるいは国会全体の任免権は国民にあるということであらうかと思っております。そして、国会議員以外の、あるいはこれは、国政の場合には国会議員だけではありませんけれども、国会議員以外の公務員はどうかという、憲法十五条には、公務員の任免権は国民にあるんだと、国民に固有の権利であるということが憲法十五条には書いてあるわけでございます。めったに引用されることがない十五条でありますけれども、そういう

ことが書いてあるわけでありまして、そこで、選挙で選ばれる国会を通じて、結局のところ行政機関も司法機関も、国民の任免権、国会を経由した国民の任免権のもとにあるということが言えるのではないかとこのように思っています。

ただ、それが権限の委譲ということから見ると少し違ふというのには、まず国会は互選によって内閣総理大臣を指名をする。そして次に、内閣総理大臣は国務大臣を任命し、また罷免もできる。総理大臣は国務大臣の任免権者であるわけでございます。一方、国務大臣は所管の行政機関の公務員の任免権を究極的には持つことになるわけであつて、したがって、国民が公務員の任免権を持つておるといふ憲法十五条の考え方は、このようにして、国会を経由し、そしてまた内閣総理大臣を経由してすべての公務員に及んでおるのではないかとこのように思ふのでございます。

そしてまた同時に、国会で指名をされました内閣総理大臣は、最高裁の判事を初め、すべての裁判官の任命権を持つことになるわけでありまして、ただし、裁判官の任命権はあるけれども、罷免権は内閣総理大臣にはなくて国会にあるということではないかと思っております。一つ一つ言葉遣いを厳格に言えば、いやここは天皇だとかいろいろあるかもしれないけれども、全体の任免権の流れというのはいくつかのことに理解をしてよろしいですかね。

○濱崎政府委員 これも私どもの所管の問題ではございませんけれども、大筋において委員御指摘のとおりであるというふうに理解をいたしております。

○太田(誠)委員 そこで、今は権限の委譲とそれから任免権ということの流れについて所見を申し上げましたけれども、もう一つ、今まさにこれから議論をいたします情報の問題がございまして、それは、先ほどの、国民があつて国会があつて、国会から行政と司法にその権限が派生しておるといふ、そのような構図で言えば、国会が法律によって行政に執行権を与える、その執行権の中

にその行政対象への調査権、検査権あるいは報告を徴取する権限などの監督権が含まれております。監督権を持っておられるのは、国会はどこに監督権を持っておられるかという、行政、司法に對しては一応監督権があるとも見られるわけであり、行政が行政対象に対する監督権を持っておられる、私の理解ではそういう監督権のようなものは持っていない。

そういう調査権、検査権、報告徴収権といった監督権があるがゆえに、必然的にこの国の、どこに国でもそうでありませうけれども、行政に、三権分立とはいわながら行政に情報が集まる、集積をしてくるということになるかと思ひます。

そういうふうに出てくるようにしようか。
○濱崎政府委員 今三権の關係についての御高見を賜つたわけですが、我が国、国会、内閣それから最高裁判所、それぞれが三権ということで独立した立場を認められておられることとございまして、国会と行政との關係につきましても、御指摘のとおり、議院内閣制のもとで国会は行政に對して國政調査権等による監視権能を持っているということであることは御指摘のとおりであらうと思つております。

なお、国会と司法との關係ということにつきましては、これは、先ほど来御指摘のとおり、国会の負託に基づく内閣において裁判官の任命がされる、抽象的に、大ざっぱに申しますと、そういう關係にある。また、裁判官の罷免については国会が権限を持っています。そういう關係で、一定の国会あるいは内閣からの関与というものがあつたわけでございますけれども、それを越えた關係においては、国会が司法を直接監視、監督するという關係にはない、そういう面においては国会と行政との關係とは異なつた面があるのではないかと、そういうふうな理解をいたしていただきたいと思います。

なお、最後の御指摘の、情報が行政に集中するという御指摘でございますが、それぞれ国会も司法も情報を持っておられるわけでございますけれども、それは、事實の問題として、行政の情報量というのは大変大きなものであることは私も一般論として認識しているところでございます。

○太田(誠)委員 そこで、国民と三権の間を結ぶあるいはその間を調整する法律がさまざまに頭の中では考えることができるわけでございます。

例えばこの間、中間報告が出ました情報公開法(仮称)というものは、さっきの構図で言うと、国会を飛ばして、国民と行政との間を直接結ぶ線というものを思ひ描いておられるようで、国会はそこでは飛ばされておられることとございまして。そういう意味では、私は情報公開法についてはいろいろ申し上げたいことがあるけれども、しかし大変そういうことに頭がいった、特に情報公開法については、その要綱なのか、中間報告の一番最初に「国民民主権」という言葉が登場するわけでございます、大変新鮮な驚きを持ってその言葉を見たわけでありまして。

なぜかという、いづれにせよこの行政改革委員会事務局は役所の方がやっておつて、文章も役所が書いたんだらう、役所が国民民主権ということとを言うというのは大変珍しいことで、日ごろは全然忘れていたのではないかと、あるいは忘れさせようとしていたのではないかと、いろいろなことを思つておりましたので、大変新鮮な驚きがありました。しかし、そういう意味ではよくやっていると、いろいろ問題はあるけれども、よくやつておられるというふうには思ひます。

そして、先ほどの構図で言うと、民事訴訟法や刑事訴訟法の証言や文書提出にかかわる部分というのは、この構図で言えば、国民があつて国会があつて行政と司法があつて、行政と司法との間を結ぶ線をどうするかという、そういう位置づけにならうかと思つてございます。その線は、民

事訴訟法、刑事訴訟法の証言、文書提出というのが一つ法律のルールになつておる。

それからもう一つ、ではほかの線はどうかという、国会と行政を結ぶルールというのは何かという、これは具体的に言えば私は議院証言法だけではないかと思ひます。国会法とかいうのがあるけれども、それ自体は具体的に両者の關係を律する有効なルールにはなっていないというふうな思ひでございます。

そういうふうな、議院証言法というものがあつて、そしてこの行政と司法を結ぶ民事訴訟法、刑事訴訟法というのがあるというふうな理解というものが、いかがでしょうか。

○濱崎政府委員 先ほど来三権の關係についていろいろお話を承つておられるところでございますが、その中で行政と司法との關係ということについて御指摘がございました。

例えば、行政の処分不服がある場合に行政事件訴訟法に基づいて抗告訴訟等を起こす、それは、裁判所が行政のあり方についてそれを直接の審理の対象として判断をするという關係が一つあるわけでございます。それと、今回問題になつております民事訴訟法における証言義務あるいは文書提出義務、今回の改正案で問題になつて文書提出義務、それから刑事訴訟法における押収あるいは証言拒絶、そういう場面の問題とは若干異なる面が、若干といひますが、基本的に異なる面があるものであるというふうな思ひしております。

民事訴訟法は、私的紛争を解決する、その解決は裁判所によって行われるべきである、こういうことになつておられるわけでございますが、その民事紛争の解決の場において証拠としてある証言が必要であるという關係にある場合に、他方、行政の立場としては、それが公務上の秘密に属する事項であればそれをみだりに開示してはならないという行政としての立場がある。その裁判所、司法作用の要請と、それから行政の立場の要請と、その關係をどう調整するかという問題であるというふう

うに考えておられて、これは決していわゆる縦の關係ということではなくて、横の關係という位置づけがされるべきものではないだろうかというふうな思ひでございます。

そういう關係において、現行法上の刑事訴訟法の規定あるいは民事訴訟法の証言拒絶の場面の規定というのは、これはそれぞれの権限の調整の問題として、公務上の秘密を秘密として保持すべきかあるいは開示すべきかという問題は、当該行政について責任と権限を負ういわゆる監督官庁、行政が決定するんだという基本構造のもとにその間の調整が図られておられるというふうな考えているところでございます。

○太田(誠)委員 文書提出命令というこのテーマに關しては、常に公務員の守秘義務という言葉がついて回つておられます。

そこで、人事院にお聞きをいたしますが、公務員の守秘義務は、国家公務員法の百条に規定されていることだと思ひますが、その考え方といひますか、それを御説明をいただきたい。

○佐久間説明員 国家公務員法第百条にいわゆる守秘義務という規定がございまして、これは、先ほど法務省の方からもお話がありましたとおり、守るべき義務として公務員に課されている重要な義務でございますけれども、一方、百条で言う秘密というものがいかなるものであるかということについてはいろいろ説が実はございまして。

ただ、昭和五十二年の十二月十九日の最高裁の判決において「国家机关が単にある事項につき形式的に秘扱いの指定をしただけでは足りず、秘密とは非公知の事項であつて、實質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものを言つと解すべきである」ということですので、私どもとしても、単に形式的に秘密であるということではなくて、實質的に秘密として取り扱うべきそういう秘密を公務員として守る必要があるということだろつと考へております。

○太田(誠)委員 今言われたのは、形式秘という言葉と實質秘という言葉で理解してよろしいわけ

ですね。

○佐久間説明員 今先生が御指摘になりました用語の問題は、我々として確定的に実質秘と形式秘という用語で統一されているということではありませんが、いわゆるそういう最高裁の判例によるような考え方を実質的な秘というふうに呼んでいるということでございます。

○太田(誠)委員 それでは国家公務員法においては、守秘義務の対象となっていることをどこかでしやべらざるを得ないとか、あるいは文書にせざるを得ないというふうになったときには、それは公務員としてはどうするのですかね。だれの許可を得るとか……。

○佐久間説明員 今先生御指摘のいわゆる秘密を發表するというそのことでございますけれども、国家公務員法の百条の二項に規定がございます。「法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するに、所轄庁の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長の許可を要する。このようになつてございます。」

○太田(誠)委員 戦前は所轄庁という言葉は本属長官と言つておつたというふうにお聞きしておりますが、よろしいですか。

○佐久間説明員 戦前の官吏については、勅令の官吏服務規律というものがございまして、その第四条に現在の国家公務員法百条に相当する規定がございます。その中では、ただいま申し上げました「所轄庁の長」に相当する表現として、同じように「本属長官ノ許可ヲ要ス」という規定がございます。

○太田(誠)委員 そこで、所轄庁と言うにせよ、本属長官でもいいわけでありませうけれども、それはもつと具体的に言えばその公務員の任免権者であるというふうに思つてよろしいのでしょうか。

○佐久間説明員 ほとんど御指摘のとおりになるだらうというふうに思います。

とすれば、任免権者であるということになるわけでございます。これはまた後で触れますけれども。この公務員の守秘義務に関して、内閣参事官室で昭和四十七年五月に「秘密文書等の取扱いについて」という服務心得のようなものを出して出されるわけでございます。これは各省に對して出したというふうにお聞きをいたしております。その骨格について、簡潔にちよつと教えていただけませんか。

○大谷説明員 昭和四十七年五月二十六日付の首席内閣参事官通知について御説明を申し上げます。

秘密文書の管理に關しましては、昭和四十四年四月十五日の事務次官會議におきまして「秘密文書等の取扱いについて」という申し合わせが行われておりました。各省庁は、これに基づきまして文書取扱規定を整備して、秘密文書の取扱いに万全を期しておつたところでございますが、その後、沖縄返還交渉に關する外務省秘密漏えい事件を契機といたしまして、秘密文書の取扱いに關し種々議論が行われました。

そのため、昭和四十七年五月二十六日に、先ほど申しました首席内閣参事官名をもちまして、各省に對しまして、四十年の事務次官會議の申し合わせの趣旨を徹底するようにということをお願い上げたところでございます。

またその際に、各省庁の実情を勘案いたしまして、各省の秘密を分類いたしまして、国家机关における各種の秘密の基準というものを参考までに作成し、各省庁にお示しいたしたところでございます。

○太田(誠)委員 どういうものを秘密というのかということとをそこで例示をされたようにお聞きをしておりますが、四項目あるらしいと。

外交、防衛という、国家の安全にかかわるものが一つ。それから、個人のプライバシーあるいは企業の利益にかかわるものというのが二つ目のカテゴリー。そして三番目はその職務の特殊性、警察の捜査とかあるいは監視船の配置とか、そんなことだというふうに聞いております。三番目が職務の特殊性。四番目が、為替相場のように、後に秘密にする必要はないけれども一定期間は秘密にしておく必要があることというふうに、大体四項目あつて、それぞれ例示がしてある、こういうふうなものだというふうに理解してあります。それでよろしいでしょうか。

○大谷説明員 ただいま御指摘のとおりでございます。

○太田(誠)委員 そしてこれは、秘密だと言ふくらいだから、こういうことが秘密だと言つていられることも秘密になるんだと思ひます。思ひますが、それを受けて各省において、これは極秘だとか秘密だとかいう分類をする省内の規約というのか、規律というのか、そういうものをそれぞれお決めになつておるといふふうにお聞きをしております。それもしやべつてはいけないうことであらば別ですが、官房長。

○頃安政府委員 お答えします。

法務省におきましても、文書取扱規程でその旨規定しております。

○太田(誠)委員 すなわち、官邸を中心にして各省はそれぞれ現実の世界で行政をしておるわけでありますから、余りしやくし定規にいろいろなことを言つても、公務員の守秘義務ということとを言つても、これは仕事にならないわけでございますから、その中の秘密の性格あるいは秘密のレベルというものを定義をされるというのは当然のことです。政府内ではそういうことになつておるといふことだと思ひます。

そこで、行政改革委員会、中間報告のことを今余り根掘り葉掘り聞いても気の毒だと思ひますけれども、今描いておるようなこういう構図の中では、話す材料がほかに何もないものですから、恐れ入りますが、中間報告について、特に不開示、開示しない情報というものを、中間報告ではどういふものが列挙されたかということをお教えいただけます。

○藤井説明員 御指摘の行政情報公開部会中間報告、四月二十四日に出されたものでございまして、この第六に「不開示情報」といたしまして、一番目に個人に關する情報、二番目に法人その他の団体に關する情報、三番目に、国の安全を害するおそれがあるとか、他国もしくは国際機関との信頼關係が損なわれるおそれ、通貨の安定が損なわれるおそれ、他国または国際機関との交渉上不利をこうむるおそれがある、そういうたいわゆる外交、防衛關係の情報、四番目は犯罪の予防と捜査關係の情報、五番目は、いわば行政内部とか機關相互の審議、検討等の途中の情報、六番目は、その他もろもろの、行政運営上公開すると業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある情報、こういったものの類型を挙げてございます。

○太田(誠)委員 今の情報公開法(仮称)に盛り込まれました六項目は、内閣参事官室の、先ほど申し合わせと言われましたけれども、その四項目とそれぞ対応があるわけでございます。

一、個人情報、二、法人、企業は、行革委の情報公開法中間報告の分は内閣参事官室の二番目のカテゴリーに入るわけでありまして、三番目の外交、国防というものは内閣参事官室の第一番目のカテゴリーに入るわけでございます。それから四番目は先ほどのカテゴリー三の職務の特殊性といったことに共通点が多からうと思ひます。

中間報告に出てくる項目で内閣参事官室のところにないのは、行政機關内部で協議されたこととかあるいは行政機關相互の間で協議されたことというふうなことを秘密とする、あるいは監督検査などの結果を秘密とする、多少そこはグアがあると思ひます。その中でも、監督検査結果をあれするといふのは、厳密に言えば、内閣参事官室の想定したよりも少し秘密の範囲が、五と六については広がつておるのではないかとと思ひます。

別にきょうは情報公開法のことを議論するわけではありませぬので、ただ、対応關係が十分にありと云うことだけを指摘させていただきたいと思ひます。

ですから、人間の考えることは、いつの時代もそう変わらないわけでありまして、昭和四十年とか四十七年に官邸で各省代表が話し合ったことと、今度の情報公開法で衆知を集めて協議をされた結果というのは、人によってそう違ったことを考えるわけではないということがわかるわけでございます。いずれこのような情報公開についての制度が整備されればこの辺は、全部が入るとは限らないけれども、いずれも常識的にだれもが納得のできる不公開、秘密の基準というものはこういうものであるかというふうに想像するわけでございます。

そこで、これはちよつとだれに聞いていいかわからないのですが、申しわけないですけれども人事院にお聞きします。

例えば内閣参事官室の通達とか、取りまとめたものの分け方というものと、先ほどおっしゃった、実質秘、形式秘と俗語で申し上げますけれども、そういうことは関係があると考えになりますか。個人的な御所見で結構なんですけれども。

○佐久間説明員 突然の御質問で私も準備が十分できておりませんが、実質的な秘密なのかどうかというの、先ほどまさに説明申し上げましたとおり、各役所が形式的に秘という判を押したから秘である、そういうものではないという意味での関係でございまして、では具体的にどこまでいけば実質になるのかどうかということについては、それは個々の問題を議論しないと一般的にはなかなか申し上げづらいというふうに考えます。

○太田(誠)委員 まことに申しわけない。きょうは皆さんに予告なしで質問しておりますので、個人的な御所見を言っていたらいいということとで。

そこで、それはあえて言うならば、実質秘、形式秘という分け方と、この役所、政府部内で、今内部で一つの規律としてやっていることのこの四項目とか六項目とかいうことは直接の関係はも

ちろんないわけですが、本当に秘密にする必要があるのかどうか。ただ単に偉い人がそう思い込んでおいて、いつまでたっても秘とか部外秘とかいう判を押したがるということを形式秘と言ひ、本当に秘密にしなければいけないものに実質秘というような言葉を使うのであれば、そこには極めて密接な関係がある、一致はしないかもしれないけれども極めて密接な関係があるというふうに思うのですけれども、個人的にいかがですか。

○佐久間説明員 恐らく、その当該省庁において判断される場合に、それが形式的に秘扱いにすべきだということと、実質的にやはり秘なんだというふうことが通常は一致することが多いだろうというふうには思いますけれども、後になってこれがどうだったのかというときに、いや実際的には形式的な重みしかなかったのではないかとということが後々わかるということも、それはあり得るだろうというふうには考えております。

○太田(誠)委員 よくわかりました。

先ほど人事院の方への御質問で、所轄庁の長、あるいは戦前の言葉で言うところの本部長官というのは任免権者であるという言葉がございました。

そこで法務省の方にお伺いをいたしますけれども、この民事訴訟法で言う監督官庁というのは一体何なのか、一体どういう人なのかということをお聞きをいたしたいと思ひます。

○濱崎政府委員 当該監督官庁という言葉は、現行法の証言拒絶に關します民事訴訟法二百七十二条一項で用いられている用語でございます。

これは、公務員の職務上の秘密に属する事項を開示するかどうかというこの判断権を付する者というところで用いられているわけでございますので、その意味するところは、その問題について権限を有する者を指す用語として用いられているものと考えておりますが、具体的場面においてどういふものがそれに該当するかということは、現行法の解釈の問題といたしまして、それぞれの公務員に適用される個別の公務員法関係法令の規定に

よつて定まるものというふうに考えられているところでございます。

したがいまして、問題となっております職務上の秘密が国家公務員の秘密である場合には、先ほど来お話に出ております国家公務員法百条二項の規定によつて所轄庁の長というものがこれに該当しますし、地方公務員の秘密であるという場合には、地方公務員法三十四条二項の規定によりまして任命権者がこれに該当することになるものと考へられております。

民事訴訟法では、それらを総称する用語として当該監督官庁という用語を用いているというふううに理解をいたしております。

○太田(誠)委員 その監督官庁というのは、国家公務員の場合には任免権者では必ずしもないということですか。

○濱崎政府委員 国家公務員法の解釈につきましては私も所管ではないわけでございますが、先ほど人事院の方から御答弁のありましたように、實際上、所轄庁の長というのは任命権者がこれに該当するのが一般であろうという御答弁であつたように伺つております。

そういう意味では、一般に任命権者がこれに該当するということが多いのだらうと思ひますが、厳密にすべての場合がそうであるかどうかということにつきましては、個々の場合においてその任命権者と当該職務について監督権限を持つている者とが違つていゝという場合があるのかどうかというところは、私も、すべての場合につまびらかにしておりませんので、御容赦願ひたいと思ひます。

○太田(誠)委員 そこで、この監督官庁という言葉は実は私は大変抵抗のある言葉であつて、つまりこの国の法体系は、さまざまな例外はあるにせよ、おおむね国家公務員の場合には主務大臣に権限をゆだねる、国会が法律を定めるときに主務大臣にその権限を与えるということになつておると思ひます。そして、その主務大臣に権限を与えらるゝということ、その主務大臣がその所

管の官庁の公務員全体の任免権を持つておるといふことが、先ほどから申し上げております国民主権、そして国会に立法権をゆだねておる、そこから行政の権限が発生しておるといふ国民主権という観点から見れば、そこは私は外せないのではないかとふうに思つております。

そこで、何でもこんな言葉が使われておるのか僕はわかりませんが、国家公務員法の所轄庁の長という言葉は、これは戦前の勅令ですか、本部長官という言葉はそのときは近代的な言葉に直したのだというふうに理解をいたしますが、民事訴訟法の監督官庁という言葉は、実はもう戦前、それこそ大正十二年から使われておるといふ言葉でございます。

そうすると、言ひたいことは、要はこれらの国家公務員法に言う所轄庁の長という言葉にせよ、民事訴訟法に言う監督官庁という言葉にせよ、これは旧憲法のときの言葉遣ひであつて、新憲法になつて国民主権になつたといふとき以後は、これは国民が直接選出をすることのできる都道府県知事とか、あるいは市町村長とか、あるいは国会議員たる閣僚とか内閣総理大臣とか、国民が選ぶことのできる、国民が任命権を持つていゝ人に公務員の任命権を与える。冒頭に申し上げました憲法十五条の精神はそういうことにあるのではないかとふうに思ひます。

だから、ここで言葉を正確に使うとすれば、私は、監督官庁という言葉のかわりに主務大臣ないしは、首長という言葉は法律の言葉ではないのですか、首長というのか、市町村長とかいうふうに書けばいいというふうに思ひます。それはだからだつて長つたらしいじゃないか、主務大臣及び首長——市町村長というふうに言へば長つたらしいじゃないかというふうに反論があるかもしれないけれども、我が国の法律の中にはだんだんと長い名前は幾らでもあるわけでございます。

私が覚えておりますのは、大蔵省の出先機関のことを総称するのに財務局及び福岡財務支局とい

うふうに、財務支局というのとは日本じゅうに福岡にしかないのですから、財務局及び福岡財務支局という非常に長つたらしい名前をつけるわけがございませう。正確を期そうとする法律の条文の中ではそういう言葉を使つていいわけでありまして、ちつとも不便はないと思つてわけがございませう。そこはどうかお考えですか。

○濱崎政府委員 任命権者がだれであるべきかという点についての先生のお考え方を踏まえての御質問と承りましたが、個々の公務員の任命権者がいかにあるべきかというところは私どもの所管するところではないわけがございませうけれども、現行の国家公務員法の規定によりますと、国家公務員法五十五条の一項本文におきまして「任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣」括弧は省略いたしますが、「会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。」という規定がございませうが、二項で「前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができ、」という規定があると承知しております。

また、地方公務員法におきましては、地方公共団体の長ということだけではなくて、議会の議長とか選挙管理委員会あるいは代表監査委員、教育委員会、人事委員会、公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長、その他法令または条例に基づく任命権者というような規定がされているところをございまして、それぞれの法令あるいはこれらの法律及び下位法令等によつて、任命権者は具体的な場面においてはさまざまであるということであるというふうに理解しております。

監督官庁という言葉が今の時代にマッチした用語であるかどうかという点については、いろいろ御意見があるかと思ひますが、この監督という言葉は、具体的に当該問題になっている公務員の職務を監督する権限を有している者という意味の監督ということがございませう。もとより公務員の

任命権は、根源は国民に由来するわけがございませうけれども、具体的に個々の公務員にはだれが任命権を持ち、したがつて監督権限を持っているかというところは、今申しましたように現実問題としては具体的な場合に依つてさまざまがございませうので、民事訴訟法の規定としてはそれらを総称する一定の概念を用いざるを得ない。

そこで、改正法案につきましても、現行法が用いている、あるいは刑事訴訟法でも用いている当該監督官庁という言葉が踏襲されていただいているわけがございませう。この用語につきましても、言葉を変えようということについて部内には検討はさせていただいたわけがございませうが、しかしなかなかこれにかわる適切な言葉がないということ、また概念を変えれば意味が変わつたのかというふうなことで混乱を招くおそれもないではないというふうなことから、この用語を踏襲させていただくことにしているわけがございまして、御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○太田(誠)委員 これは国家公務員については、主務大臣という言葉を使つて恐らく支障はほとんどないと思つております。主務大臣がいらない独立した機関というものが確かにあるわけがございませうけれども、それは何か適当に処理できるのではないかと、主務大臣等と言つてもいいと思ひますけれども。

そのようにしてだれなのかということを示しておかないと、監督官庁という言葉を使つておかないと、本来は想定しておるのは私は中央の省庁で言え担当大臣だろう、主務大臣だろうと思つておるのですけれども、実は大臣の仕事なのに濱崎局長がおれの仕事だと思つてもいいという心配もあるわけがございませうし、それから課長は自分のことだと思つてもいいし、係長も自分のことだと思つてもいいし、そこは明示しておかないと、だれの権限だかわからないということでは困るのだと思つてございませう。えてして我が国の場合には、大臣の権限を実は自分の権限だと思つている人も中央の省庁には大勢おられて、大

変戸惑うことが多いわけがございませう。それはよろしいのですけれども、公務員の守秘義務という話を続けさせていただきます。刑事訴訟法に、犯罪があると史料される場合に告発の義務があるというふうなことが規定されておると思つたわけがございませうが、公務員の守秘義務と刑事訴訟法のその規定との関係について刑事局長にお聞きをしたいと思つてございませう。

○原田政府委員 お答え申し上げます。先ほどの委員の御指摘の点は、さまざまな法律に定められております規定のいわば法益と申しますか、その法律の規定が達成しようとする目的に關するさまざまな事態を想定して、それについての御議論だと承りました。

ただいま御指摘の、公務員に一般的に課せられております守秘義務の問題と、それから公務員が職務を遂行するに当たりまして犯罪がありと思料するに至つた場合の刑事訴訟上の告発の義務という点は、確かに委員御指摘のとおり相互に關連してくる場合が生じ得るであらうというふうに考へるわけがございませう。

刑事訴訟法二百三十九条二項は、ただいま申し上げましたように、公務員はその職務を行うことによりまして犯罪があるとと思料するときは告発しなければならぬと定めてございませうので、この要件を満たす場合には原則として告発する義務が課せられておると考へられます。

一方、先ほど来御指摘、また答弁ございましたように、国家公務員法百条の公務員の守秘義務は、国家公務員または国家公務員であつた者がその職務上知ることのできた秘密または職務上の秘密に屬する事項をゆえなく漏らすことを禁止する趣旨の規定でございませう。その相互の關連ということになるわけがございませうが、その解釈に当たりましては、刑事訴訟法上の所定の告発義務の履行として、いわばその公務員が正当な手続によりまして知り得た、職務を行うことによつて発見した犯罪を、まさに改めて正当な手続に従つて告発するということ場合には、法令により当然行ふべき正

当行為ということにならうかと思ひますので、そのような場合には守秘義務違反は成立しないといふふうに解されているものと存じます。

○太田(誠)委員 そこで、犯罪があると史料される場合という、犯罪があるというのとは大變狭い定義であつて、せめてこれを違法行為があると史料される場合といふふうに改めてはどうかかといふふうに私は思つておるわけがございませう。違法といふことと犯罪があるといふのは違ふのです。犯罪といふのは刑事罰の対象になるような世界のことで、違法といふのは普通法律に違反しているといふ意味だらうと思つてございませうが、広い話になると思ひます。

犯罪があるとかあるいは違法行為があるということが現実にはつきりわかつておつて、そして告発をしなかつたといふ公務員は、実は我々が知つてゐるだけでも大勢いるわけがございませう。例えば住専のときに我々、私もきょうは本日は歴代大蔵大臣に来ていただいて一人一人からお聞きをしようと思つていただいても、余りそういうことばかりしているとか何かつォーマンスとか言われるからやらなかつたのですけれども、例えば住専問題で言へば、実際に露見したとか、はつきり住専があつたような状態であつたといふことがわかつたのは、はつきりしたのは具体的に言へば去年でありますけれども、それにさかのぼること三年前に銀行局の検査部はあつたことが生じているといふことを知つていたわけがございませう。それは新聞にも大きく出ていたから皆さんもよく御承知のこととでありますけれども、検査部の職員は、それが犯罪のおそれがある、あるいは事実上犯罪に近い、あるいは違法行為であるといふことが多分そのときにはわかつたといふふうに思ひます。

それからもう一つは、大和銀行事件のときに、あの例の、武村大蔵大臣だつたけれども、西村銀行局長が大和銀行のあの事件を知つて、そしてそれを隠した、そして三十五日ぐらいたつてやつと武村大蔵大臣に報告しておつたといふことがあつたわけがございませう。これも現に、大和銀行は犯罪を

犯したということで司法取引もして、みずから認めていたわけですが、現に犯罪があったのだけれども、そしてそのことを結局は大蔵省も知っておった。大蔵省はこの間も、前回ここで質問したときに大蔵省に聞いたならば、信託業法違反が何かなってある、それで処分しましたと言っておるから、犯罪になるということとはだれだつてわかるはずなのに、それを黙っていた、三十五日間にわたって大臣にすら黙っていたということでありまして、これは、犯罪があると思われる場合の告発の義務を果たさなかったということとはつきりしておるわけでございます。

HIVの訴訟、エイズの問題については私は余り詳しくないからなにごさいますけれども、明らかに犯罪に近いことが行われているとわかっていてもそれを告発しなかったことがあるわけでございます。枚挙にいとまがないほどそういうことがある。

そして、刑事訴訟法における犯罪が伴う場合の告発義務には何の罰則もないというふうにお聞きをいたしております。ですから、全体の公務員の守秘義務に関する法律の、ほかにもたくさん法律があるのかもしれない、私は今たまたま目についたものを言っているだけですが、その法律の体系の中で大変偏った法律の体系になっておる。守秘義務を守らせることについてはいろいろ手が打たれているけれども、犯罪を告発するということについては手がない。ただ単なる罰則規定のようなものである。それは今後の法律の考え方として、むしろ逆に、違法行為であるという、違法行為のおそれがある場合ということも含めて告発義務を課し、そして告発義務を果たさなかった場合には厳重な罰を加えるというのが当然だろうと私は思っております。

今ちょうど当委員会にも、メンバーではないかもしれませんが、保岡議員が一生懸命監査役や監事の権限の強化とか一連の、大蔵省の金融三法もそうでございますけれども、さまざまな報告義務

とかそういうことについての罰則を強化する準備をいたしております。住専問題に絡んでしておりますが、実はその中で私は抜けておると思うのは、例えば官庁に対する、それこそ監督官庁に対する、はつきり言えば大蔵省に対する報告というものが、おびただしい数の報告を金融機関は出させておられるわけでございますけれども、そのおびただしい量の金融機関に関する報告の中に虚偽の事実があつてはならない、虚偽の事実があつたらば刑事罰を受けるという規定が盛り込まれておるわけでございます。これは大変難しい問題のある箇所でありまして、これは議員立法の話でありますから、どうぞお気になさらないでいただきますのでけれども、そういう問題提起がなされておる。

ところが、もしそれをやるのならば、要するに金融機関の職員が大蔵省に報告するものについて虚偽があつたらばこれを罰するというのなら、その大蔵省の、監督をしておる機関の職員がそのような不正とかあるいは違法行為がある場合を看過しておつた、あるいは上司に報告しなかった、あるいは法律上の権限のある大蔵大臣に報告してないといったことになれば、それは刑事罰を科されるべきであるというふうに思うのでございます。そういうふうにして初めて、つまり守秘義務ということと犯罪があると思考される場合ということは同じウエートを持って、同じ法体系で臨まなければいけないというふうに私は思うのでございます。

我々もうっかりしておつて、十五年も国会議員をやつておつてついつい気がつかなかったことではありますけれども、本来ならばすべての法律には、法律でもって各省庁に権限をゆだねるのならば、そのゆだねたと同時にその権限をどう行使しておるかということ組織的、体系的に、定期的に報告をする義務を法律の中に書くべきであつたなというふうに思うわけでございます。権限を委任したものは渡し放しではない、委任したものは渡し放しということはないわけでありまし

て、委任したものは、必ずその委任したものをどう執行しておるか、どう使つておるかということ報告をしなければいけないというのが私は当然の世の中の道理であらうかと思うのでございます。

時々間違える人がいて、委任されたものは全部自分のものというふうにする人が多くわけでございます。法務省には決してそんな悪い人はいない、きょうここにいらっしゃる省にも悪い人はいないけれども、しばしば各省庁の中には委任されたものをすべて自分のものと思つて所管の大臣に報告もしない人が大勢いるわけでございます。大臣はえてして専門家ではないわけでございますから、みんなであつて蚊帳の外に置こうと思えばいつでもできるわけでございます。そして、しばしば我々の同僚議員もそういう目に遭つておつたわけでございます。私もよくそういう場面に遭遇するわけでございますけれども、そのことは決してよい結果にはならないわけでありまして、この人が素人でよくわからないとしても、つまり素人にさへわかるように報告をするということがひいては組織の自己規律というものに結びついていくわけでありまして、ゆめゆめそこは、法務省においては今のようになきちんとした姿勢でまたお仕事を続けたいと思つたのでございます。

そこで、今だんだんと国会の話ばかりになってまいりましたけれども、国会と行政の間には、先ほど申しましたように議院証言法というのがございます。議院証言法の場合にはどういふことかと申しますと、これは衆議院全体でもつてこれを、資料を出せるあるいは証言をしるということ言えば、これは相当の威力を持つて、行政は対応をするわけでございます。そして、衆議院全体あるいは参議院全体ということ言うならば、恐らくこれは決議が必要なんだと思つて、そういう議院証言法というものの訴えるためには決議が必要なんだと思つて、委員会もそれはできる。委員会もできるけれども、委員会も多分、委員会の決議をしなれば、それは議院証言法を活用することはできな

いということになつていふかと思うのでございます。これは当たり前のことのように思われるかもしれませんが、これは非常にきついな話であります。

国会議員一人一人は、衆議院であれば五百十二人、それぞれ十萬前後の有権者の信任を得てここに当選してきているのに、一人ずつではないかともしがたい。ほかの人にも同調してもらわないと国政調査権すら行使できない。一人の国会議員では発動できない。あんな大変な運動をして、あんなにたくさんの人から名前を書いてもらつて、権限を持つていないということでありまして、大変これは屈辱的な状態だということをぜひ皆様方に申し上げておきたいわけでございます。

それで、それに対して、情報公開法がもし中間報告のとおりできれば、実は国民一人一人が、一億二千万の国民一人一人は直接行政府に対して議院証言法と似たような権限を持つことになる、情報開示を求めたりすることになるわけでございます。一億二千万人全部が、五百人の我々よりも、我々一人一人じゃだめなんです、国民は情報公開法では一人一人が情報開示を要求できる。我々は、国会議員として一人ではいかんともしたいわけでございます。権限なしに等しいわけでございます。まともになくちやだめです。一山幾らの状態にならないと私は発言しちやいけないというのが今の議院証言法でございます。

そうすると、それでこれは、国会議員はそれぞれ国民から委任されておるのに、国政調査権があるじやないか、二言目には国政調査権があるじやないか、マスコミなんか特に申しますけれども、そんなものはないわけですか。何もない。それはあなた方がないものがあるというふうに言いくるめておるだけであつて、我々には国政調査権、実際には活用できるものはないということでございます。

そこで、では今度の民事訴訟法の関係でまいりますと、これは裁判官の数というのをこの間聞い

てみたら二千八百人くらいです。簡裁の判事まで入れて。そういうお答えでありましたけれども、まあ遠くない数字だと思いますが、二千八百人くらいです。違つていたらいいですね。でも、余り正確なことはないです。大体二千八百人くらいです。裁判官二千八百人。二千八百人の裁判官は、この民訴法によれば、今度の新しい改正で、単独でたつた一人で、裁判官一人で、文書提出の申し立てを受けたことを、理由があるかどうかを判断する。理由があるかどうかはその人が判断する。判断して、そしてそれを、行政に対して出せということをする。その中身は別です。権限の強さは別だけれども、要するに手続としては、五百十二人の国会議員は一人ではないかと。裁判官の一人一人が自分の判断でもって、原告が被告か知らないけれども、言われたものを要求できるということでありまして、これは実は相当恵まれた話でございまして。我々よりもよっぽど恵まれた話でございまして。

だから、私もジュラシーに狂つて、こういうものはもういい、原案どおりでもいいというふうに言いたいぐらいであります。しかし、そういうふうに向うのは後ろ向きな態度であつて、もう少し前向きにこれは、この問題もやはり考えていくことがよいのではないかとことも思わないではないわけではございません。

先ほどからいろいろな、特にプロフェッショナルな局長さんとかあるいは審議官とか参事官の話をお聞きしたり、あるいは特に弁護士の先生方この問題についてプロフェッショナルな方々とお話をしていると、時々この方々は、実は、原告と被告、原告が被告が知らないけれども、文書提出を求めた、申し立てた人が申し立てたから、自動的に何か行政に対して文書提出を求めるように取り計らっているだけというふうな、そういう受け取り方をしておられる方も時々おられるわけですね。いや、同じ人があるときはそういうことを言

そこはやはり違つたのであつて、これは明らかに、間にいる裁判官は、単に原告、被告がそれを要求したというだけじゃなしに、自分もそれに理由があるということでもってそこで判をいつて出すわけですから、それは明らかに原告、被告の権限ではなくて、まさにその裁判官の権限になつておるといふふうに思つてございまして。そこははつきりしておかなければいけない。ゼロと半分関与しているということは全く大違いでございまして、半分は関与しておる、裁判官は文書提出に關しては内容についても半分は関与しておるといふようにみなすべきであつて、半分関与しているのだから、これは裁判官の責任でやつておること、裁判官の権限でやつておることだということに理解しなければなりません。そういう裁判官の大きな権限に關することでありまして。

先ほどのように、私も情報公開法の悪口をさっきから言つておりますけれども、悪口を言つておるといふのは、私たちに何も無いというのに国民全部は持っているということに対する憤りもあるし、裁判官二千八百人はなぜか一人一人がそういう権限があるということも非常に憤りがあるわけでありまして。しかし、それはそのことに憤るよりも、我々自身が自分で立法をして自分たちの権限をもつて高めて、国民一般よりもあるいは裁判官よりもよっぽど情報開示についてあるいは情報報告を受けるについて、自分たちで工夫して立派な法律をつくらばいいんだということではございまして、それは前向きに考えるべきだと思つてござい

ます。そこで、だんだん時間もなくなつてまいりました。司法と行政の關係について戻るわけでありまして、各省から意見聴取をされたと思つてございまして、各省は一体どんなことを言つておったんですか、今度の法改正について。各省の意見。○濱崎政府委員 今回の改正全般につきまして、またこの文書提出命令制度の改正の問題も含めまして、法制審議会の審議を踏まえまして検討事項

の段階、それから、いわゆる中間試案の段階で公表して、各界から意見を聞いてまいつております。ただ、そういう意見照会に対して各省庁から意見があつたということではございません。

この文書提出命令について今回提出しております改正案についての各省庁に対する意見照会というものは、これは法制審議会の民法部会の要綱案決定、これが二月の二日にあつたわけではございまして、その民法部会において、内容的には今回改正法案として提出させていただいておるような内容で検討が煮詰まりつゝあつた段階におきまして、その内容で、すなわち現在法案として提出させていただいておる内容の改正をすることに、事務的に各省庁の意見をお伺いしたということとがございまして。それで、その説明をして、その改正について了解があつたということで、そういうことを踏まえて民法法案を提出させていただいておるところでございまして。

なお、先ほど民法部会というふうに申し上げたかと思ひますが、民事訴訟法部会の誤りでござい

ますので訂正をいたします。○太田(誠)委員 大変ありがとうございました。今の点は、実は報道などには、各省庁と協議をした、そこで、各省庁と協議をしたらばこういうふうにつくれというふうに文書提出の部分を書かれた、そのプレッシャーを受けて、一部の法制審議会のメンバーが、いや、ほかの省庁が承知しないからこういうふうにするのだというふうになつてきたというふうなことを言つたということが報道されたりしております。

私はそんなことはないと思ひますけれども、ただ、現に出た法案を見るとや、何かどこかで屈服したかなという印象がないでもないわけではございまして、ゆめゆめこれは、司法というものを確立をするということがまさに法務省として、司法行政の何とかといつてもおしやることと、それは法務省としては崇高な使命があるわけではございまして、そんなことは心配しなくてもいいのかもしれないけれども、ゆめゆめ経済官庁

などに押されないように、しっかりした姿勢でもつて他の省庁との協議があるならば臨んでいただきたいというふうに申し上げて、終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○加藤委員長 山田英介君。

○山田(英)委員 新進党の山田英介でございます。民事訴訟法案につきまして順次質問をさせていただきますが、既に趣旨説明、本会議における質疑応答がなされたわけではございまして、委員会における実質的な審議はきょう初めて始まるということでございます。

それによりまして、民事訴訟法案につきまして、新しい法律案をつくつた目的というのは、「民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとし、訴訟手続を現在の社会の要請にかなつた適切なものとするために、新たな民事訴訟法を制定」する、こうなつておりました。骨子が、証拠収集手続の拡充整備とか、大きく五点左右は挙げられております。その骨子の中で一番国民が関心を持つておるところが、証拠収集手続の拡充整備というところだと理解をいたしております。

したがひまして、私は、きょうの午前中四十分、午後四十分の質疑時間を、特にこの証拠収集手続の中核部分、文書提出義務に關する改正に焦点を絞つて順次質問をさせていただきますと思つております。

いずれにいたしましても、新しいこの民事訴訟法案で公文書、行政文書の取り扱いがどういうふうに変わるのか、どうなつていくのかということ、は、国民各層の極めて強い注目をするところ、あるいは極めて大きな関心事でございまして。

それで、これはちよつと確認といひますか、現行民事訴訟法のもとにおける公文書あるいは公務秘密文書、この取り扱いというのはどうなつてい

十二条で、第一号から第三号、この文書の所持者はその提出を拒めない、出さなければならぬというところで、一号から三号文書が規定されているわけですが、この例えは引用文書とか、あるいは閲覧・引き渡し請求できる文書とか、あるいは利益文書、法律関係文書とか、こういうものの中に、いわゆる公文書あるいは公務秘密文書というものも、これは当然のものがあるわけでございます。

申し上げましたように明文規定がいわゆる公務秘密文書についてはないわけですから、これは結局どういふふうになっているかというところ、裁判の実際には判例の解釈にゆだねられている。それで、結論づけていえば、公務秘密文書であるか否か、その公文書が秘密性に該当するかないかの判断はまさに裁判所がするわけであって、その裁判所が当該公文書について秘密性がある、このように判断すれば文書提出の義務を免れる、こういうことに現行法のもとにおける公文書等の取り扱いにはなっていると思うのですけれども、そういうことでよろしいですか。

○濱崎政府委員 今委員御指摘のとおり、現行法の提出すべき文書の範囲といたしましては、民事訴訟法三百十二条の一号、二号、三号、それぞれ列挙されているわけでございます。

基本的な現行法の考え方というのは、これは、これらの文書に該当する以上は、基本的にはその当該文書の秘密性というものを考慮しないで提出義務の対象になるということであるというふうな思っております。例えば、当事者たる行政庁が訴訟においてある文書を引用した、その文書をみずから持っているというときに、引用した以上は、それは相手方から求めがあれば提出しなければならぬということであろうと思っております。

ただ、実際の業務の運用といたしまして、これは現に、具体的には三号の文書の範囲でございますが、三号の文書の範囲は、法文上は、筆者者の利益のために、あるいは筆者者と文書所持者との

間の法律関係につき作成されたものというふうな……

○山田(英)委員 質問に答えていません。要するに、現行法の枠組みのもとではいわゆる公文書、公務秘密文書というのは、最終的にそれは、秘密性があるかないかは裁判所が判断をして、そして、もし秘密性がその公文書についてはあると認められれば文書提出の義務というものはない、免れるという仕組みになっているのじゃないですかと確認しているわけですか。そこを、そうだったらそう、そうじゃなかったらそうじゃないと。

○濱崎政府委員 それを説明させていただいていふつもりでございます。その道行きがいささか長くなりまして申しわけございませんが、

繰り返すことになりますが、この各号に該当する文書であるということであれば、基本は文書の秘密性というようなことは問題にならないということでありまして、ただ、三号の文書につきましては、この文言よりも、解釈上の努力をいたしまして相当幅広く解されつつある。法律関係についてというところに必ずしもこだわらないで、法律関係と密接な関係にあるという文書については三号の文書に当たる、あるいは、筆者者の利益のためにというものの裁判例によつてはかなり幅広く解釈、運用がされているという傾向にあるわけでございます。そういう場合に、公務上の秘密あるいは企業の秘密というものもございまして、そういうものに該当するものがその対象に、範疇に入り得るという場面が出てきているわけでございます。

そういう場合につきまして、裁判例の考え方といたしまして、そういう場合には、現行法の証言拒絶に関する規定の趣旨を類推適用して、一応三号の文書に該当するけれども、公務上の秘密に関する文書であるから結局のところ三号に該当しないというふうな考え方をとっている裁判例があるというふうな承知しております。そういう場面にございましては、その秘密性の該当の判断というのは裁判所でされておるとございまして、

しかしながら、それはあくまでも現行の三号の適用、解釈の場面の問題として、そういう解釈、運用がされているというところでございまして。

○山田(英)委員 もう十一分経過でございます。

確認でございますが、要するに三百十二条第一項第三号文書、利益文書、法律関係文書については、今の答弁を踏まえて申し上げますと、この公文書とか行政文書というものが三号文書に当たるのかあるいは三号文書に当たらないかというのは、それも裁判所が判断をする。したがって、三号文書に該当する文書、行政文書がいわゆる公務員の職務に当たるとかどうかという最終的な判断は裁判所が行って、それで現行法の文書提出命令の枠組みというのは、もし秘密性が認められるとすれば行政側は文書提出命令を受けない、または裁判所側からすれば発令しない、こういうことになっている。こう理解していいわけですね。一言。

○濱崎政府委員 繰り返すことになりますが、三号の適用、解釈の場面において、裁判例においてそのような取り扱い、解釈がされているということでございます。

○山田(英)委員 そうすると局長、この新しい民事訴訟法案、本法案によつて、そのところはどういうふうに変わるのですか。

もうちょっと具体的に言えば、三号文書について、それが公文書であった場合、秘密性があるかないか、あるいは利益文書、法律関係文書に当たるとか当たらないかというふうなことを含めて、現行法のもとでは裁判所が最終的あるいは専断的に判断をしている。それが新しい民事訴訟法案によつて、今度はそれが最終判断をするのか、どこが秘密文書であるかというふうなことを判断することになるのですか。

○濱崎政府委員 これは委員既に御案内のところかと思いますが、今回私も提出しております文書提出命令についての改正案は、現行の一号から三号までの文書はそのままにして、そしてそれ以外にこれをさらに広げるために第四号を

追加しようというところでございます。

一号から三号までの文書というのは、これはいろいろ要件が書いてございますが、要するに、当該文書の性質上筆者者と一定の関係を有する関連文書、そういうものについての提出の対象としているわけですが、これをそういう関連の問題にしないで文書一般にまで拡張しようということでございます。その拡張する場面においてのみ、一定の秘密に属するものについてはその対象から除外するという考え方でございまして。

したがって、一号から三号までの適用の場面におきまして、今申しましたような裁判所における解釈、運用がされているということについては、今回の改正は一切影響を及ぼすものではないというふうな考えております。

ただ、四号の場面におきましては、公務上の秘密に属するかどうかということについては、これは、当該行政について責任を持っている監督官庁の判断によるという考え方をとっているわけでございます。

○山田(英)委員 私は、具体的に質問通告というのはしていません。質問通告しようがないのです。私は、文書提出命令の諸規定についていろいろな角度から質問しますというふうに、そういうふうな申し上げてあります。ですから、何かあらかじめ答弁書を用意されて答弁されてもかみ合わないのです。

今僕が聞いているのは、現行法三百十二条の第三号とおっしゃいますから、第三号の利益文書、法律関係文書に当然公文書や公務秘密文書も入ってくる。したがって、御答弁があったように、現行法のもとでは裁判所が秘密性があるかどうかを判断するんだ、あれば出す必要がないんだ。では、今度新しい民事訴訟法、これは秘密性があるのかないのかということだ、それが判断するの。どこだと、一言で済むのですよ。

○濱崎政府委員 今度追加することとしております四号の文書につきましては……(発言する者あり)失礼しました。三号の適用の場面におきまし

ては、現在の解釈、運用がそのまま維持されるというふうに考えております。

○山田(英)委員 後ほどそのところはまたやります。

それで、これまで裁判所が判断をしてきたものを、今度は行政に、官庁にその判断をゆだねる。これが、今局長が言いましたけれども、新しく公務秘密文書に関する取り扱ひの規定を置いたから、前の一号から三号文書の判断とは全く違うというふうにおっしゃったのだらうかと思ひますけれども、いずれにしても、当該公文書、行政文書が職務上の秘密に該当するかないかということ、従来裁判所がその判断をしていたのを、今度は行政に、官庁にそれをゆだねるというか判断をさせる、この民事訴訟法案というのはこういうことになっているのじゃないですか。

○濱崎政府委員 これもくどくなるといふおしかりを受けるかと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、現行の第一号から第三号までの関係、特に第三号の関係において公務上の秘密に属するというのがその三号に該当するかどうかという要素として判断される場合には、それは裁判所が判断をするという運用がされているというところは今申し上げたとおりでございます。しかしながら、今度追加しようとしております四号は、先ほど申しましたように、そういう拳証者と一定の関係にあるということをお問ひ一般文書でございます。

そういうことでございますので、三号までの文書と四号の文書というのは文書の性質が違ふというところにかんがみまして、四号の関係については行政のみならず、私人、私企業につきましても一定の制限を設けるということにしているわけでございます。そのところは基本的な性質の違いがあるというふうに考えているところでございます。

○山田(英)委員 その答弁を受けとめたとして、それでは、こういうふうに関きましよう。新設した二百二十条第四号の特に口の規定、いわゆる公務秘密文書の提出に關しては、公務員の職務上の秘密に關する文書で監督官庁が承認しないもの、こういう新設規定を置いた、この四号のいわゆる最終的な公文書の秘密性があるかないかというものは、これは裁判所から、要するに官庁が判断をするというふうにした、一つはそういうこと。

それから、では、現行法三百三十二条の三号文書の中にも、公文書、行政文書というものはあるわけですよ、実際に。今までの現行法下における問題として、それは公文書等も三号文書に当然該当するものが出てくる。この場合は、裁判所が最終判断をして、秘密性がない、あるいは利益文書、法律関係文書に当たらない、いずれにしても裁判所が判断していただくわけですよ、それはそれと。

それから、新しい法案の中では、四号の規定を置いたけれども、特に口の規定については、公文書については、裁判所のいわゆる秘密性に当たるかどうかの判断権というものは取り上げて、それで官庁にこれをゆだねる、こういうことになっているわけですね。

○濱崎政府委員 繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、現行の三号の条文の中には、もとより公務上の秘密に属する文書、公務員の秘密に属する文書という概念は出てこないわけでございます。あくまでも三号の適用、解釈の問題として今のようない問題が生じてきており、そのようない処理がされている裁判例があるということでございます。

今度四号を追加するというに伴って、初めてこの点を明確にする必要があるという問題が生じてきて、そのことをこういう形で明確にする法律案を提出させていただいた。その理由は聞かれておりませんので、さらに申し上げる機会があれば申し上げます。

上、時間をちようだいして、全部やりまますよ。ですから、先へ行くのはこたわらないでやりますよ。では、いいですよ。

判例の解釈では——公文書、公務秘密文書が提出できるのかできないのか、それが本当に国のありは公共の重大な利益を著しく害するというふうなおそれがあるかないかということについては明文規定がないわけですから、判例の解釈による、判例を積み上げてきた、これは局長も今認めておられる。当然のことですから、これは事実です。

それでは、三号文書のところで余りこたわっているとかみ合いませんので、新設の四号の口、いわゆる公務秘密文書の取り扱ひなんですけれども、何で裁判所のいわゆる判断権を取り上げて、それが秘密に本当に該当するかどうかというふうな判断というものを取り上げて、それで官庁にその判断をゆだねることという、そういう規定にしたのか、その理由、根拠を教えてください。

○濱崎政府委員 私ども、今裁判所が持っている判断権を取り上げたというふうに考えているものではないというところは、先ほど来申し上げたとおりでございますので、その点は申し上げさせていただきます。

なぜこういう改正法案を提出したかということでございますが、今回の改正は、提出命令の対象となる文書についても、そういった拳証者との一定の関係という問題を問題にしないで、一般にその提出義務を国民に負ってもらうということにしようというところで、そういう議論から改正をしたわけでございますが、その提出義務の対象となる文書を一般化するという場合におきまして、現行法のもとで一般義務とされております証言におきまして証言拒絶事由、これとの並びの範囲内において、そのスキームの範囲内において提出文書の範囲を拡充しようというところで議論をしてまいりましたわけでございます。

監督官庁の承認を必要とする、承認がなければ証言を拒絶することができるといふことになつてゐること、それと同じ考え方の範囲内での改正案を立案させていただいた、法制審議会の審議においてもそういうことで答申がされたということでございます。

○山田(英)委員 いずれにしても、それは取り上げたと同じなんです。だって、明文規定がないのですから判例の解釈を積み上げていく以外ない。そこでもって運用する以外ないわけですから。それは裁判所がやっていたのですよ。裁判事例というものを、それは裁判所が判断してつくっていくわけですから。判例法というのがあるわけでしょう。

ですから、新設する二百二十条第四号の口の文書について、これは取り上げたんじゃないというけれども、それをなぜ監督官庁の判断にゆだねたのか、その根拠を聞いたわけですが、今おっしゃるようなそういう形式的なことではなくて、実質的に、要するに、裁判所の最終判断に、秘密性があるかないかというところの判断をゆだねることによつて、何か不都合でもあるんですか。今まで、あるいは不都合でもあったんですか。裁判所に、秘密性の有無、秘密性に該当するかないかというところを最終的に判断してもらうというところについて、判例を含めてですよ、そういうふうな官庁が全部判断をするというふうになければならぬという、そういう新規立法というのか、この新法をつくらなければならぬという、繰り返しますが、裁判所に秘密性の有無について最終的に判断をさせることについて何か不都合がなければ、おかしいと思ひますよ。国に重大な損害を与えたことがあるんですか。裁判所が最終的な判断をすることによつて、あるいは今まで実質的にしていたことによつて、何か実質的に不都合なことでもあるのか、そういうことが多発しているのか、弊害があるのか、具体論でお答えください。どういふことがあるんですか。

○濱崎政府委員 繰り返しのようになりますが、現在の

裁判所の運用というのは、三号の文書の範囲、すなわち挙証者の利益のために、あるいは挙証者と文書の所持者との間の法律関係につき作成された文書、それに、その解釈の範囲内に入り得る文書を対象として、そういうものの中に秘密に属するものがあるということが問題になっている場合の問題でございませう。そういう場面において、裁判所がその秘密性について三号の要件の一つとして判断されるという限りにおいては、特に弊害がある、あるいは弊害が生じているということを聞いていないわけではございませう。

しかしながら、今回の改正は、繰り返しになりますが、そういう関係がない文書についてもその文書としての属性を問わないで出してもらうというところになるわけではございませう。そういう場面を考えますと、三号の適用解釈の問題とは全然別次元の問題であらうというふうに考えているわけでありませう。

○山田英委員 それはだめですよ、それは。具體的な根拠はないと言っているんだから。だから、公文書、行政文書が秘密性があるかないかを判断するのを官庁に専属的にやらせるなんてことはおかしいじゃないですか、それは。

要するに、証言義務規定が一般化されている、証言義務が一般義務化されている、今度文書提出義務も一般化する、文書提出も一般義務化する。両方一般義務化になるのだから、証言義務規定のところ、職務上の秘密に関する事項について尋問を公務員が受けるときは監督官庁の承認が必要だ、この規定を機械的に、極めて形式的に当てはめようというのが今の御説明ですよ。そういう形式的なことを僕は聞いたのじゃなかったのです。これについては、そうおっしゃるのだったら、これはこれでまたやりませう、きつちり。午後もあるのだから、二巡目、三巡目もあるのでやりませうけれどもね。

余りにも形式的なんです。文書提出義務を一般義務化したから、だから、既に一般義務化されている証言義務規定にある公務上の秘密について

の事項について尋問を受けるときは監督官庁の承認が必要だ、だから、こつちも一般義務化なんだから必要だ。書証と文書と証言、このところの規定、そのいわゆる証拠方法としての違いも無視して、それから、したがってそこから出てくる規定のありようの違いも無視して形式的に一つにさせようとしているのですね。これはおかしいですね。合理性、説得性ないです。

四月の十七日に当委員会での四人の弁護士の方々に来ていただいたので、ここで参考人として意見の陳述を私どもは受けました、なさいました。そのとき、四人の方々のお話を聞いてみても、結局今日の新聞問題というのは、官庁とか行政側が不当に情報隠しをしているということが今、そのときも指摘されたし、今日的な社会の要請あるいは期待というのは、時代の要請というのは、それははいかに今まで不当に秘密化されてきた、隠されてきた、あるいは提出を拒否されてきた、そういう情報を、そういう資料を裁判所に証拠としてのもつと出してもらいたい。

それが、いろいろ参考人の意見陳述を聞いてみても、行政、官庁側からは不当な拒否、拒絶、提出拒絶、あるいはその秘密の判断、出せないとする判断理由が非常に不当である、説得力がない、ともかく自分たちに不利になるようなことは出したがらない。それは、公務遂行上著しい支障が生じるおそれがあるからとか、公務上の、いわゆる職務上の公務員の秘密だからというのを盾に、そこところが今批判されているわけですよ。

それをどういうふうに、裁判所へ証拠として資料がもつとよく出てきて、当然出てくるべきものが、今までそういう手段、方法がなかったわけですから出てこなかった。それを新しい民事訴訟法の中でどうやって是正していくのか、出やすくしていくのかというところが一番大事なわけであって、むしろ、いわゆる公務秘密文書であるのかないかということを経済的に判断するのは、それは裁判所のはずなんです。それを、みずから拒否

し、みずから提出しないことについての不当な判断をしてきていると極めて強く批判されている官庁にすべて秘密性無の判断を、判断権を上げてしまふ、任せてしまふ、こんなことはおかしいのじゃないですか。こんなことじゃ七十年ぶりの民事訴訟法の大改正が泣きますよ、そのところにきちっとこたえられなきゃ。今まで行政が出したことがなかった、正当な理由もなくとか出さなかつた、それをどういうふうに出させられるようになったのですか、今回の民事訴訟法案で。

それから、それは出したとしても、国家の秘密だとか公共の重大な利益なんかは、国家の利益は失われません、そういう歯どめもなかった上で大丈夫ですよ、という、そういう堂々としたやはり審議というものがなされなければ、あるいは質疑応答を積み重ねていかなければならないと思えます。ですから、逆のことをやっているのですよ、この文書提出命令の諸規定をこういうふうに置いたのは、そうでしょう。

繰り返すようですが、国民的な物すごい大きな批判があるじゃないですか。HIV訴訟における厚生省の対応。資料を六年間も秘匿して出さなかつた。それによつて二千人の血友病患者の方々が感染をする。注射打たれちゃうのですから、エイズ菌の入った非加熱製剤を。二千人がエイズになる、四百人が既に死んでおる。なぜそこまで被害が拡大したのか。それは、もつと早く資料が出ていけば、いろいろな対応策ができたはずじゃないですか。厚生省という行政が、厚生省という官庁が、ゆえなく、不当に、不法に、犯罪のですから、そういうやり方でもって、真実を知らせてくれと言っている患者の、原告団の希望を無視し続けて、五年、六年、資料を出さなかつたじゃないですか。まさにそこが問題なんです。それをどういうふうにしてこの新しい民事訴訟法で是正していくかということが一番の命題なんです。マスコミだつて、学界だつて、法曹界だつて、国民的に全部こは厳しく批判しているじゃないですか。

ですから、判断権が三号については法的にはあるとか、それは法的には明文規定はないのですが、裁判所が判断してきたということは明らかじゃないですか、判例というのがあるのだから、そういうやりとりでは、これはもう国民が失望しますよ。

こうして見ると、判断権を新設の二百二十条四号の特に口の部分、そういう規定を置いて、秘密かどうかの判断権は官庁に全面的にゆだねるという規定の仕方は、これは間違っています。

民事訴訟法改正の目的は、社会の要請に適切にかなうような、そのような訴訟制度の改善を、改革をしていこうというところにあつたはずじゃないですか。全然逆じゃないですか。これは、本法律案策定の目的、立法の目的と全くそごを来します。逆のことをやっているということになりますよ、法務大臣。

○長尾国務大臣 先生、先ほど来私どもの局長から御説明を申し上げているところでございませうが、民事訴訟の現段階の、現行の法律の中で、公務上の秘密にかかわりますような文書につきましてもできる限り訴訟の真実を明らかにするために提出を求めていくという実例の積み重ねがございまして、このことは明らかに踏襲をされていくということではございませう。

問題は、先生が御指摘になっておりますように、文書提出義務を一般義務化する、今までより範囲を広げていくという考え方のときにどういうようなスタンスで私どもが改正に臨むかということになるかと思ひます。

この点につきましては、局長から申し上げたことと繰り返しては、局長から申し上げますが、私どもは民事訴訟法というところで議論をさせていたではないわけではございませうが、現在のすべてのさまざまな分野におきますこういった一般義務化の中におきますような諸規定、これを私どもが、それとは違う形で、先行する形でやっていくということ、私どもの現在の立場からはできなかったというところを繰り返して申し上げているわけではございませう。

います。
先生は、一般に今行政の情報を公開すべきである、こういうことについて行政の立場は大変に不熱心であるという御批判をいただいているかと思っております。

このことにつきましては、先ほど太田委員からも御質問がございましたように、行政の情報をどういう基準で公開すべきかということについては御議論がなされているというふうに向っているところでございます。私どももいたしましては、その御議論の結果というものがどういふ線としてまとまってくるのか、そのことを注目させていただきたい、このように思っております。

○山田(英)委員 大臣、せっかくの御答弁でございますが、一々にそうかなというふうな思っているまい。そうなのですけれども、実は、僕はそれは大分違うと思うのです。

それは午後僕はやろうと思っていたので、もう間もなくでしようから午後には譲りますけれども、例えば、情報公開法との関係で今最後におっしゃいましたけれども、大臣、それは違うのじゃないですか。こっちが先に——一つだけ申し上げますよ。法二百二十条の四号で、公務秘密文書で監督官庁が承認しないものは提出することはないというところで、承認しないものは、いわゆるそういうことで、司法の判断をこれは排斥しているわけでしょう。監督官庁が判断するというところから、司法の判断を排除しているわけですよ。もし仮に、この後上程されるでありますよう情報公開法において、先般要綱案なるものが明らかにされました。では、情報公開の中で、行政庁に対してこの情報を開示してくださいと請求した者がいて、いや、それはかくかくしかじかの事由で非開示です、開示できません、公開できません、そのときに不服審査会というのが設けられると書いてあります、要綱案には、そこでもって不服審査をやっても、その不服審査委員は、必要があればその当該官庁に、見せなさい、その文書というこ

とで決定を下すという、そういうシステムが今用意されようとしている。

ところが、ここでもって司法審査が閉ざされてしまふんですよ、結論からいえば。官庁が秘密かどうかの判断権を一〇〇％握るわけですから、四号の規定については、そうすると、情報公開法の中で開示してくれなかったことを不服と思つて、不服訴訟、今度は司法に救済を求めるわけですよ。そのときに、司法、この民事訴訟法が、それはもう官庁が秘密と言えは言いなりで、最終判断も何もできない、全部排除されてしまつていくわけですから、そのときどうするのですか。司法による救済は求められないじゃないですか。できないじゃないですか。

したがって、それはいろいろな意味があるのですよ。こんな規定ができた、情報公開法なんというの骨抜きになりますよ。こんなのは情報公開法つぶしじゃないかと言ふ人だっているのですよ、この文書提出命令の新しい規定は。

それから、もう一つ言わせていただければ、何で裁判官でもない不服審査委員に我々行政庁の文書を見せなさいいけなんだ、こうなるじゃないですか。ならないとは言えませんが、いやそれは、民事訴訟法はこれでもって先に決めました、後から、山本拓理事も先般の質問で大臣に伺いましたけれども、後から情報公開法が、もつとしっかりしたものができるとしよう、そうしたらこっちを合わせればいいんだ、これはそんな話じゃないですよ。

そうなのかもしれません。しかし現実には、民事訴訟法の司法審査の場面で司法の審査権を全部奪つておいて、官庁に一〇〇％秘密性ありやなしの判断権をゆだねておいて、それで情報公開法が立派に制定されると思いませんか。

両面あると思いますよ、大臣のおっしゃったことと私が言っていることと。しかし、私が申し上げていることの方がこれは危険性が高いですよ、どう考えても。情報非開示、不服訴訟、司法の救済を求めてきたときに、この規定じゃ何も救済さ

れないということですよ。情報公開を請求する国民の司法救済はこれで閉ざされるという規定なんです、これは。

時間ですから、やめます。午後とその後にやります。答弁要りません。委員長、終わります。

○加藤委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山田英介君。

○山田(英)委員 午前中の質疑応答を総括するといいますが、まとめて二点ほど確認をさせていだきたいと思ひますが、いわゆる公文書、行政文書につきまして、それが秘密性に当たる、秘密性があるといった場合にどういふことになるのか。

それで、民事訴訟法案という一つの法律の中に、局長の答弁を伺っております、二百二十条三号文書については、その公文書が秘密性を持つてあるいは持たないというこの最終判断は裁判所にあるというところで、ところが、新設といいますか、新しく設けられた四号の文書、いわゆる公務秘密文書で監督官庁の承認のないもの、これは提出しない、この部分については監督官庁が判断をする、秘密性があるかないかについて最終的に官庁が判断する。同じ一つの法律で判断権者が二つに分かれるというふうな立て方があっていいのか、おかしいのじゃないかというふうには思つたのですが、この点はいかがですか。判断権者が二つある、同じ公文書です。

○濱崎政府委員 結論的に申し上げますと、私どもは、三号文書と四号文書は性質が違ふということから、そういうことになるということも合理性があるというふうな考えております。

○山田(英)委員 そういふお答えなんですけれども、これは法制審議会の民事訴訟法部会でその点

は議論があつたのでしょうか。一つの法律の中に、一方では裁判所の公文書の秘密性についての判断権を裁判所に与える、与えるというか置いておく。新設の四号文書については、同じ法律の中で官庁がその公文書の秘密性の有無について判断権を持つというところが果たしていいのか悪いのか、何か問題点がないのかということをは法制審議会の審議の中で議論されたのですか。

○濱崎政府委員 繰り返すになりますが、三号の問題はこの規定の適用上の、解釈、適用上の問題でございます。その場面で今御指摘のような処理が実務上されているということは法制審議会でも十分前提として議論をされております。

そういうことを踏まえて、四号の口の文書の取り扱いについては、現行の制度のもとではこういうことでいくほかにないという判断をされたわけでございます。御指摘のような、実際問題として、実際の運用上、三号と四号で取り扱い、その点についての対応が異なるということは、それは議論の対象になり、それも是認すべしということになったという経緯がございます。

○山田(英)委員 もう一つなんですけれども、要するに、およそ五、六年ずっと、平成二年あたりから法制審議会は新しい民事訴訟法についてどういふふうに進めようかというのをずっと審議をされてきた。ちょうど期間が重なって、東京や大阪ではこの五年、六年、ちょうど期間が重なるのですが、HIV被害エイズ訴訟というものがずっと進行していた。その間、厚生省は資料がないというところが出さなかつた。それで、それがことしになって、一月何日ございまして、膨大な資料が見つかったという話でもって公表されてくるというふうなことが、ことしの一月二十六日ですよ。

このことについては長くは触れませんが、私も、したがって、そういう極めて今日の国民の関心あるいは批判、これはどうしても改善せよというそういう声が上がっている中で、いわゆる公務秘密文書についての規定をこういうふうな形

で、すなわち裁判所の秘密判断は排除する、官庁に全部判断させる、官庁が秘密だと言えればそれは言うなり、出せない。本場に秘密だということの判断の妥当性も、インカメラが提示命令手続から外されているものですからだれも見ることができない。本来提出を拒絶すべきではない文書が秘密だと言われて出されなくなっても、これはだれも不当性について触れることができないといううなど、この法制審議会の中で、具体的に、四号の口の文書について官庁に任せていいの、判断権を全面的にゆだねていいの、いややはり第三者、しかも最も中立的な第三者、裁判所の監視のもとに置くと言ったら言い過ぎかもしれないけれども、判断をさせるべきではないのかといううな、恐らくこれはかんかんがくがくの法制審議会において激論が交わされてしかるべきであったと私は思うのですけれども、そこどころはどうかということだったのですか。あったのですか、そういう議論がなされたのですか。

○濱崎政府委員 経緯を申し上げますと長くなりますが、できるだけ短く御答弁させていただきますと思います。

法制審議会の議論におきましてその点が一番焦点点として議論されたのは、むしろ証人尋問の手続におきまして、先ほど来申し上げておりますように、公務員の秘密に属する事項については監督官庁に承認権、拒絶権というものがあつたということになっておる、それはそれでいいの、かという点についてこれはかねてから議論がございました。この点につきましては、申し上げるとなるとございしますが、日弁連の側からは、やはり裁判所が判断するという方向での改善を考へるべきではないかという御指摘がございました。その御議論がございましたけれども、まあこれは民訴の場面だけで解決することは困難であるということで議論が推移したという経緯があります。

片や、文書提出命令の範囲を拡大する、その一般義務化をするという案と制限列挙をとりながらそれを広げていくという案、二つの案が並行して

審議されてまいりましたけれども、一般義務化をする案の前提といたしましては、拒否することができるときは証言拒絶の場合と同様のスキームで取り扱うということを前提として議論がされたという経過がございします。そういうことで、かねてから裁判所が判断すべき監督官庁が判断権を持つべきかということについては議論がされてきた経緯にございします。

(委員長退席、太田(誠)委員長代理着席)
それから、HIV訴訟を中心とする最近の動向というものは、そういうものが世間で取り上げられてきたのは比較的近い時期のことです。いますけれども、そういう状況も踏まえて、法制審議会の最後の段階におきまして、文書提出命令の關係につきましては、最後まで日弁連の側からは、秘密性について裁判所が判断するというような改正をすべきであるという御意見が提示されておりました。

その点について相当改めてまたその段階で議論がされたわけですが、最終的にはそういう情勢を踏まえて、そしてまた秘密に属する文書としてどういう種類の文書があるかといううなことに、このヒアリング調査も踏まえてながら、今行政改革委員会の行政情報公開部会の中で大ま幅広の大きな御議論がされている最中であつて、その議論を今この段階で、民事訴訟法の場面だけ、一定の線を引くということとは困難である。したがって、そういう議論の推移、結果を踏まえて、それを受けとめて民事訴訟法でこの問題についてどういう対応をすべきかということを考へることがより適切な解決が得られる事柄であるといううな法制審議会全体としての最終的な御判断で今提出しておりますような内容での改正要綱が確定されたという経緯があるわけがございします。

○山田(英)委員 いまにも御答弁でお認めになられたように、法制審議会における審議の中心は、証言義務規定にある監督官庁の承認を要するところといかに整合性を合わせるかというところにもポイントが置かれた議論がなされ

てきたようございします。したがって、それは確かに局長がおっしゃるように、ひいてはその延長線上には、四号文書について、四号口の条文について、これが官庁が裁判所のどちらに最終判断を任せるのかという議論にも間接的にはなるのだらうと思います。

しかし、やはりこれだけHIV訴訟をめぐる官庁側の対応が非常に大きな世間の批判を浴びる、あるいはまた、それはもう数千名、数百名の人命にかかわる大きな問題であつた。
それから、あえてもう一つ挙げれば、昨年十二月に発生したあの福井県原野子「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故で、いわゆる実施機関たる動燃が情報たるビデオを隠した。一分編集したのがありません、おかしいと言われて、あと四分ありました、未編集のものでした。しかし、もうないのかと言ったら、あと四分未編集のものがあつた。実は、その一分と四分の前半のものは、二回目に出てきた四分のものは未編集じゃなくとも編集されたものだった。もうないのですかという話になったら、いや、実は事故が起きた六時間後に撮影したフィルムがあつた十何分があつた。それは行政機関、いわゆる監督官庁という位置づけではありませんが、いわゆる監督官庁の指導とか監督に服して一定の分野の事業を実施するといううなところにも、やはり実施機関のそういう体質というものがある。

ですから、そう考へてくると、やはり証言義務規定に整合性を持たせるのだという、そこに実は焦点があるのじゃなく、この七十年ぶりの民訴法の大改正というのは、まさにその改正の大目的にあるように、今の社会の要請あるいは期待に適切にこたえ得る訴訟制度をつくるためにはどうするのだというところを大方針としてびしと据えているわけですね。

ですから、それはまさに時代、社会の要請、証拠偏在型訴訟、現代型訴訟というのは官側あるいは企業側、そういうところにとんとずべての証拠換えるべき資料が偏在をしている、それを是正し

ていこう、それで社会の要請にこたえようというのが今回の大改正の目標であつたわけでありまして、むしろこういう規定を置くことによって、例えば今大問題になっているHIV訴訟をめぐる厚生省の対応を見たときに、果たしてそれは文書が出るようになっていくのか、あるいは「もんじゅ」事故における動燃の、情報を隠す体質というのでしようか、情報非開示体質みたいなものが露呈されたわけだけれども、例えばそういうものをこういう規定にすることによって助長してしまうのか、あるいはそれをやはり改めさせる、是正させる方向に行くのかというところが法制審議会でもまさに十二分に、それから真剣に、時間をとって何回も何回も議論がされていくべきだというふうには私は思います。それは間接的には審議をされたのかもしれないけれども、どうも今の御答弁ぶりではそういうふうには理解せざるを得ないところではございします。

(太田(誠)委員長代理退席、委員長着席)
したがって、この民事訴訟法案の、特に公文書、公務秘密文書の提出に係る諸規定については、すべてそれは一〇〇%官庁の裁量にゆだねた、官庁の判断にまかされた、官庁が秘密だと言えども言うなり、その秘密だと決めた理由、妥当性があるのかどうかというの、裁判所を初めだれも触れることはできない、もうアンタッチャブルということにすることが果たして時代の要請に、国民の期待にこたえ得る七十年ぶりの大改正なのかということをお私に申し上げたいわけがございします。
それでも一つ、午前中の答弁を聞いていますと、三号文書に該当するかしないかということの裁判所のいわゆる判断あるいは判例、裁判例というのが年々とかく拡大解釈されてきた。本来利益文書、法律関係文書であるかないかというところなのに、要するにちよつと広くそれを解釈して、官庁側が国家秘密に属する文書だと言つても実際には排除してきた例が幾つもあつたのですけれども、判例法として確立していると言つてもいいの

ですけれども、そういう中で、結局三号文書になるのか四号口の方にそれはゆだねられるのか、三号文書の話ではありませんというあたりがどうなるのかをちょっと聞いてみたいのですけれども、具体的に聞きたいと思っています。

航空自衛隊の航空事故によって亡くなった自衛官の遺族や被害を受けた住民から、国を相手取った国家賠償訴訟事件というのが幾つもありましたし、あります。そこでは、自衛隊内部の航空事故調査委員会が調査報告書を取りまとめた、これを防衛庁、自衛隊に提出をした。この航空事故調査報告書をめぐりまして、文書提出義務ありやなしやということがずっと争われてきた。私が知っているだけでも五件ぐらい東京高裁の判決が示されています。

こういう事故調査報告書、これはもう明らかに公文書です、行政文書です。また、どの訴訟でも共通しているのですが、このいわゆる事故調査報告書の提出を争う訴訟等で、国側は、これらの調査報告書の提出は重大な国家的な利益を侵害するものであって、したがって公務秘密文書に属する、こういう立場で一貫していずれの同種の訴訟においても争ってきた。

ところが、現在の民事訴訟法及び裁判の実際には、調査報告書の公務秘密性について裁判所が判断をして、一様に、国家の重大な利益が侵害されるという国側の主張を排除した、排斥してきた、こういうことでございます。そうすると、このたび提案された民事訴訟法案になって、このような場合の事故調査報告書の取り扱いが一体どうなるんだ。従来どおり三号文書でやるのか。午前中、局長は、ちょっと拡大解釈の嫌があるのか、この際これを交通整理した、それが四号の規定の新設ということにつながっていくわけだと私は思っているのですが、これは三号文書でいくのですか、あるいは四号文書でいくのですか、これはちょっと教えていただきたいのですが。

〇濱崎政府委員 午前中の答弁についての言及がございましたが、現在の解釈、運用が拡大され過ぎていたから整理するというようなことを申し上げたつもりはございません。むしろ、現在運用上いろいろな工夫がされているということでありまして、けれども、しかし、その解釈にはおのずから限度があるということ、三号では入らない文書ももちろんある、そういうものについてまで一般義務化することによって広げたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

それから、御質問の直接のお答えといたしましては、午前中も申し上げましたように、現行の一号から三号までについては全くそのまま残しているわけでございまして、これまで解釈によつていわずに広げられてきたという状態はそのまま維持される。その点については今回の改正は何らの影響を及ぼすものではないということで、法制審議会でもその点について十分議論がされ、そういう前提で要綱が確定され、そして法律案を提出させていただいていくわけですが、それは、今回の改正は、ともかく現行の対象文書よりも範囲を広げるということを目的とするものであるということから、今までの解釈がむしろ後退するということとは心配する必要がないというふうに考えているわけでありまして。

〇山田(英)委員 四号の規定を置くことによって、従来からの一、二、三号文書についての取り扱いといえますか、裁判所の判断については、従来判断された範囲はこれは影響を受けないということをおっしゃったわけでありまして、それがどういう形で担保されるのかということとは、ちょっとまだ、いまだにわかに、ああそうですかと今私は言える状況ではありません。もうちょっとこれは検証する必要があります。

ですから、法の枠組みとしては、新しい民事訴訟法で、一、二、三号文書と四号文書とは明確に分けてあるということにおっしゃるけれども、分けてあるということと運用はまた違うわけでありまして、実際これから起こるであろういろいろな国家賠償訴訟のようになるときに、これははなから、従来はそれは三号文書かもしれないけれども、

も、局長がおっしゃるけれども、これはちょっと拡大した解釈、判断だったのではないのか。したがって、監督官庁側が今回の規定を盾に、これは四号の規定に該当する文書なんだというふうに出でこないとも限らない。その出でこないという保証はどこにあるんだというこの点はまた議論させてもらいたいと思います。

ですから、私が申し上げたいのは、今まで裁判所が判断をして、そして公文書においてそれがいわゆる職務上の秘密性がないというふうな判断をして、それで提出命令を発令して、現実にそのようになった、発令して、じゃそのとおり国側があるいは官庁側がその文書を出してきたかというのは、これは必ずしも通常出していないようにございまして。

ただ、出さない場合には、原告側の、挙証者側のその点についての、その文書についての言い分を真実と認めて、国は敗訴を甘受しなければならぬ、あるいは賠償しなければならぬ、それに甘んじなければならぬ、しかし文書は出さない、こういう事例が多いようにございまして。それはそれといたしまして、私は、そういうことで、今まで裁判所の判断で出されていなかったものが出されなくなってしまうおそれなしとしないというふうな申し上げて、次に行きたいと思っております。

それじゃ、もう一つ伺いますが、今まで、裁判例で具体的に伺いますけれども、裁判所が当該官庁に提出、いわゆるその文書を訴訟上必要だから裁判所に提出してもらえないか、訴訟の審理を迅速充実させるために、それは証拠としてどうしても必要だと思われる文書だから出してほしいと言つても行政側が出さない。その場合に、裁判所に証拠として提出を求める最後の手段として、文書提出命令の申し立てというのがなされる。しかし、これは現行法の限定列挙された文書提出義務の規定ですから、その限界ということでもあるのですが、利益文書に当たらない、あるいは法律関係文書に当たらない、行政内部で自己使用目的のためにつくられた内部文書だというようなこと

で、要するに提出命令を出せない、あるいは申し立てを却下せざるを得なかった、そういう判例というのが実はたくさんあるわけなんです。

例えば、その一つは、水害訴訟における河道計画調査報告書、これはやはり該当しないということと提出命令の申し立てが却下されている。それから、住民の健康影響調査などというものが大阪府で行われた。それが、ある訴訟の上で極めて重要な証拠資料となると思われるので、裁判所が大阪府に対して資料を出してくれと。しかし、それは出せない。それで文書提出命令の申し立てをやった。しかし、結局裁判所はこれも、現行法のやはり文書提出命令規定の限界ですとね、利益文書にも法律関係文書にも該当しないということで却下をする。

こういうものは、それは案件によりまして。案件によりましてけれども、より行政情報を公開していこう、あるいはほしいという、これは世界的な、あるいは国際的なというか、時代の大きな流れである、潮流であるというふうには私は理解をすれば、それが、潮流が、大きな流れが。とすれば、案件にはよりましてけれども、現行法のもとは裁判所が却下せざるを得ない、あるいは提出命令を発令することができないというふうな、そういう一つ一つの文書というものが、できる限りやはり裁判所に証拠として提出されるような仕組みあるいはシステムというものをつくっていくことが大事なんだというふうに思います。

そういう観点からすると、二百二十四号の特に口の規定を置いたということ、それはすなわち、裁判所ではなく監督官庁にその公文書、行政文書の秘密性ありやなしの最終判断権を一〇〇%ゆだねてしまったという規定を盛り込んだ今回の改正法案では、かえってますます裁判所に証拠として提出されなくなるというのを僕は言いたいわけなんです。逆なのですね。七十年ぶりのこの大改正の目的というのは、今までの現行法上の限界点というものをどう克服して、出されることが望ましい、そういう方向にこれを是正していく

か。実際に、具体的に文書が、こういうものが新法によって出るようになりますというところが大事であり、そしてそうあってほしいと思うわけでございます。

それからもう一つ、同じような意味で言えば、ペーパー事件というのがありまして、これはもう御案内のとおりかと思いますが、僕の記憶では二件そういう事件が起きたのですが、乳幼児がネットとベッドのマットレスが何かの間に体が挟まって、顔面が下に押しつけられたまま窒息死をした。その遺族から、メーカーとかあるいは国を相手取って、損害賠償訴訟というのが起こされた。実はこれは別に、通産省は事故情報処理システムというものを保持して、そのもとでテストをする。通産省の事故情報処理システム報告書というのを通産省は持っている。保有をしていた。それは、国側あるいはメーカー側その他、原告が賠償を求めて訴訟を起こしたときに、その通産省の検査所が客観的にテストした報告書はぜひ証拠として裁判所に提出して欲しい、そういうことになった。

しかし、結果的に、それはいわば通産省内の行政を適正に遂行するためにつくった文書であり、それは外部に見せることを予定していないから、いわゆる内部文書だから出せませんと拒否し続けたわけです。それで、文書提出命令の申し立てをやった。それは却下された。裁判所の却下の理由というのは通産省側の理由とほぼ同じものである。ですから、それはまさにこれまた現行法上の、一面、現行法の限界なのですね。利益文書じゃない、法律関係文書じゃない、いわんや一号、二号に該当する文書じゃない。それで、結局出せない。でもしかし、何でそんな通産省の客観的に行ったテスト報告書のような文書が裁判所に証拠として出されないのだらうとだれだっと思えますよ、こんなものは。そんなものは使えて当たり前なのだから。そうでしょう。

それで、法務省の提案者の説明を聞いていると、そういうようなものを、要するに専ら自己の

使用に供する文書はこれは提出する義務がないと四号で決めているわけですよ。明文規定を置くわけですよ、この改正法案で、この新しい法案で、では、何でそんなことになるのかと聞けば、それを見せることによって文書の所持者、この場合で言えば通産省が、文書の所持者が受ける被害が余りにも甚大過ぎるということになるわけです。それはそんな文書ですか。それすら裁判所に証拠として出されなかったわけですよ。

だから、多くの方々が、法曹関係者だけじゃなくて、国民が一樣に期待していることは、そういう証拠として使えて当たり前だろうという文書がこの改正法案によって提出されるように道が開かれるのじゃないか。改正の目的はそうなのですから、開かれるはずなのだ。そうならないのですよ。これはますます出にくくなるのですよ。ますます出にくくなりますよ。

それから、ちよつと重複しますがけれども、「もんじゅ」、このビデオ情報隠しという体質、本法律案が原案のとおりこんなものが決められてしまったら、これはそういう情報非開示体質というものを助長しますよ。逆にそういう役割を果たしますよ。それは今日の時代的な要請にこたえないところから逆行ですからね。

HIV訴訟における厚生省の非協力的な態度。資料を出さない。ない、見つからないと言って、五年間も六年間も逆の意味で頑張ってきた、とうとう出さざるを得なくなった。この法律案の規定が通れば、この規定の仕方はそういう厚生省の対応を法的に追認するという話なのです。そのこのことをもっと深刻に、そのところをもっと真剣に考えなければいけません。

まだありますよ。

住専問題で大蔵省がなかなか資料を出さなかったじゃないですか。あれだけ国会で大騒ぎをして、やつと小出しに出してくる。相手が民間で、原告、拳証者が私人ということで、国民で、仮に被告が国側であつて、こんな規定を置いたら、将来住専訴訟が何らか起きたときに、新しく規定を設

けた二百二十条四号口の規定によって、それは職務上の秘密、公務秘密文書であるということ。で、一切大蔵省は資料を出さないかもしれないよ。こういう訴訟が起きるかどうかかわかりませんが、先般北海道でトンネルの崩落事故があった。たくさん人の命が何百万トンという土砂の下で亡くなられた。そのトンネル道路の管理責任を問うて賠償を求めると訴訟が将来起きないとも限らない。そのときに、こんな規定ぶりの民事訴訟法が原案のとおり通つたら、道路の管理日誌とか事故調査報告書だつて秘密文書だと言つて出されない危険性がある。しかも公務の遂行に著しい支障を生ずるという理由で、しかも御丁寧にそれがあつたというふうなことを盾にして、この新設される二百二十条四号口の規定によって出されなくなる危険性がある。

挙げれば切りがありません。

本年一月二十六日、郡司ファイルが見つかつた。同時に、三十冊のHIV関連のファイルが見つかつた。うち、まだ現時点で二十六冊が未公表だそうじゃないですか。先般、たしか同僚委員の枝野委員がこの委員会を確証をされております。そして、そのときの答弁は、今見ています、どういう方法で公表するか、検討中ですよという趣旨の話があつた。まさかそんなことはないと思ひますが、こんな法律が通つてしまつたら、その残り、二十六冊だつて、それを盾に出さないということだつて可能じゃないですか。

したがいまして、私はこの民事訴訟法案における、特に公文書あるいは公務秘密文書の提出手続をこのように規定したということについて答認することはできません。大臣、最後に一言御所見を伺つておきたいと思ひます。

○長尾国務大臣 文書提出の部分についての改正でございますが、先ほども説明をいたさせていただきましたように、今回の改正は提出義務の対象となる文書の範囲を拡大したいということでございまして、情報公開という大きな流れに逆行するということではないというふうに思つております。

す。

しかし、現在の規定について今委員から大変厳しい御指摘もいただいたわけでございしますが、行政情報の公開のあり方、これは今行政改革委員会におきましていろいろな角度から非常に幅の広い御議論が行われているところでございします。その御議論の結論が出ました段階で、その結果等を踏まえましてその趣旨が生かされるような所要の検討を進めさせていただきたい、このように思つております。

○山田(英)委員 最後に一言申し上げたいと思ひますが、繰り返すようでありますが、今まさに民事訴訟法のこの法案がここで審議されているわけ、始まつたわけですから、後に整備される情報公開法との関係で将来直していくというふうなことがやなくて、今現在、適正な、正しい、社会の、時代の要請にこたえられる、やはりそういう民事訴訟法の改正をあるいは制定を期すべきであります。将来、では情報公開法ができてそこで一定の線引きがされて、そうすればまたそこで整合性を合わせて、不都合があれば変える、そういう話じゃありません。それは逆転です。

しかも、もう一回繰り返しますが、情報公開法の中で情報不開示、これを不満として情報公開訴訟が起された場合に、司法に判断を求めた場合には、今この民法法案で一〇〇％公文書は、この当該公文書が職務上の秘密に当たるかどうか、公務秘密文書であるかどうかという判断権を一〇〇％監督官庁にゆだねるということであれば、これはもう出てこないという話ですから、その情報は、情報公開訴訟における請求者の司法救済というものは、これはなくなつてしまふ。司法の救済を受けることがなくなつてしまふ。

そういう危険性を、極めて大きな危険性を柱にした民事訴訟法案が、時代の要請に合致している、あるいは充実した審理、迅速な審理、そして国民にとってわかりやすく、利用しやすい、そういう訴訟法の改善を目指した目的とは全く相入れ

ない、そういうことではないのかということに最後を申し上げまして、本日の私の質問は終わらせていただきます。

○加藤委員長 山口那津男君。

○山口(那)委員 新進党の山口那津男でございます。

午前中からの各委員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、ひとつ大事な問題ですので、繰り返しの質問もお許しただきたいと思っております。

そこでまず、私の方からは、今回の民事訴訟法の改正に際して、情報公開制度との関係をお尋ねをしてまいりたいと思っております。

現行の民事訴訟法三百十二条で提出義務が生じる文書という中には、当然に行政情報に関する文書も含まれている場合があるかと思っております。公開の裁判で行政情報に関する文書の提出義務が生じる場合においては、広い意味でその裁判を通じて行政情報が国民に公開をされていく、こういう結果をもたすわけでありまして、私は広い意味で情報公開制度に当たると。いわば一般的な情報公開制度を条例あるいは法律でつくるとすれば、この民事訴訟法の文書提出命令に伴う行政文書の公開というのは特殊な情報公開制度である、このように考えられると思うのですが、この点の御認識をまずお伺いしたいと思います。

○濱崎政府委員 御案内のとおり、民事訴訟法上の文書提出命令というのは、訴訟の当事者が訴訟の審理に必要な文書を相手方または第三者から提出せよという制度でございます。文書提出命令が認められれば、結果的に行政情報に関する文書が裁判の場に提出され、審理の公開や記録の閲覧等によって文書が公になることになるわけでございまして、公知でないものが公知のものになるという意味におきましては、御指摘の行政情報公開制度と共通性があるということであらうと思っております。

しかしながら、この制度は情報公開そのものの、それ自体を目的とするものではないわけでございます。

ますので、そういう意味におきましては、情報公開の一つの形態という位置づけではないのではないだろうか、共通性と性格の違いと両方を持っているのではないかとこのように考えております。

○山口(那)委員 念のため、今法務省の御見解であつたわけですが、これから行政情報公開制度をつくらうとする立場であります総務庁並びに行政改革委員会の事務局ですか、そちらの方から御答弁をいただきたいと思っております。

○松村説明員 一般に情報公開法とは、何人にも目的のいかんを問わず行政機関の保有する情報に対して開示請求権を与える制度である、こういうふうになされておるわけでございまして、行政情報に対する民事訴訟法に基づきます文書提出命令につきましては、民事の訴訟手続に關して、行政機関が当事者または第三者として職務上の秘密が記載された文書を証拠として提出する場合に關する制度であります。したがって、それと趣旨、目的を別にすると、いわば別次元の制度である、こういうふうなふうに考えております。

これらをおあわせて広く情報公開制度と呼ぶかどうかにつきましては、その言葉遣いの問題ではなからうかというふうに考えております。

○藤井説明員 ただいま総務庁の松村課長から申し上げたとおりでございますが、ちなみにこの四月二十四日に発表されました情報公開法要綱の中間報告においては、開示請求権制度というものが、国民主権の理念のつとめて、行政運営の公開性の向上を図ることと、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすると、そういうような観点から、松村課長が申し上げましたように、基本的には何人に対しても目的を問わず与える請求権というふうな形になっております。

そういうこともありまして、部会での御議論でも、今までのところ、民法に基づき文書提出義務というものにかかわる問題が情報公開の一環であるかどうかというふうな形での御議論は今までやられておりません。

以上でございます。

○山口(那)委員 今、民事訴訟法の文書提出命令と行政情報公開制度一般とはおのずから目的度が違ふ、こういう趣旨の御答弁がありました。

そういうところからいえるかと思っておりますけれども、しかし、訴訟を行う当事者から見れば、これは行政情報公開制度一般を使つてある特定の行政情報文書を手しようという場合もあるわけでありまして、その当事者の利用という観点から見た場合は、これは、文書提出命令でいつた場合とそれから行政情報公開制度に基づく請求でいつた場合と、どちらが利用しやすいかというだけの話でありまして、どちらも同じ民事訴訟を遂行する目的に役立てる、こういう意味ではやはりこの情報公開制度の一環、特殊な形態、こう言い切つていいだろうと思つておるわけであります。

ちなみに、行政改革委員会の方でそのような観点からの御議論がなされていらないということであれば、大いにこれからもつとめその点について議論していただきたい、こう思うのです。これはさまざまな部分的情報公開制度、あるいは特殊な情報公開制度というものが現行法でもあろうかと思つております。それとの体系的な関連性あるいは競合関係が生じた場合の処理等々、これから大事な問題点だろうと思つたので、ぜひその点の御議論も深めていただきたい、こう思います。

さてそこで、この情報公開制度が今日必要とされる、これだけ議論が盛り上がりつてきているわけでありまして、今日必要とされるその理由について、一般的にお答えをいただきたいと思つております。これは行政改革委員会事務局、いかがですか。

○松村説明員 少々古い話になりましたけれども、現在の情報公開制度の検討が始まつたという意味で、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の最終答申におきまして、情報公開制度については、「公正で民主的な行政運営を実現し、行政に対する国民の信頼を確保する」という観点から、「積極的かつ前向きに検討すべき課題である。」というふうなうに言われております。さらに、その背景として、

て、社会全体の情報化の進展及び行政機能の拡大により、行政機関に大量の情報が集積し、かつ国民の行政情報に対する関心と行政過程への参加意欲が高まっているという状況変化が挙げられております。

さらに、先ほど出しましたけれども、ことし四月二十四日の行政改革委員会行政情報公開部会が明らかにいたしました情報公開法案要綱の中間報告でございまして、その中では、「行政運営の公開性の向上を図り、もつて政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視・参加の充実に資することを目的とする」、こういうふうにしておりまして、このことも同様の趣旨であらうかと考えております。

○山口(那)委員 そのような今日の必要性を考えますときに、私は、明治憲法下でこのような情報公開制度は実際には議論すらされなかつたと思つたわけでありまして、明治憲法下で果たしてこのような要請があつたかどうか、あるいは現在の日本国憲法が制定された当初、そういう要請があつたかどうか、これは今日とは大分違つた状況があつたのではないかと思つたわけですね。この行政情報公開制度の必要性という点について、明治憲法下そしてまた日本国憲法下で必要性がどのように認識が變つてきたか、この点についてお答えをいただきたいと思つております。

○松村説明員 今御答弁いたしましたけれども、政府におきましては従来から、公正で民主的な行政の実現、あるいは行政に対する信頼性確保の観点から情報公開制度について検討を進めてきていたところでありまして、四月二十四日に公表されました行政情報公開部会の中間報告におきましては、いわゆる情報公開法につきまして、「国民主権の理念のつとめ、行政文書の開示を請求する国民の権利につき定める」というふうにしておりまして、国民主権の理念がその基礎にあるという考え方が示されているところでございまして、なお、明治憲法下での情報公開制度の必要性に

ついで御質問ございましたけれども、これにつきまして研究会等でも議論をいたしておりました、見解を述べるとは難しいということについて御理解をいただきたいと思ひます。

○山口(那)委員 言うまでもなく、明治憲法では国民主権が明定されておりましたから、その意味では今日のこのような制度の必要性というものも存在しなかった、もちろん議論もされなかった、こう言つていいだろうと思ふのです。しかし、日本国憲法のもとにおいては、戦後一貫して憲法を条文改正されたわけではありませんが、ここですべての五十年間、そういう認識が變つてきたのか、この点についてはどういふふうに考へていらつしやいますか。

○松村(那)委員 明治憲法そのものの解釈とかそれとの情報公開制度の必要性云々につきまして見解を申し上げるのは差し控へさせていただきますけれども、先ほど答へいたしましたように、憲法の理念、憲法で定める国民主権の理念、こういうものが情報公開法の基礎にある、あるいはそれと密接な関連を持つという考え方で中間報告を出されております、それからまた、昨今の社会経済情勢、行政に対する考え方、こういうものの変化といふものも情報公開法の制定の要求の基礎にあるといふふうに考へております。

○山口(那)委員 明治憲法下のことを答へよと言つたわけじゃなくて、日本国憲法から五十年たつてゐるわけですよ。理念的にはもう制憲当初から變つてゐるはずなんです。それがなぜ今日その必要性があまり議論されるようになったのか、では憲法制定当初はそういう必要性は全くなかつたのか、こういうことをお伺ひしてゐるわけですよ。

○松村(那)委員 御答弁を的確にやろうかと思つておりますけれども、憲法との関係につきましては研究会でもいろいろ議論がございまして、いわゆる知る権利との関係について、情報公開法の制定に絡んで、知る権利を目的規定等の関係で明記すべきかどうかという議論も種々なされております。

けれども、知る権利につきましては、その言葉が多義的であるとかあるいは情報公開制度、知る権利の狭義の意味での知る権利として国民が行政に対する情報を請求する権利といふふうに考へることができると考へるのですけれども、それを憲法上直接要請されているといふふうに考へることはなかなか難しいのではないかと考へるいろいろな議論がございまして、中間報告では「国民主権の理念にのっとり」ということで、憲法の国民主権の考え方が情報公開法制定の基礎にあるのではないかと、こういうことを目的規定としてあらわすといふことで先生方の考え方が示されているところでございます。

○山口(那)委員 まあいづれにしても、日本国憲法の国民主権の原理が基礎にあつてこの情報公開制度が今日必要になつてゐる、こういうお答へと受けとめておきましよう。しかし、その基礎といふものは、何度も繰り返すようですが、憲法制定当時から存在したといふことなのです。ですから、今日の必要性といふものは、今御答弁の中にあつたように、憲法上の理念のみならず、社会経済的にこれら行政情報が国民に公開されること今日強く求められてゐるところがやはり今日議論される大きな理由の一つになつてゐるわけですから、この点を見落として情報公開制度を議論していきますと、これは中途半端な議論に終わつてしまふと私は強く思ひます。

さて、そこで法務大臣にお伺ひいたしますけれども、大臣としていわば政治のサイドからの責任を担う、そういうお立場も含んでゐるわけでありますが、大臣としてこの日本国憲法下における情報公開制度の意義、今日の意義といふものをどうとらえていらつしやうでしょうか。

○長尾(那)委員 お答へを申し上げます。行政の透明性の確保、それから公正で民主的な行政運営を実現する、これは、行政に對します国民の皆様の信頼を確保するといふ観点から、行政情報の公開といふことは大変に重要なことだと認識をいたしております。こういった重要性を十分

に踏まえた上で、適正な行政運営の確保、また一人一人が持つていらつしやる個人情報保護の確保、こういうことにつきまして遺漏がないように努めなくてはならないと考へております。

○山口(那)委員 今の大臣の御答弁ですと、いわば法務省の所管事項についてもこの制度の意義を十分に生かして国民に情報を提供する、こういう積極的な努力が必要である、こうお伺ひしてよろしいでしょうか。念のため御答弁いただきたいと思ひます。

○長尾(那)委員 ただいま申し上げましたように、行政情報の公開といふことの重要性は十分に認識をしております。

○山口(那)委員 さてそこで、現行の民事訴訟法三百二十二条の提出義務の解釈、運用に当たつて、この現行法は戦前、明治憲法下で制定されたものであり、以来条文は變つておりません。しかし、情報公開を求める機運といひますか、その必要性といふものについては今の議論にあつたようにまるつきり變化をしてきてゐる、そう思ふわけでありま。明治憲法下と日本国憲法下では理念が全く違ひますし、さらに、日本国憲法下でも制定当初と今日では大きな違ひがあるといふことであります。

これらの情報公開の必要性が變化をしてゐるといふことが、この七十年続いた現行の民事訴訟法三百二十二条の解釈、運用のあり方にどのように反映されてきてゐるか、この点の御認識をお伺ひしたいと思ひます。

○濱崎(那)委員 御指摘ございましたように、現行の民事訴訟法三百二十二条の提出義務の範囲につきましては、特にその三号のいわゆる利益文書及び法律関係文書に關しまして、適用上の解釈、運用上、次第にその範囲を広く解する裁判例が多く見られるようになっております。また、学説上もその範囲を広く解するといふ考え方が次第に支配的になりつと承知しております。これと御指摘の情報公開の一般の問題との関連性といふことは私もつまびらかに承知しております。

が、広い意味での行政情報といふものについての開示のあり方についての考え方の変化といふものもその背後にあるのではないかと理解してゐるところであります。

○山口(那)委員 今法務当局の御認識を伺つたわけでありまして、一方で、この民事訴訟法の運用の担ひ手である裁判所として、この点についてどのような御認識をお持ちでしょうか。

○石垣(那)委員 最高裁判所長官代理者、ただいま法務省の方から申し上げたこととは同様にございまして、先ほど来いろいろ御指摘がございまして、現行民事訴訟法は、この文書提出義務といひますのは、その規定よりからいいますと、限定的な義務といふような規定になつてゐると思ひますが、三号文書の範囲を中心に、三百二十二条各号に該当する文書の範囲を広く解釈する裁判例が多くなつてきております。そして、学説上もそのように広く解釈すべきであるといふものが多くなつてゐるといふふうに考へております。

○山口(那)委員 これは法務当局の御答弁にもありましたが、単に訴訟上の真実発見の要請にこたへるというばかりではなくて、広く行政情報を開示していただくといふ社会的な機運も背景にあるといふことがこの判例の動向にも色濃く反映してゐるのだらう、こういうふうに私も思ふわけでありま。

そこで、条例による行政情報公開制度というのが各自自治体でつくられておまして、都道府県ではもう大半ができておまして、市町村レベルにおきましても、二百を超える自治体でこれらの制度が実際に施行されてゐるわけでありま。この条例による行政情報公開制度の体系といふものと、それからこの民事訴訟法の文書提出義務との關係をどのように理解してゐるのかといふことについて若干のやりとりをしたいと思います。

個別の条例は幾つかの差異があるわけでありまけれども、しかし、概括的に見れば、一つの体系、条例による行政情報公開制度の体系といふも

のがで上がったと私は思っております。そこで、これらの制度と、それから現行民事訴訟法の文書提出命令、これが行政情報開示機能を持つ、結果においては同じような機能を担っている、この理解するわけでありませうけれども、そうした観点からした場合に、この情報公開制度と民事訴訟法というのはいわゆる一般法と特別法といったような関係に当たる、この理解してもよろしいでしょうか。

まず、行政改革委員会事務局、この点いかがですか。

○藤井説明員 お尋ねの件でございますが、一つは、あくまで地方公共団体の制定しておる条例でございますので、それとの関係についての判断をする立場にはないということと、まして民事訴訟法の解釈をする立場ではないということで、直接お答えすることはできないと思っております。

ただ、これまでむしろ、文書提出義務の問題にストレートな問題ではなく、いわゆる公務員の守秘義務の範囲、それと情報公開法の不開示情報の範囲、これはどうあるべきかというのが実は情報公開部会での主要な論点となっております。ただ、それはいつても、これは部会での議論の中で、そもそも今の守秘義務の規定の仕方というのは極めて一般的、包括的な規定の仕方、範囲を検討するにしてもちよつと検討しようのないところもあるということでございます。実は今の中間報告を策定する前に、ことしの一月十二日に検討方針というものを策定しているのですが、当面は、まず情報公開法としての不開示情報の範囲をきつちりと検討する、その上で守秘義務との関係も検討するというふうな考え方が示されておりました。したがって、先月二十四日に出ました中間報告についても守秘義務との関係については何ら触れられていないことを御了解いただきたいと思います。

この点については、国が行政情報公開法をつくるに当たって個別の情報開示機能を持つ制度との関係というものは必ず問題にならうかと思っております。ぜひこの点も御議論いただきたいと思っております。

さて、法務当局としてはこの点についてどうに考えますか。

○濱崎政府委員 先ほどの御質問に対するお答えと重複することになると思いますが、申し上げましたとおり、条例による行政情報公開制度と民事訴訟法上の文書提出の制度とはそれぞれその目的を異にするものでございまして、これは並列する別個の制度であるというふうに理解をいたしております。したがって、いわゆる一般法、特別法という関係にあるものではないというふうに私どもとしては理解をいたしております。ただ、開示する側から考えますと、行政上の情報が公開されるという意味で、先ほども申しましたように、共通性があるということでございます。

したがって、行政情報公開制度、これは国の場合、条例による場合、それぞれでございますが、そういう制度がどういうものであるかということとは、訴訟の場合の文書提出命令がどうあるべきかを考える上で、その基礎となるべきものであるというふうに考えているところでございます。

○山口(那)委員 現行の民事訴訟法三百十二条のいわゆる二号文書、これは、引き渡したまたは閲覧を請求できる文書が対象となっているわけでありますが、この閲覧を請求できる文書とそれから条例に基づく公開請求がなされた場合の対象文書というのは、条例で公開請求権が制定されている、こういう意味で一種の公法上の請求権があると思っております。この民事訴訟法三百十二条の二号文書、これは従来は私法上の請求権を持つ文書と理解されてきたのだらうと思っております。念のため、この条例に基づく対象文書との、同じものになるのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

十二条二号に規定しております引き渡し請求権、閲覧請求権を有する場合というのが私法上のものに限定されるのか公法上のものを含むかということにつきましては、学説上は両方の考え方があるわけでございますけれども、現在の一般的な考え方、あるいは、これは高裁段階でございませうけれども、裁判例の考え方におきましては、これは私法上の請求権を有する場合を言うものであって公法上の請求権によるものはその対象にならないという考え方であるというふうに承知しております。

○山口(那)委員 そうしますと、例えば登記簿の閲覧請求権、これは公法上の請求権の一例だと思っておりますけれども、こういう文書がなぜこの民事訴訟法の二号文書の対象にならないのか、あるいは、現行法ですが、民事訴訟法の三百十二条の対象文書にしないということではよろしいのでしょうか。

○濱崎政府委員 理論上の問題はともかくといったしまして、現実問題としては、そういう形で、登記簿謄本につきましては、だれでも所定の手続を経てこれを閲覧し、謄抄本の交付を受けることができるということになっているわけでございます。ですので、そういうものについて文書提出命令の対象にするということとは、実益もないし、かえって適当ではないのではないかとこのように考えております。

○山口(那)委員 今おっしゃったように、この公法上の請求権のあるもの、今まで挙げられた例といたしまして、請求すれば必ず出てくる文書である、だからあえて民事訴訟法の対象文書になくても、当然書証として使う余地があるわけだから、保証されているわけだから、この解釈に含ませなくていい、これで済んできたらと思うのですね。

しかし、私は、ここで、従来行政情報公開制度というものが余り議論されてこなかった、これは比較的最近のことであるから、民事訴訟法制定者はそういう問題意識がなかったかと思っております。従来からも、公法上の請求権を含まないということとで通用してきたと思っておりますけれども、しかし、

出るか出ないか保証の限りではない、こういう文書が多数存在するわけですね。それについて、情報公開制度というものがつくられたわけでありませうけれども、私は、この情報公開制度に基づく請求権のある文書についても、この文書を民事訴訟法の文書提出命令の対象文書として取り込む、こういうことを議論してもいいのではないかと、こう思っているのですね。ですから、これは、従来の考え方とこの情報公開制度が今日議論されるようになった時代の考え方というのとは、解釈、運用が変わってきてもいいのではないかと、こう思うわけでありませうけれども、この点についての御認識を伺いたいと思っております。

○濱崎政府委員 先ほど、現在の一般的な考え方、裁判例における考え方を申し上げましたけれども、その理由とするところは、公法上の閲覧請求権等を有する場合には、筆証者がこれを行えば目的を達することができるとあるからというところでございまして、それを拒否するということとでございまして、別途行政訴訟によって解決を図るべきものであるということとを理由として行われているわけでございます。したがって、現行の仕組みのもとでは、これは行政訴訟においてその実現を図るべきものであるという考え方のもとに取られていたわけでございます。現段階においても、そういう考え方、そのように解されるものではないかというふうに思っております。

○山口(那)委員 そうすると、地方公共団体の持つ行政情報については現行の民事訴訟法の対象文書にはならないものが多い、こういうことになつてしまふわけですね。それで、必要があれば、その条例に基づいて開示請求権を行使して、そこで入手した場合に、できた場合に初めて、訴訟でお使いなさい、こういうのが現行法の運用だということになるわけですが、これは非常に迅速であり、かつ十分ではないかと私は思うのですね。やはり直接この文書提出命令の対象になるような道を開くべきではないか、こう考えるわけであり

ますが、いかがですか。

○濱崎政府委員 その開示が拒否された場合には、最終的には行政訴訟、抗告訴訟ということで司法判断の対象になるわけでございますが、その司法判断というのはいま、行政当局といいますが、条例の場合でございまして、地方公共団体の不開示という処分、不適法ということとを、そのことを直接の審理の対象として、行政訴訟手続に基づいて行われる裁判でございまして、他方、文書提出命令の手続は、これは、ある一定の私的紛争を解決するための民事訴訟手続のいわば付随の手続として、その手続も、決定手続という、本案の裁判とは格段に簡易な手続でされるわけでございまして、しかも、その審理の中心は別のところにある民事紛争の解決ということを目的とする手続の中でのものでございます。

したがって、今御指摘の問題につきまして、行政訴訟手続で別個にやってくるということとを改めて、民事裁判手続で文書提出命令の中で処理するということは、これは現在の行政庁と裁判所との権限の配分といえますか、そういうものを基本的に大きく動かすものであるということとございまして、考え方は両方の考え方があろうと思っておりますが、慎重な検討を要する問題なのではないでしょうかというふうに考えております。

○山口(那)委員 条例と現行民事訴訟法の関係を今伺ってまいりましたけれども、これらの関係というものは、基本的には改正法、改正民事訴訟法第二百二十条の解釈とそれから行政情報公開条例との関係でも同様のことになるのでしょうか。この点いかがですか。

○濱崎政府委員 仮に、今されている検討を踏まえまして、国の行政文書についても一般国民が開示の請求権を有するという形で制度ができるということになりまして、その関係は、今条例に基づくものについて申し上げたと同様の関係であるというふうに考えております。

○山口(那)委員 委員長、佐田委員長代理着席、
委員 ところで、現行法では一号から三

号までしかありませんが、改正法では四号をつけたわけですね。そして一般義務化した、広がった、こういうふうな法務省は説明をしているようでありまして、それと、そうしますと、これまで条例で対象となっていた現行民事訴訟法では対象とならなかった文書については、この改正法で文書提出命令の対象にする道を開いた、こういう理解はよろしいのでしょうか。こういう理解はできそうですでしょうか。

○濱崎政府委員 先ほど来申し上げております関係は、今回改正しようとしております四号の文書につきまして基本的には同様であるというふうに考えております。

したがって、情報公開法令に基づく手段とそれから文書提出命令制度に基づく手段と、その両者が併存して存在する、それぞれそのいずれをも利用することができ、こういう関係になるものと考えております。

○山口(那)委員 また改めて伺いますが、国で情報公開法、法律をつくった場合には、この改正民事訴訟法第二百二十条との関係というものは、今まで述べてこられた関係と同様のものと理解してよろしいでしょうか。

○濱崎政府委員 先ほど来大臣からも申し上げておりますように、情報公開法がつくられたという場合には、それを受けて、この民事訴訟法上の手続についてもその整合性を確保するための検討をしたいと思っておりますが、しかしながら、情報公開法がつくられ、かつ民事訴訟法の規定は今回お願いしておる改正案のままとすることであれば、その関係は先ほど来申し上げておるところと同様であると考えております。

○山口(那)委員 今までの御答弁ですと、情報公開制度、これは条例であれ法律であれ、これによつて開示請求できる情報について文書提出命令制度とも私は競合する場合があると。つまり、利用者にとつてみれば、民事訴訟において書証で書類上の証拠で使おうとする場合、どっちの制度でいくかということを選ぶわけですね。競合関係

が生じる。その場合に、並行して、それぞれ目的が違うから当事者がどっちを選んでいいですよというのが当局のお答えだったと思います。しかし、実際には、この改正法第二百二十条の四号の口で「公務員の職務上の秘密に関する文書」、いわゆる公務秘密文書に当たる場合には行政庁側がこれは承認しない、提出を承認しないということが多分に予想されるわけですね。そうしますと、競合しますよ、どっち選んでもいいですよといつても、事実上は文書提出命令はこの場合機能せず、やはり情報公開制度に頼らざるを得ない、こういう結果になると思うんですが、そう思いませんか。

○濱崎政府委員 論理的には先ほど申し上げたとおりでございまして、委員御指摘の点、実際問題としてそうではないと申し上げることは難しいと思っております。

ただ、事実問題といましては、条例ができて、あるいは仮に国の行政情報につきましたも情報公開制度ができ、その中で、いかなる文書は開示すべきものである、いかなる文書のみが開示しないことができるといことが明確にされたいことは、それは文書提出命令の場面におきまして、行政庁としてその承諾をするかしないかという判断の基礎、基準としては非常に大きな意味を持つという効果はあるのではないだろうかというふうに考えております。

○山口(那)委員 国民が利用するわけですから、あくまでやはりこういう制度をつくる場合、利用者の立場に立つて物事を考えていくのが筋だろうと思えます。そういう場合に、どっちを使ってもいいよといつても、事実上これは情報公開制度を利用せざるを得ないということになってきますと、利用者としてはやはり不便を感じるのではないかと。思うんですね。せっかく民事訴訟法に簡易な手続で文書提出命令というのがあるわけですから、こちらで出るものだったらぜひ出してもらいたい、訴訟との関係も明らかである、こう考えるわけですから、文書提出命令制度という

ものを余り情報公開制度と離れて狭く解釈、運用しますと、これは先ほど来私が述べておりますように、広い意味での情報公開制度の趣旨から離れてしまふ、こう思うわけでありまして。したがって、この改正法、改正民事訴訟法の議論に当たつても、この点は重々留意しつつこれからの議論を進めていかなければならない、こう思うわけですね。この点、大臣、うなずいていらっしゃいますか、いかがお考えですか。

○長尾国務大臣 今、行政情報公開につきまして、行政改革委員会の行政情報公開部会で大変熱心な御議論を踏まえて中間報告が公表され、この中間報告をめぐって、またさらに議論が深められていく状況にあると承知をいたしております。このような流れは私どもとしても十分に注目いたしまして、このような全体の流れが私どもの仕事の上に反映されるような、そういう姿勢で臨みたいと思っております。

○山口(那)委員 まだ改正法は成立しておりませんので、ぜひこの審議の中でその姿勢を生かしていただきたい、こう思います。

情報公開法要綱案(中間報告)というのが出されましたけれども、ここでは、司法救済の場合に、インカメラの制度については言及がありません。その解説の文書によりまして、司法救済の場面ではインカメラの制度は採用しないこととする、こういう結論になっておるようでありまして、どうしてこういうふうになったのでしょうか。

○藤井説明員 実は、情報公開部会で当初この制度を検討するに当たって、情報公開法の開示、不開示決定に対して裁判になった場合インカメラを導入するかどうかというところは、一つの重要な論点となつていたことは事実だと思えます。ただ、その中で多々議論されたのですが、一つはやはり憲法第八十二条あるいは憲法第三十二条との関係で、これは積極説もあるんですが消極説もあるというふうな、なかなか学界でもまだ議論が煮詰まっていな段階であるということとか、あるいは御存じかと思いますが、情報自由法ではインカ

メラができることになっていくわけですが、実際の運用状況を見ますと、そんなに多く実際にインカメラを使っておられるわけではないというような報告があったとか、あるいは情報公開条例、これらの裁判例なんかを見ても、いろいろな工夫でもって、そのインカメラというものがなくともある程度審査していただいているということもございまして、いろいろ総合的に検討された上で、中間報告の段階ではインカメラ導入ということについては見送りにしたということとございいます。

また、インカメラ審査にかわる有効な手段の導入ということも検討していただいたのですが、現実には種々の工夫によって現行訴訟法でも対応が可能ではないとか、また別途、部会での議論でも大きな論点となったのは行政救済ではございいますが、行政不服審査法の手続にプラス諮問機関型の不服審査会を設けるという考え方でございまして、その中でインカメラ審査とか、あるいはこれも御承知かと思うのですが、アメリカ情報自由法では判例でなされておりますボーンインデックス、こういう方法をとるといようなことを指摘しておられまして、そういう不服審査会での争点整理とかいろいろな議論、そういったものが、その後の訴訟が出た場合においても、より充実した裁判所における審理というものを可能にするんではないかということと期待するといような御意見もございました。

ということで、今回はむしろ行政不服審査会、この機能、権能を充実させるといようなことで中間報告ができていっていることとございいます。

○山口(那)委員 今、憲法を理由に挙げられました。条文の引用だけではなくて、それを日本語で、一般の人がわかりやすい言葉でちよつと言っていたいただきたいのです。

それから、インカメラ制度を取り入れないとする場合、ほかの有効な手段、さっきボーンインデックス等挙げられましたけれども、これを具体的に

的に考えられるもの、これは導入は、代替手段の導入ということとははっきり目指すわけですね。その場合に考えられる選択肢をちよつと列挙してください。

○藤井説明員 失礼いたしました。

憲法第八十二条はいわゆる裁判の公開と言われている条項でございまして。それから、憲法第三十二条は裁判を受ける権利、いわば公正な裁判を受ける権利ということかと思いますが、そういう条項でございまして。

それから、ボーンインデックスということについてはちよつと説明を省略して恐縮でございしますが、これは先ほど申しましたアメリカの情報自由法に基づき判例でできておるものですが、ある文書がいわばその情報公開法上の一つの問題になっている文書である場合、できるだけその内容を個別、具体的に明らかにして、その上で審理するといような考え方に立っておりまして、文書全体をある程度、どうい項目があるのか、そしてそれぞれ項目ごととどうい内容が触れられていて、そして公開できないとすればどうして公開できないかといようなことを整理した書面、そういうものを裁判所に提出する。これは当然相手方も見ることができるといわけです。相手方も見て、お互い討論し合うとか弁論し合うといような形になるということとございいます。

先ほどちよつと工夫と申しましたが、私申し上げましたのは、裁判所制度そのものでボーンインデックスを採用するといことではなくて、行政不服審査法のいわば特例的な不服審査会、そういうものの審理の中でボーンインデックスを、類似の手続をとるといことが、中間報告で申しまして第二十二の二項といたうのことがございまして、そこで触れられていることとございまして。

○山口(那)委員 今、司法救済でインカメラの制度を導入しなかった根拠として憲法を挙げられたわけですが、まあそれは確かに一つの根拠にはなろうかと思いますが、絶対的な理由ではない

いように思うんですね。現に、それらの憲法上の要請がありながら、この改正民訴法の二百二十条では一部インカメラの制度を公文書以外の分野で取り入れていくわけでありまして、司法救済と入りますか、司法制度の中にインカメラがおよそ入り込む余地がないといことは憲法から直接導かれる話ではないだろう、こう思います。

それと、この中間報告の方では、不服申し立て手続の中でインカメラ的な制度を取り入れるといことも触れているだろうと思えますね。ですから、これが不服申し立て手続の中で採用されながら司法で絶対的に拒まれなければならないといところとは、私は理解しがたいところでありまして、この点についてもつと議論を重ねていただきたいな、こう思います。

そこで、情報公開請求に関する行政不服審査会の裁決を争うような行政訴訟が起きたような場合に、裁決手続の中であらわれた資料、とりわけこのボーンインデックスあるいはインカメラの制度によって審査会が見た、確認した、そういう資料が、今度はその訴訟の中で、裁決の効力を争うような訴訟の中で文書提出命令の対象になる余地があるのかどうか、この点についてはいかがでございますか。

○藤井説明員 先生御指摘の不服審査会でのいろいろできますところの資料、書面等とございまして、一つは、答申については公表することとなっております。それから、不服申し立て人にも書類の閲覧権等を認めることとなっております。ですから、原則的にはこういったものはすべて訴訟の場合でも使え得る文書かと思うんですが、ただ、先ほど申しました、インカメラで提出された文書については、これは公表しないといことになっております。

○山口(那)委員 法務当局は、この点どう御理解

されますか。

○濱崎政府委員 私どもは、今検討されている行政情報公開制度の内容、まあ概要は承知しておりますけれども、的確に承知しているわけではございませんので、どうなるかといことについては責任ある御答弁をすることはできない立場にございいます。ただいまお聞きしておりまして、そういうことなるのであろうかなといふふうに思っているところとございいます。

○山口(那)委員 この不服審査会がインカメラの制度で見た資料及びその結果について、司法救済の場での資料を使えないといことになりまして、やはりこの司法救済の道が大きく私は制約されるんではないか、このように思うわけですね。

一方で、インカメラといのは、当事者に見せないで、審査する側の判断の資料を得る、こいう一つの大事な制度ですから、これは非常に微妙な調整の余地があるだろうと思えますけれども、この点についてぜひ、これから情報公開制度をつくるに当たって突っ込んだ議論を重ねていただきたい、こう思います。

そこで、午前中から文書提出命令制度について議論が重ねられていくわけでありまして、現行の民事訴訟法三百三十二条の解釈、運用に關しての判例の枠組みは改正によって変更されたいんだらうと思えます。先ほどちよつと趣旨の御答弁があったかと思えます。これは、その枠組み、変更しない枠組みといのはどういものを具体的に指すのか、この点について法務当局はどういふふうにお考えでしょうか。

○濱崎政府委員 先ほど来答弁申し上げておりますとおり、現行の三百三十二条一号から三号までのものににつきましては、全く内容に変更を加えませんで、片仮名から平仮名、口語、言語体に直したといだけの引き直しをしているわけとござい

す。

その趣旨は、現行の制度のもとで、先ほど来御質問ございましたように、裁判所における適用の運用においていろいろその対象文書を漸次広く解

釈する運用がされている状況をそのまま引き継ぐということを確保するという観点をも含めまして、この一号から三号まではそのまま引き写すという形で立案をしているところであります。

○山口(那)委員 条文はなるほどそのまま引き写しているわけですが、判例で拡張的に運用されてきた内容、これをちよっと具体的に確認したいと思ふんです。

例えば、三号文書で指摘されている法律関係文書というのがありますが、直接の法律関係文書ではないにしても、それと密接な関係を有する事項について作成された文書等も、判例では三号文書に当たる、こういう運用がなされていると思ひます。これは、改正される法律のもとでもこの解釈、運用は変わらないということですか。

○濱崎政府委員 そうなるものと考えております。

○山口(那)委員 そうしますと、この改正論議の過程で、試案の中に、拡張すべき事項を検討するという一節が入っていた時期があったと思ひますけれども、これは判例の運用を念のために議論したということであつて、法令を変えようという立場で議論したというわけではない、こういうふうな考えでよろしいでしょうか。

例えば、要綱試案のところの乙案というのがありまして、一号から三号までの文書に加え、「準証者」としての間の法律関係と密接な関係を有する事項について作成された文書についても提出義務を負うものとする。こういう案があつたわけですね。これは、いわゆる列挙主義に基づいてこの一号から三号以外に加えた、こういう議論のスタイルをとっているわけでありますが、しかし、現行法の解釈、運用では、新たに加えずとも、当然三号文書の一つとして認められるわけでしょう。ですから、試案で議論されたことというのは注意的な規定というスタイルになるんだらうと思ふんですが、この点について念のためお考えを伺ひます。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、いわゆる乙

案、制限列挙の制度のもとで新たな対象文書を加えるという改正案は、現在の解釈を前提として、そういうものについてはその対象になるということをはつきりさせるという趣旨での改正案でございします。

○山口(那)委員 さらに、判例で確立された運用として、一号から三号の文書に該当するものであつてかつ公務員の職務上の秘密が記載されているような文書、こういうものが存在すると思ひます。これについて、その職務上の秘密に当たるか否かという秘密性の判断、これはこれまで裁判所がなしてきたと思ひますけれども、この運用も改正法の解釈として認めるということですか。

○濱崎政府委員 その点も、現在の解釈はあくまでも三号の対象文書の解釈問題として取り扱われている事柄でございしますので、改正によつて変わるところはないという考え方でございします。

○山口(那)委員 その場合に、公務秘密文書に該当するかどうかは裁判所が判断をします。それで、該当すると判断した場合に、それではそれを出さなくてはならないという決定をする前に、裁判所としては、これは秘密に当たるけれどもお出しになりますかという監督官庁の承認を求めようという運用というのはこれまでなされてこなかったわけですね。この点どうですか。

○濱崎政府委員 相手方が訴訟当事者であります場合には、当然そういう文書提出命令についての申し立てについて意見を言う機会がございしますし、第三者であります場合には第三者を審尋するということになっております。したがつて、意見を聞くということとは当然あるわけではございします。拒絶権があるというふうな考え方はございしません。

○山口(那)委員 つまり、判例の確立した運用としては、監督官庁の承認を得るという手続は不要とされていたわけでありまして。

以上の三つが、この確立した判例の枠組みであり、これは改正法でも動かないところ、こう理解をいたします。

さてそこで、改正法の二百二十四条四号の口の場合に、公務秘密文書の秘密性についてはそれが判断することになるんでしょいか。この口には、秘密の定義と、定義といふことが秘密の文書と承認の手続に関する記述と、全部一つの文章で入っているわけですね。まず、この公務秘密文書に当たるかどうか、この秘密性はだれが判断するんですか。裁判所ですか、それとも行政庁ですか。

○濱崎政府委員 職務上の秘密に属するかどうかという判断は、当該監督官庁がするというところであります。

○山口(那)委員 ここで、なぜ一号から三号までも、立証事実が職務上の秘密にかかわるような場合、この秘密性はやはり裁判所が判断をしてきたらうと思ふんです。第一的には、にもかかわらず、何でこの改正法の四号の口のところだけ行政庁、監督官庁が判断できることになつてしまふんでしょいか。

○濱崎政府委員 これは、現行の民事訴訟法における証人尋問の場面におきまして、公務員を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は当該監督官庁の承認を得ることを要するということになつております。その規定の解釈をいたしましては、官庁が承認するかどうかという場合においては、秘密に属するかどうかという判断も監督官庁が有するという考え方で定着しているわけではございします。さらに、刑事訴訟法においても同様の仕組みになつていて、このことではございします。今回、文書提出命令の対象文書の範囲を一般化するという場合におきまして、いわゆるそのスキームの範囲内、枠内で拡張するということとしたものでございします。

この制度が現在どうしてそういうことになつていのかということではございしますが、これは、司法サイドにおきまして真実を発見するということが極めて重要な利益でございしますが、他方、行政サイドにおきまして行政上の秘密が適切に保持されるということも、これと並ぶ重要な利益であると

いうことから、しかも、訴訟というのは行政の情報開示の可否を審理の対象としているものではなない。あくまでも私的紛争の解決あるいは適正な刑事罰の適用という観点からのお互いの協力関係の規定であるという観点から、現在の仕組みは、行政の秘密の管理ということについては、それについて責任を負う監督官庁、行政庁が判断するのが適当であるという考え方のもとにそういう規定になつておるというふうな理解しております。

そういう枠内で改正するというところでございまして、もとよりそのあり方についていろいろ御議論があるというところは承知しているところでございしますが、その枠組みを動かすということは、ひとりで民事訴訟法の場面だけすることは適切でない、しかも、先ほど来大臣からも申し上げておりますように、行政情報開示のあり方そのものが大変大きな議論がなされている中で、民事訴訟法の枠内でのみその議論を先取りして一定の結論を出すということからは、困難でありかつ適当でもないというところから、この検討については将来の課題にさせていただくということで立案をさせていただいているところでございします。

(佐田委員長代理退席、委員長着席)

○山口(那)委員 監督官庁が文書の提出を承認しなかつた場合、裁判所は、承認要件があるかどうか、これは秘密に当たるかどうかということと判断が同じになるのかもしれない。言いかえれば、公共の利益を侵害するとかあるいは公務の遂行を著しく妨げるとか、こういう実質的な承認要件に当たるかどうか、不承認の要件に当たるかどうか、これについて裁判所は何ら判断を加える余地はないわけですね、改正法によれば。

○濱崎政府委員 基本的にはそういうことではございします。その判断権限は監督官庁が持つていて、いうことでございします。

ただ、これは、解釈の問題といたしましては、一般の承認権あるいは拒絶権の濫用というふうな場面で議論がなされるという余地は全く否定するわけにはまいらないうふうな思つており

ますが、そういう特殊の場合を除いては御指摘のとおり、今申し上げたとおりでございます。

○山口(那)委員 この文書提出命令を監督官庁側の不承認によって申し立てを却下する決定をするとした場合に、これに対する即時抗告ができるわけですね。しかし、抗告人としては、一体何を争ったらいいのか。秘密に当たるとか、なぜ不承認にしたか。裁判所の判断も出ていないし役所も形式的な判断しか出てこない。そうすると実質的に争えないのじゃないのですか。ですから、即時抗告の制度をせっかく設けながらその実が上らない、こういうことになりはしないでしょうか。

○濱崎政府委員 ただいま申し上げました考え方を前提といたしますと、即時抗告をしても同じことであるということは御指摘のとおりであろうと思います。

○山口(那)委員 そうすると、意味のない即時抗告を置いたってしょうがないじゃないですか、この点に関しては。この点はやはり重大な問題が残っているだろうと思います。

それから、この一号一三号、一号から三号について公務の秘密性は裁判所に判断権がある、そして四号については行政側に判断権がある、こうやって分かれては行政側の合理的な理由というのがいま一つ説明が十分じゃなかったかと思うのですが、もう一度念のため言っていただけますか。

○濱崎政府委員 繰り返すことになるわけですが、現行法の一号から三号までの文書、これはいわば文書の性質上、その文書作成の経緯とかあるいは目的等に照らしまして、その文書の性質上、挙証者すなわち文書を持している文書、そういう性質を持つてゐるからそういう文書は提出命令の対象になるというのが現行法の考え方であると思っております。そういう文書の範囲についていろいろ解釈論があり、そしてその解釈が次第に拡張的に解釈された結果、その中には行政上の秘密に属するというような文書も出てくる、その

場合の取り扱いをどうするかということで、証言拒絶における秘密性の保護というような考え方を類推適用して、その秘密性の程度、秘密性の存否、程度というものをしんじやくして三号文書に当たるものと判断すべきかどうかという取り扱いが実務の上で行われているということでございます。

したがって、そういう一定の関係を持つてゐる文書であるかどうかという判断の中での取り扱いの問題と、今回新たに追加しようとしている、そういう関係を無視した、そういう関係がなくとも訴訟に協力してもらいたいという場合の対象文書におけるそういう問題の取り扱い方、その両者において取り扱い、今御指摘の問題について差異が生ずるということについては、これは必ずしも不合理なものではないというふうに考えている次第であります。

○山口(那)委員 そうすると、一号一三号に当たる文書については、職務上の秘密が含まれるかどうか以前に、一号、二号に当たるといふ基本的なベースがあるということ、仮に職務上の秘密が記載されたものであっても、そこには一方的な行政の判断だけではなくてやはり裁判所が判断するという余地を加えていい、こういう理解なのかなと、一歩譲ってそう理解しましょう。

そこで、そうしますと、この四号の口に当たる文書、これは行政側の事実上一方的な判断でもって出さないことができる、こういうふうな機能としてしようわけでありまして、仮にそれが妥当か否かということは、裁判所もチェックできないし当事者もわからない、こういうことになってしまふわけですね。これは行政に全くブラックボックスを与えてしまふようなことになるわけで、これは到底情報公開制度の趣旨に合致するものではないだろうと思ひます。

そうしますと、先ほど来行政情報公開制度が制定された時点にはこの民事訴訟法の文書提出命令と調整を図る余地もあるやに御答弁されているようでありまふけれども、そうすると、暫定的にこの

ような制度を置くということが私は納得がいかないわけですね。しかも、行政情報公開制度の方では不開示の事由というものをかなり多岐にわたつて類型化して挙げております。ここでは、職務上の秘密という概念と、それから先ほど申し上げた公共の利害、公共の利益を害するということあるいは公務の遂行を著しく妨げるというような概念が使われているわけですね。これだけしか使われていないわけですね。しかし私は、行政情報公開制度のその不開示事由の判断と最終的には一致すべきものだ、こう思っているわけでありまふ。そうすると、ここでいふ中途半端な差異をそのまゝ見逃してしまつて制度をつくつてしまふということについては、これは非常に疑問がわくわけですね。この点についてお考えを伺いたいと思ひます。

○濱崎政府委員 御指摘のような御議論があるということとは承知しておりますが、この文書提出命令の改正というものは、今回の法制審議会の審議の過程において大変重要な問題の一つとして議論されてまいつたわけでありまふ。その中で、先ほど御指摘のように制限列挙の中で号数をふやすという考え方と、それから一般化、一般義務化するという考え方との二つの考え方がございました。しかしながら、号数をふやすということでは、先ほど御指摘がありましたように現行の解釈とちつとも変わらぬというのではない、やはり現行のものよりは拡張するということのためには一般化するということが重要であるということで、最終的にこういう形の改正案を提出させていただいた。ただ、公務員の秘密に属する文書につきましては、先ほど申し上げたような理由で、委員の御指摘によればいわば中途半端ないうことでございませうけれども、現行の枠の中で拡張させていただいたということでありまふ。

そういう制約は行政文書についてはあるわけございませうけれども、しかしながら、文書提出命令の対象を一般化するということについては私どもとしては大変大きな意義があるのではないかと

いうふうに考えておりますし、法制審議会の議論でもそういうことでこの案を採用させていただいた。委員の御指摘の観点からいへば十分なものではないということではございませう。現在よりも前進であるということは私も確信しているところでございませう。

○山口(那)委員 法制審議会における議論の経過について若干の疑義がございませう。法制審議会委員であつた滝井さんという弁護士さん、この方が、行政情報文書提出命令の改正案のような形でいくと出てくるようになってしまふ、この点についての議論が必要だ、こういう指摘をされておりました。これはジュリストの一九九四年四月一日号の二十一ページにそういう言及がございまして、これに参加された柳田参事官も、これまでの審議では、議論されておりましたので、今後の検討課題であらうと思ひます。こうお答えになっております。

そして、ことしの九六年四月二十九日に出来た日経ビジネスという雑誌の記事によりますと、同じく滝井委員が、この文書提出命令の制度の部分については、恐らく本音ではだれ一人賛成という人はいなかったんではないか、少なくとも弁護士出身や学者出身を問わず、賛成の委員はいなかったのではないかと、こういう言及をされておりました。というところは、この滝井委員の認識によれば、九四年当時指摘した、議論がなされていらない、そして、最終的にできあがつた時点でも議論が不十分で、なお賛成する委員が実質的にはないはずだ、ただ、最終場面ではこの部分だけを切り離して議論するのではなくて、全体を一括して賛成していただかないと、事務次官会議等での他の役所の反対に遭つてこれは到底日の目を見ない、改正案そのものは日の目を見ない、こういう言葉もあつて、大を生かすために小を殺した、そういう結果をもたらしたんだ、そのような記事になつておるわけですね。そうしますと、この点についての議論は、法制審議会の中でも私は十分に行われていなかったのではないかと、こう思うわ

けであります。この点が一点。

それから、法制審議会は、これは審議会のあり方として公開が促進されてしかるべき委員会だ、こう思っております。これまで委員の自由な発言を担保する意味でこれは公開されてこなかったと思っております。しかし、昨年の九月の閣議決定におきまして、審議会等を二つに分類をいたしまして、一般的な審議会、すなわち法制審議会のようなもの、法案の改正論議等を行うようなそういう一般の審議会については公開を原則とする、議事録をその都度つくって公表する、こういうことも閣議決定されているわけですね。わざわざこの一般原則が当てはまらない審議会については列挙されておりまして、その中には法制審議会が含まれておりません。したがって、閣議決定の趣旨からいって、この法制審議会の議論というのはほとんど公表すべきものに分類されているわけでありまして、しかも、この民事訴訟法の改正というような内容については、自由な発言を担保するために非公開にしなければならないほどの要請はない、むしろほとんど議論を公開して広くいろいろな意見を集めるべきだ、こう私は思うわけでありまして、そういう背景がありながら、こういう滝井委員のような発言が出てきまして、こういうのは、私は残念でなりません。

この点について、その議論の経過としてまた法制審議会の公開の趣旨、閣議決定後の運用が変ったかどうか、これから変えるつもりがあるかどうか、これらについてまとめて御答弁をいただきたいと思っております。

○濱崎政府委員　まず、文書提出命令の御指摘の点についての法制審議会の審議が十分でなかったのではないかとこの御指摘についてお答えを申し上げます。

この問題について、私どもとしては十分な御議論をいただいたというふうに思っております。この御答弁申し上げたところでございます。この秘密性について裁判所が判断すべきか、行

政府が判断すべきかという問題については、そのときも御説明申し上げたとおり、主として証人尋問の系統における監督官庁の証人拒絶、その要件をどうするかという場面で議論がされた。それを踏まえて、文書提出命令の拡張についてもその枠内という議論の経過で最終的な結論になったわけでございます。

最終的にこの問題についていろいろ御意見が最後までございました。その最後の段階で、これは現在行政改革委員会等の場で大変幅広い大きな議論がされておる、そこでは対象となる行政の秘密というものについてもいろいろな性質のものがある、それを一律に同じ取り扱いをしないかどうかがという問題もある、そういう議論を経ないで民事訴訟法の民事訴訟の手続の場だけで一定の線引きをする、一定の結論を得るということとは困難である、また適当でもないのではないかと、いうようなことで、最終的な答申、これは御指摘のように、それをやむなしとして全員一致ということになった経緯がございます。

議論が十分であるかどうかということにつきましては、これはお立場によっていろいろ受け取り方の違いがあるということはある程度やむを得ないところでございますけれども、そういうことでございまして、現在私どもといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、行政情報公開に関する審議、その結論を踏まえて最もよい民事訴訟法上の制度のあり方についてできるだけ早く検討したい、こういう決意を持っているところでございます。

なお、法制審議会の議事録の公開の關係については、担当の調査部長の方から御答弁をさせていただきます。

○永井政府委員　委員御指摘の昨年九月二十九日の閣議決定を受けて、法制審議会は、この二月二十六日の総会におきまして、この審議の公開等のは非について検討を行いました。その結果、審議の公開に関する従前の取り扱いを一部変更いたしました。すなわち、会議及び議事録に

つきましては従前どおり非公開とすることとしたしましたが、今回の閣議決定に従いまして、新たに総会、部会の会議ごとに議事要旨を作成してこれを公開することといたしました。これ以降現に公開しているところでございます。

○山口那委員　その公開を決定した以後のこの民事訴訟法改正についての議論がありまして、それはぜひ資料をいただきたいと思っております。その以前のことについても、この文書提出命令に関する議論にかかわる部分で結構ですから、法制審議会の議事録、これを資料要求したいと思っております、委員長。

最後に、この閣議決定が出た後の昨年十月二十日、これは行政情報公開部会で法務省がヒアリングを受けました。その折に、審議会の情報について、法制審議会などが一般的な法律を取り扱う場合、独立公正な立場から自由な討論が阻害されるというおそれがある、これはその確保のために公開しないんだ、こういうことを述べておられるわけですね。しかし、閣議決定が出た後、行政情報公開部会では呼ばれてなおこういうことを法務当局が答えているというのは、やはり時代錯誤も甚だしいと私は思うわけでありまして、先ほどの大臣の情報公開制度全般に対する前向きな取り組みとは全く相反する姿勢だろうということをおしつけ加えさせていただきます、私の質問を終わります。

○加藤委員長　佐々木秀典君。
○佐々木(秀)委員　社会民主党の佐々木秀典でございます。

けさからの本民事訴訟法の改正審議に当たっては、いわゆる公務員の秘密文書に関する問題、これがこれまで中心的に議論をされてまいりました。私もこのところは大変重要なところだと思っております。後ほど触れたいと思っておりますが、一応総括質問でございますので、全般的なことについてまずお伺いをしてみたいと思

す。そこで、この改正に当たって長尾法務大臣から

提案理由の説明がございました。その趣旨を拝見する中で、まず今度のこの七十年ぶりの民事訴訟法の改正の趣旨、眼目ということが幾つか強調されておりますけれども、その一つとしては、現在の民事訴訟法の規律について、これが現在の社会的な状況に適合していない部分があるんだということが言われております。それに適合しない部分というのは、具体的には、内容的にはどういふことなのか、これをもう一度お示しいただきたいと思っております。

○濱崎政府委員　お答え申し上げます。

御案内のとおり、現行法は大正十五年に立法された当時の民事訴訟の構造を基本的に維持したままになっております。そういうことでございまして、まず第一に、社会経済の発展等によってデンプが当時よりも著しく速くなっている現代社会の要請にこたえがたいものになっている。そのため、国民の間には民事訴訟には時間がかかり過ぎるという意識が大変強く見られるというような事態になっているということが挙げられます。

また、社会経済の発展等に伴いまして、あるいはその複雑化に伴いまして、民事紛争も複雑化、多様化をしております。そういうことで、情報が多量に一方に偏在するといった訴訟もふえておりますが、現行法における証拠収集手続は、大正時代における当事者対等の思想に基づくものでございまして、そういう訴訟を必ずしも想定していなかったということから、その証拠収集の手続として必ずしも十分でないという指摘があったわけでございます。

さらに、社会経済の発展等に伴いまして、公害訴訟とか薬害訴訟とかいった、そういう当事者が多数にわたる大規模な訴訟事件が生じておりますが、現在におきましては、そういう訴訟について、そういう訴訟は勢い長期間を要するわけでございますけれども、それに対応するための特別の規定が存しない。

あるいはまた、最近の情報化、OA機器の発達は大変著しいものがあるわけですが、現行法上そ

ういうOA機器を訴訟の場において活用する裏づけとしての規定も用意されておられない、そういうようなことが挙げられると考えております。

○佐々木(秀)委員 もう一つ、今もお話がありましたし、提案理由の説明の中では、一般の方々から、我が国の民事訴訟、民事裁判というのは、一つは時間がかかり過ぎるではないか、それからまたお金がかかり過ぎるという御批判があることに付いて触れられておられます。

そこで、今も局長から若干触れられてはおりますけれども、この訴訟のいわゆる迅速化、それと訴訟にかかる費用、費用といつても一概に言えない。弁護士を頼んだ場合の代理人、刑事の場合では刑事弁護士費用になるわけですが、民事訴訟では訴訟代理人、これに対する報酬の問題もあるとは思いますが、今、この訴訟法の方では、弁護士費用というよりは訴訟にかかる経費あるいは費用、これは訴訟を含めてということになると思うのです。印紙を含めてということになりますけれども、そうしたことを意識されておられるわけですが、今度の改正でこういう時間だと費用が本当に削減されることになるのか、その効果は期待されるのか、その辺について見通しを述べていただきたいと思います。これは裁判所の方の御意見もいただければと思っております。

○濱崎政府委員 今回の改正によりまして、民事訴訟にかかる時間、費用がどの程度削減されるかということをも具体的な数字をもつて予測することは困難でございますけれども、この法律案におきましては、争点及び証拠の整理手続の整備とか少額訴訟手続の創設とかそういったことを初めとして、民事訴訟の手続を現代社会のテンポに合ったものとするための改正を行うことにしておりますので、この改正が実現し、そして訴訟関係者によって改正の趣旨に沿った適切な訴訟運営がされるということがとりわけ重要でございますが、そうすることによって時間が相当程度短縮されることになるということは自信を持って申し上げることができるというふうに思っております。

また、費用につきましては、これは口頭弁論等の期日の回数などの訴訟にかかる時間というものの左右されるところが多いわけでございますが、今申しましたような制度の整備、創設によりまして訴訟が迅速になる、これに伴って弁論の期日等も回数が減るといったようなことによつてそういう面でも大いに効果があるものと考えておりますし、また、電話会議システム、テレビ会議システム等OA機器の活用ということが可能になること、あるいは細かいことでありますけれども、送達制度についての改善等によりまして、そういった方々の関係の費用も軽減されるということが見込まれるわけでございます。したがって、民事訴訟にかかる費用その他の負担も相当程度削減されるという効果をもたらすものと考えております。

○石垣最高裁判所長官代理者 裁判所の方からは、訴訟の促進関係について特に申し上げたいと思っておりますが、現在の民事裁判に對して、時間がかかり過ぎるというようない御批判があることは承知をしておりますが、全体として現在短縮化の傾向にあることは事実でありますけれども、なお当事者が真剣に争うような複雑な事件では、最終的な解決に至るまでに相当の年数を要しているというのも事実でございます。

その原因の一つとして私も注目をしておりますのは、法廷がいわゆる書面の交換の場、単なる書面交換の場になって、口頭弁論というものが十分に機能していないのではないか。そして十分に争点整理がされないままに証拠調べが行われている、そのためにいわゆる五月雨審理ということがなされているということが一つの大きな問題であらうというふうに思っております。

そこで、裁判所としては、昭和六十年ころから運営改善というものに取組んでまいりました。が、これによつて集中的な証拠調べを実施をして迅速な処理を図るということに努力をしてまいりました。今回の法改正では、早期に争点を整理し、その争点に絞つて集中的に証拠調べを行うための方策がいろいろと手当てをされております。

こういう訴訟運営のための環境が法制面で整備されるということになりますので、一方において運営改善のための努力は続けていかなければいけません。他方、こういう整備面の手当てによりまして相当程度の審理の促進が図られるものではないかというふうに考えております。

○佐々木(秀)委員 今、民事局長の御答弁の中で、大規模訴訟あるいは少額訴訟の点にも触れられておりますので、質問通告では順序が後になっておりましたけれども、この段階で少し聞かせていただきたいと思います。御了解ください。

それで、まず少額訴訟ですけれども、これは今度の改正案では三百六十八条以降、これはいづれも新設であるわけですね。ここで、訴訟の目的物の価額、つまり少額訴訟とは何かの基準ですが、これは金額、訴額を三十万円以下ということにされておられます。これは、三十万円というものが少額訴訟の基準として妥当なのかどうかということについての議論はどのようなものだったのか。私どもの感覚からいって、どうも最近の貨幣価値などから見てみると、むしろ三十万円というのはそれこそ少額に過ぎるのではないだろうか。いわゆる算定不能の金額とのバランスなどということもありますけれども、たしか今その点は九十万ですかになっていいると思うのですが、せめて五十万円ぐらいにした方がよろしいのではないかとというような考えも、聞く人によつては聞くのですけれども、これが三十万円ということに定められた経緯、その合理性などについてお示しをいただきたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 ただいま御指摘の点については、四つほど理由がございます。これもかなりいろいろ御意見がございまして、慎重審議を経たわけでございますが、まず、この少額裁判手続といひますのは、原則として一回で審理を終わり、判決をし、不服申し立てもその審級で異議を申し立てることはできません。上級審には行けない、こういうような手続構造をとっております。そういう関係から、余り訴額を上げてしま

ますとほかの裁判との違いがどうかという、まず比較の問題でございます。

それから二番目は、この法案を審議するに当たりました二回ほど意見照会を各界にいたしてありますけれども、その中でも圧倒的に三十万円以下という意見であったことでございます。なお、諸外国の例を調べても、やはり三十万円以下のもので多いということ。最後にもう一点は、簡易裁判所の事件、確かに九十万円以下の事件でございますけれども、大部分の事件は、五〇%ぐらいの事件は大体三十万円前後の金額であるという点を考慮したものでございます。

○佐々木(秀)委員 確かに、今度の改正によつて非常に手取り早くできることにはなるのですけれども、一方、訴えられた被告の側からすると、私も弁護士経験でそういう経験を持ったことは幾つもあるのですが、しむじむ簡裁なんかの少額訴訟を見ていまして、やはり代理人のついでに、本人の訴訟による場合が非常に多い。そして、これが専らいわゆるサラ金業者、カード業者などに大変に利用されているという傾向が目立つわけですね。見てみると、簡易裁判所として裁判官が何カサラ金業者の取り立てのお手伝いをするような、そんな感じがさえることがあつて、大変嫌な思いをしたことがあるわけです。

これを速くすることによつて権利の救済ということはあるかもしれないけれども、逆に、時にはやはり誤つて非常に不当な請求ということもないわけではないものですか、そういう点での権利の救済にもなることがないように、特に本人訴訟の場合なんかは十分に配慮していただかなければいけないだろう。もちろんそれに対する手だてがあることはあるのはわかっておりますし、それからまた、細かくはまた規則も定められることになるのだからと思うのですけれども、これは運用の面でも相当な配慮をしていただかなければいかぬだろうと思うのです。裁判所、その辺は大丈夫でしょうか。

○石垣最高裁判所長官代理者 今委員からも触れ

られました。このせつかくの少額訴訟がその目的のつた形で運用ができるかどうかということと考えます。確かに一定の業者だけが占拠してしまうような形になることは非常に好ましくないというふうに思います。

現在のところ、先ほど御指摘ありましたように、具体的な回数等につきましては最高裁規則において検討をするという方向で運んでおりますが、同一裁判所において同一の年には十回を限度とするという方向で検討が進められるものと考えております。

○佐々木(秀)委員 いずれにしても、今申し上げたように一部の業者などに不当に利用されることがないようにしたいと思えます。それからまた、訴えられた側にも十分にその事情などを聞く機会を与えて、その権利の行使に誤りなからしめていただきたいということを特にこの際申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一つの大規模訴訟の方ですけれども、これについても、二百六十八条ですが、これを新設されるわけですね。ところが、「大規模訴訟に関する特則」として新たに置かれた規定は二百六十八条と二百六十九条の二カ条だけなんです。二百六十八条では「受命裁判官による証人等の尋問」、それから二百六十九条は「合議体の構成」で、地方裁判所において五人の裁判官の合議体での審理、裁判をする旨の決定をその合議体ですることができるといことになっておるわけですから、これだけで大規模訴訟に対する手当てとして間に合うのかどうか。この辺はどうなんでしょうか。特に裁判所にお伺いしたいのです。

○石垣最高裁判所長官代理者 法文上の手当てとしてはたまたま御指摘のありましたような内容になっております。

現在仮に法律が成立されました場合にどういう方向で裁判所規則の手当てをすべきかという問題もあわせて内々頭に置いておられますが、その中で、大規模訴訟につきましてもなるべくその審理

の促進に役立つような規定ぶりがないか、これはあくまでも規則でございいますから細目的なものはございいます。あわせて検討をしていかなければいけないのではなからうかというふうに思っております。

いずれにしても、適正迅速な事件処理を図れるように努力をしたいというふうに考えておるところでございいます。

○佐々木(秀)委員 そこで、大臣の提案理由の説明では、もう一つ、この法律案は、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとし、訴訟手続を現在の社会の要請にかなった適切なものとするために、新たにこの法律を制定して、民事訴訟手続の改善を図ろうとするんだ、こういうふう

に述べられているんですね。ここで言われている現在の社会の要請にかなった適切なものに訴訟手続をするということについて、その前段に書かれている国民に利用しやすく、わかりやすいものとするという要請のほかに、何か具体的なイメージを持っておられるのか、その点について、法務大臣の御見解があれば法務大臣、民事局長にもあわせてお聞きをしたいと思えます。

○濱崎政府委員 まず事務当局からお答えをさせていただきます。先ほど申し上げたのは、先ほど申し上げたところと重複するわけですが、とりわけ先ほど申し上げたように社会経済の発展に伴って社会活動が大変テンポが速くなっている、それに対して、裁判には時間がかかり過ぎるということ、これが一番大きな問題であり、それに適切に対応するということが一番大きな要請なのではないかというふうに思っております。とりわけ最近では、住専問題あるいはそれに続く

言われております不良債権問題等に関係いたしました、そういう問題の解決のためには民事訴訟あるいは民事執行といったものが適切にかつ迅速に機能しなければならぬということ、大変御指摘をいただいているところでございまして、その対応については、運用上裁判所御当局に努力をいただくところが多いかと思えますけれども、そういう点で、手続の面でもその迅速処理ができれば可能なような対応をしておくことが必要であるというふうに私も認識しているところでございいます。

今回の改正の主要点は、そういう社会の要請に対応して、訴訟の迅速処理ということに手続面でできるだけの貢献をしたいということ、これを一つの大きな主眼としておられるわけでございます。

○長尾国務大臣 現在の社会の要請にかなったのは、いろいろな面で我々が心がけていかなければならない問題だと思っております。

政府委員からも御答弁を申し上げておりますように、確かに現在の民事訴訟におきます問題は、訴訟に時間がかかり過ぎる、裁判に時間がかかり過ぎるということが最大の問題であると私も認識をいたしております。このために、裁判が効率的に、そしてかつ十分な審理が尽くされるようなシステムをつくっていくこと、これは今回の改正におきまして一番考えなければならぬ、そして最大の課題であったというふうに考えているわけでございます。

それからもう一つは、やはり皆様にとつてわかりやすいといえますか、そういうことが非常に要請されておると思えます。民事訴訟法は大変古い法律でございまして、片仮名の法律で、今の若い方にはわかりにくいような言葉が入っております。この点は今回全面的に改正をさせていただきます。法令用語というのはわかりにくい面があるわけですが、できる限りわかりやすく、そして現代語に直してきたということも今回の改正の大きなねらいでございいます。それから、今の社会の中では、OA機器の進歩

は大変に著しいものがございまして、今後行政のさまざまな分野でこの機器の利用によりまして国民の皆様の利便を向上していくということは非常に大きな課題だと思っております。今回の民事訴訟法の中で取り上げました幾つかの試みは、ある意味では今後さらに検討していかなくてはならない課題になってくるかと思えますが、現段階で可能な限り取り入れさせていただいた、こういうことであると思っております。

○佐々木(秀)委員 おっしゃることはよくわかります。そういうことを目途にした今度の法改正であることも理解はできるのですけれども、しかし、一般的に言われる訴訟の迅速化あるいは費用の節減というようなことも、実はこれは民事裁判についても目的ではなくてあくまでも手段なんです。やはり、民事裁判の目的というのは、権利の救済、権利を持っている人がそれを実行できないでいる、それを国家が国家的な力によってその権利救済をする、あるいは権利の実現を図る。もう一つ、あわせてそれは実体的な真実とも結びつかないけれども、要するに、正義を貫くという、不正をまかり通させないということとも絡んでいられると思うのです。

ただ、それがおくれにおくれで時間がかかるということになると、権利があつても、救済のつもりでいても、その判決がおくれればその権利の実行を期しがないというふうなこともあるから、それを早くしようというふうなことなのであつて、何でもいから裁判を早くすればいいというものでないことは、これは釈迦に説法ですから、皆さんもおわかりのとおりなのです。

ただし、ともすればそちらの要求、つまり迅速化などという要求に合わせる余り、実体的な真実の発見などということがわきの方に置いていかれるとか、あるいは本場の意味での権利の救済にもとるところがあるとなれば、これはまた大問題なわけですから、その点については私も心していかねばならないと思えます。運用に当たられる関係者、特に裁判所においても

る弁護士さんたちが、これでは困ると言っていることの意味の重さを私たちは本当に真剣に考えていかなければならないのではなからうかと思えます。そしてまた報道関係の方々も押しなべて、これはもうどの論説を見ても社説を見ても言っているんじゃないかと思えますけれども、やはり今度の改正案の中の二百二十条の第四号については大変な批判的な論説、見解を出されているということ、これも私は重視しなければならぬのではなからうかと思うわけでありま。

その批判的な見解というのは、大体これまでの御議論でも出されておりますけれども、従来の現行法の三百三十二条の一号、二号、三号の文書については、これまで裁判所が、これは裁判所だけではなしに、それに関与される訴訟関係者、特に弁護士の方々の御努力もあって、その判例としての傾向がある、解釈が積み重ねられて一定の成果が上げられていて、そうしたことについては変わることはないのだと民事局長は言っておられるわけですが、しかし、先ほど、もうお話がありましたように、変わらないということの担保はどこでどういうふうな保証されているんだ、担保はあるのかと御指摘がありました。この点については私ももう一回確かめておきたいと思うんです。

局長、これはどうなんですか。その今までの判例の積み重ねなどが変わることはないんだということについては、何らかの保証はあるんでしょうか。少なくとも、その点については条項の中では何も記載されることはないわけですね。何によって担保されることになるのですか。

○濱崎政府委員 もとより委員御案内のとおり、改正法、民事訴訟法案、これが法律になりました場合には、その適用、運用はそれぞれの裁判官がされるわけでありまして、したがって、個々の事案ごとに応じた裁判官の対応によってそれが運用されるということで、そういう意味で、物理的な担保があると申し上げることができる性質の問題ではないというふうに思っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように

に、今回の改正案に至ります法制審議会の審議におきましても、そういうことである、今回の改正の目的はこういうことである、したがって、今までの解釈上の努力をもとに戻すというような性質のものではないという議論がされておりますし、またこの国会の質疑におきましても、現に私もこういう形で立案者、立案担当者としての考え方を申し上げさせていただいているわけでございます。

そういった立法の趣旨というのは、これはこの法案が成立いたしました晩におきましては、私どもも、また最高裁判所におきましては、こういう趣旨での改正であるということの周知ということに努めなければならぬ。国会の議事の経過についても、それが関係者により適正に承知いただけるように努めなければならぬ。そういうことによつて、今までの解釈が後退するということのような効果を招くおそれはないというふうに考えている次第でございます。

○佐々木(秀)委員 ないと考えているというお話だけれども、どうも、それが何によって担保されるかということについては必ずしも的確な答えがなかったと思うんですけれども、追加されることはありますか。今の答弁でよろしいのですか。その担保の方法。

○濱崎政府委員 追加する点といたしましては、条文の書き方としても特に工夫を凝らしまして、一号から三号までは動かさない、全く同じ文章を現代語化するということにとどめ、全く新たな形で四号をつけ加えるという形での改正をさせていただいたというの、そういう趣旨が徹底するようになつていくことを考えているものであるということをつけ加えていただきたいと思います。

○佐々木(秀)委員 局長の御説明ですけれども、しかし局長の御説明だと、三号までは動かさないでおいっている、さらにそれに四号をつけ加えたから広がったのだという御主張のようなのですけれども、逆に、心配される方々は、これがつけ加わることによってかえってマイナスになる、こ

う指摘をしているのですよ。確かに、今までないものができるわけですから。

しかも、できたものを見ると、口では、先ほども御質問があったように、「当該監督官庁が承認をしないもの」というなっている。なるほど証言の条項と整合させるのだというような御指摘ですが、現行法の二百七十二条では「官吏又ハ官吏タリシ者ヲ証人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ当該監督官庁ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス」となっている。

この点では、現にこういう監督官庁の承認という運用があるわけですが、先ほども質問がありましたけれども、今度は、この改正の四号の口で言っている公務秘密に関する文書、これについて、改めて当該監督官庁の承認ということがうたわれるわけですが、裁判所は、これまでの現行法の運用で、この証言の方ですけれども、監督官庁の承認というのは先ほどもありましたけれども、この承認権者、これはどの辺を考

例えは、今度の改正の中で、ロの「当該監督官庁」その後には括弧書きがあつて、衆議院、参議院の議員の場合にはその院、こうなつていますね。それから、大臣の場合には、内閣総理大臣その他の國務大臣の場合には内閣、こうなつてい

ですね。割合はつきりうたわれている。ですから、仮に文書などでの回答ということになれば、これは院の場合だと、両院のそれぞれの議長ないしは内閣総理大臣名ということになるのかとも思つたりするのですけれども、そうでない公務員の秘密文書の場合には、この承認権者というのは具体的にどのようなのですか。その省庁の大臣ということでもなさそうなのですね、先ほどの話だと。

例えは、その文書の作成者、保持者が、ある省の何々係長だという場合に、その上の課長などでも承認権者になれるのかどうか、なるのかどうか。どうなのですか。それは今までどうだったのですか。

○石垣最高裁判所長官代理者 この二百七十二条の解釈につきまして、承認権者がだれであるかということについて深刻に争われたという事例を私今ちよつと承知をしておりますが、従来、具体的場面において、当該監督官庁に該当するものがだれであるのかということにつきましては、現行法の解釈としては、それぞれの公務員に適用される個別の公務員法の規定によつて定まると考えられておるようでありまして、したがつて、問題になります。例えは国家公務員の秘密が問題の場合には所轄庁の長、国家公務員法百条二項でございますが、所轄庁の長、地方公務員の秘密である場合には地方公務員法三十四条二項の任命権者がそれぞれ当該監督官庁に該当するというふうに考えられていようであります。

以上でございます。

○佐々木(秀)委員 この辺も、非常に私はやはり問題があると思うのです、この書き方だけでは。そうかといつて、規則などで、その内容についてどうだといふようなことも書き切れないのではないか。

これは、非常にそういう意味では、先ほどからお話がありましたように、司法判断を全く排除して、司法に関与させないで、それで一方的にこ

うものを、文書についてはもう出さないということを決められてしまふというふうなことは、まことにおかしいことになるのではないかと思います。

それから、もう一つ強く言われているのは、官民格差の問題ですね。全く同じような性質の文書でありながら、公文書である場合、官公庁の文書である場合とそれから民間の文書である場合とで全く扱いが異なるのではないかと。

例えは、例えはですけれども、余り例はよくないかもしれませんが、この間、例のTBSの問題で、ここでもいろいろ議論がありました。TBSは、最初に調査をして報告書をつくつた。それが違つていふということの後でまたつくり直すわけですが、そういうような報告書を、監督

官庁というのではないけれども、郵政省がそういう報告書を求めて取得した。仮に、そのことに關与して裁判が起きて、それでその文書の提出を求めた場合に、TBSそのものに求めた場合には、TBSとしては出さざるを得ないということになるのだからけれども、全く同じ文書を郵政省に出すように言った場合には、郵政省はこれを出さない、出すことについて承認しないという場合は、一体どういうことになるのか。

それからまた、例えば病院だとかその他の施設でも、私立の病院の場合とそれから公立病院の場合と、これで全く扱いが違うことになりはせぬかというような指摘もあるわけですね。この辺についてはどういうふうにお答えになりますか。

○濱崎政府委員 証言拒絶の場合を含めまして、現行の制度は、先ほども御答弁申し上げましたように、司法作用における実体の、事実の認定ということが一つの大きな重要な利益であると同時に、他方、行政作用において行政上の秘密が適切に保持されるということも、これと並ぶ重要な利益である。そういうことから、相互の関係においては、行政上の秘密を保持すべきこれを開示すべきかということについては、国の一つの機関である内閣に代表される行政機関、これがその権限と責任において判断すべきである、そういう位置づけのもとに現在の制度が組み立てられているというふうに理解しているところでございます。

そういうことでございますので、そういう内閣に代表される行政というものと一般市民あるいは企業との間で違いが生ずるということとは、これは合理性のある一つの枠組みであるというふうに考えている次第でございます。

もちろん、最近、先ほど来御指摘がございましたように、その行政の責任というのが情報開示の面では十分に果たされていないではないかという大変厳しい御批判を受けている実態がございいます。そのそれぞれの問題について、私どもがコメントする立場にはないわけですが、そういう御批判を踏まえて、行政としては標を正さな

ければならぬということであろうと思っておりますけれども、しかしながら、現在の制度は、そういう行政が行政としてその権限に基づいた適正な運用ということをするべきものというところが期待されている、そういう枠組みでの制度であるというふうに考えている次第でございます。

なお、今御指摘のありました病院の問題、例を挙げられますと、これは、国立病院と私立病院でどう違うかということをお説明するのは大変難しい問題でございますが、これは、公務員というもののについては、それを個々に区分けして考えるということとはなかなか難しい。公務員というものとそうでないものとの区分けをどこで引くかという問題であろうというふうに考えておるところでございます。

○佐々木(秀)委員 事ほどさように、やはりこれで万人を納得させるだけの合理性をこれ、持っているかというところ、そうはいかないのですよね。まだまだ問題点があります。ほかの同僚委員も指摘しておられますけれども、私もまだお聞きをしたり意見を述べたいことがたくさんありますけれども、時間が終わりましたので、この次の機会にまたぜひやらせていただきたいと思います。

何にいたしまして、先ほども申し上げましたように、私はやはり、司法というのは国民のためにあるものなのだ、国民のための権利を実現するためのものなのだという視点を忘れてはならないし、そのための法律であり法改正でなければならぬと思っております。

そういうことで、さまざまな意見が出されているこの条項については、私たちはやはり慎重な対処をしなければならぬのではないかならうか。どのようにするかということについても、あわせてこの委員会の審議を通じて何とかいい方向を見出せないものかと考えておりますので、そのことについても、余りかたくなではなくて、みんなでよいものにしようという方向でぜひお考えいただきたいと思います。そのことを申し上げて、時間が参りましたので

質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○加藤委員長 枝野幸男君。

○枝野委員 民事訴訟法改正案についてはさまざまな問題点がございいますが、先ほどの質疑の中でも法務省から、この改正は裁判の迅速化を図るという目的も非常に大きいということをお伺いいたしました。そうした見地から、最高裁判所の今のなされていることにそうした方向と若干違うところがあるのじやないかという問題を私は持っておりますので、そのことをまず最高裁にお尋ね申し上げます。

それは速記の制度のことでございます。私の弁護士をしておりました経験からいたしますと、証人尋問等をした後で速記がどれぐらいの早さで上がってくるかということが裁判の迅速という意味で非常に意味が大きいと思っております。証人尋問をして、そしてその結果の速記を見て次の戦術を考へる。速記が尋問してから半月も一ヶ月もたつてから上がってきたのでは、それから次の戦術を立てなければならぬ、一回の期日と期日の間に一ヶ月、二ヶ月ぐらいい置いてもらわないと準備ができない。例えば実際に裁判官の数をふやそうが弁護士の数をふやそうが、裁判の迅速を図るという意味ではそうした部分の改善がされなければならぬというふうに思っております。

そうした中では、速記の方の養成を待て、そういうものを改善していかなければならないというのには自然の流れだと思っておりますが、私が聞き及ぶところによると、むしろ最高裁判務局は、速記の養成をやめようではないか、そしてテープでとって、外注をしてそのテープ起こしをしてもらって、それで済ませようじゃないかというようなことを検討しているというふうにも聞いております。もし本当だとすると二つの点で問題がありま

す。一つは、外部に発注するわけでございます。テープをとって、テープを起こして、それを外部に頼むと、行ったり来たりする間も時間がかかり

ます。現状の速記官の方が一生懸命努力をしても時間がかかっているのが、外部の人に頼むと、行つて来てという部分で時間がかかります。

もう一つは、そのでか上がつてくる調書の信用性という問題で、国家公務員としてのさまざまな規律のもとに服している速記官の方がつくつたものと、そして外部の民間の方に委託するものとはやはり信用性に大きな違いがあると言わざるを得ません。

端的にお答えください。現状で速記の養成をやめて外部発注しようということを検討しているのかしていいののか、イエス、ノーでお答えください。

○涌井最高裁判所長官代理者 今裁判所における速記録の作成システム、速記制度でございますが、それについて全面的な見直しの検討作業をやっていることは事実でございます。実はまだその方向自体決めておりませんが、今方々の意見を聞きながら、どういう方向がいいのかということいろいろな観点から検討しているところでございます。

○枝野委員 確かに、いろいろお話を伺いますと、速記の方を養成するといつても大変エネルギーも要する。それは、裁判所としても実際に養成を受ける方の立場としても非常にエネルギーを要するというのが事実でございます。今行革の流れの中で速記官の方の数を膨大にふやそうということ自体難しいというのは重々承知をしております。

しかし、私が最近知りました情報で、私自身も実際目の前で見ただけでございますが、これはほかの委員の方に念のために申し上げますが、速記といひましても、裁判所の速記は、今、国会で目の前でしていただいている手書きの速記ではなくて機械速記であります。機械をたたく、タイプライターのようなものをたたいて、それはいわゆるタイプライターなどは違うシステムで、しゃべる速さと同じ速さでそれをたたいていく。それで、たたかれたものが、記号のようなものが打ち上

がつてきて、後でそれを見ながら日本語に直していく、こういうシステムであります。

そして、幸いにも機械でたいておられますので、その機械を電氣的に変えれば、そしてコンピュータに近づけば、タイプのようなもので打つたものを日本語に直すという手間を省くことに直接機械が日本語に直してくれる。もちろん同音異義語とかさまざまな補正をしなければならぬ部分は残るわけですが、コンピュータに近づいていけば、とりあえずラフなものはないたその場で日本語になり出てくるわけでありま

す。テープを起こしたり速記した記号を見ながら日本語に直したりという手間がかかりません。現実に、速記官の方々が独自に自主的な努力でコンピュータをつなぎ、機械をつなぎ、ソフトを開発し、そうしたシステムが今ででき上がっています。私も目の前で見ていただきたかったです。しゃべったものを速記の機械でたいて、普通にしゃべる速さでそのままたいていて、その場でコンピュータの画面からきちんと日本語が出てまいります。

これを使いますと、現実に試験的に使っている方のお話を伺いますと、まだソフトなどの点が十分完備されていない、例えば辞書のソフトなどの点が十分完備されていない状況の中で、しかもこれは独自にやっておりますから組織的なトレーニングなどをしていない状況でも、従来の速記のシステムに比べて二倍以上の速さで処理ができる。したがって、現状の人員でも二倍の処理ができる。しかも、そうやってコンピュータに近づいていきなり文字が出てくるわけですから、当事者にとってみても、調書ができ上がってくる日数も大幅に早くなる。こんなすばらしいシステムが開発されては実用段階にあると私は目の前で見ていただいていたと思いました。これから辞書の整備その他に若干のものがあれば、当然さらによくなるわけでありま

す。こうしたシステムがつくられているということをお聞きになりますか。イエスカノーでお答えく

ださい。

○浦井最高裁判所長官代理者 今委員御指摘のようシステムを何名かの速記官の有志がいれば私的に研究しておるということは十分承知しております。ただ、その評価の面につきましては、今先生御指摘のようなどころとは大分違う問題点を我々の方では感じております。

○枝野委員 評価をどうするかというのはいろいろあるのですが、私自身目の前で見ておりますので、何なら次の委員会の方に持ってきて実際にほかの委員の方に見ていただくというのは、委員会であるのかどうかよくわかりませんが、してもいいと思っております。もちろんソフトなどの面ですらに整備は必要でしょうが、これにある程度の手算をつければかなり実用化できるというのは間違いないと私は思います。

そして、これは単に裁判所の速記だけの話ではないと私は思っています。というのは、例えば聴覚障害などの皆さん、耳の不自由な皆さんなどにとって、音を文字に変えなければならぬ。現状でもいろいろな努力がされていますが、しゃべるスピードで文字にしていけるというようなシステムが、もちろんこの速記タイプをたたくという技能については速記官の方の特殊技能であります。特殊技能の方にお願いをすれば、しゃべる速さで、同音異義語などは問題があっても、少なくともその場で画面に文字が出てくるというのは聴覚障害者の方にとっては非常に画期的なことでありま

す。むしろこういったものを育てていくべき状況じゃないかと思いますが、現状で裁判所はこうしたものの開発に予算、人員をかけていない、これは間違いないと思いませんか。

○浦井最高裁判所長官代理者 結論だけ申し上げますとどうも我々の方が理由のないことをやっていると

思われるので、二点だけ申し上げさせていただきます。このシステムの評価として先ほど委員の方から、このシステムを使えば今までより二倍の量の

仕事ができるじゃないかということをおっしゃいました。しかし、実は裁判所の速記システムといえますのは御承知のように非常に容量の小さい入れ物でございまして、現実の速記官がどれだけの時間立ち会ひまして速記をしてくれたいかといま

す、週四十時間の勤務時間がございまして、しかも、平均いたしますと一人当たり週二時間程度しか実は速記記録はつくれない、そういう状況はあるわけでは

ない。いろいろ理由はございまして、一つ大きな理由は、今の裁判所の速記制度というのが機械を使う打鍵作業でございまして、これがやはり健康上問題がありまして、それ以上立ち会ひ時間を拡大できないという問題があります。今委員御指摘のコンピュータを使いまして新しいシステムとい

うのも基本的にこの速記タイプを前提としておりますので、立ち会ひ時間自体を延ばすことはできない以上、委員御指摘のように二倍の容量にするという

ことは非常に難しいということ。それともう一つは、実は裁判所の速記官が現実

にやっております速記といえますのは、機械で全部と切り切っているわけではないということなので、これは各法廷でございまして、機械で全部と切り切

るわけではない。非常に心外だというふうな声もあるところでござい

ます。そのあたりはひとつぜひ御理解いただきたいと思

います。○枝野委員 二倍かどうかということについてはいろいろな評価に分かれるのでしよう。私も、実際にお使いにな

っている方から二倍の能率でできるといふように聞いておりますし、それから、確かに法廷に立ち会

える時間数というところについては、一般論としては確かにそうでありま

しょう。例えば、テープというか速記を起こして日本語にする作業と、それから実際に法廷で速記タイプをたたく作業とのエ

ネルギーといえますか、疲労というもので、単純に速記官の事務室の方で起こす作業が短くなったからその分を法廷でのタイプをたたく時間

に回せるとは思いません。しかしながら、例えばテープを聞いて修正をするにしても、今現状で、速記タイプで打った記号のよう

なものでも事務室に帰ってきて自分の机の上でそれを見ながら日本語に起こし、テープを聞きながら確認をし、それを日本語で手書きをしたりワープロをたたく

ね。イエス、ノーで答えてください、時間がありません。

○浦井最高裁判所長官代理者 速記官にワープロを貸与するといいますが、官給の常使用器具としてワープロを利用できるような体制をつくったことはそのとおりでございます。

○枝野委員 会計検査院、来ていただいておりますね。会計検査院によく聞いておいていただきたいのです、今までの話も含めて。少なくとも、どの程度の効率がよくなるかという評価はある程度分かれるにしても、今お話を伺っていて、私の言っている話が全然ちやくちやな話ではなくて、ある程度の説得力がある、調べてみるに値するものであるということは御理解いただいていると思います。

去年です、平成七年度の予算でワープロを入れたのです。コンピュータを入れてやっておけば、今コンピュータでもワープロは打てるわけですから、そして今のコンピュータやワープロの価格のことを考えれば一世代古いのもいいわけですから、要するに、ワープロ機能が働けばいいわけですから、一世代古いパソコンを買って、それにワープロソフトを乗っけてそれで代用しておけば、こうやってコンピュータに速記タイプをつなぐというシステムを開発して、それをやれば物すごくエネルギーが楽なわけですよ。ワープロを買って与えても、速記官の人たちは法廷で速記タイプをたたいて、それで打ち上がった日本語のキーボードをたたいて、ワープロです、調書をつくっているわけですよ。それを、コンピュータだったから直接つないでしまつて、ラフなものだけれども画面にそのまま日本語で出てくるようなシステムが、効率の点は評価は分かれるにしても、でか上がついているわけですよ。そのことを知っていないが、なぜこんなむだな金を使ってワープロを買ったのか。ワープロを買わないでパソコンとワープロソフトを買った方が、むしろ値段的にも、私が聞いている限りではワープロも

ASYSの最高機種を買っているようですから、値段的にもパソコンとワープロソフトを買った方が安いですよ。

しかも、裁判官にもパソコンを貸与する時代ですよ。パソコンとパソコンの交換は簡単なんです、フロッピーの交換は面倒くさくしょうがないのです、私もやっています。これは、明らかに金のむだ遣い、税金のむだ遣いだと思いますので、会計検査院はぜひしっかりと調査していただきたいと思いますが、会計検査院の御見解は。

○小林会計検査院説明員 お答えいたします。

裁判所に対します会計実地検査は毎年実施しております、その際には、物品の購入、管理等についても検査を実施しております。

委員お尋ねのワープロの購入に関しまして、当然検査の対象になるわけですが、そのコンピュータあるいはパソコンを利用しました調査作成のシステムにつきましては、私も、まだ内容をよく承知しておりませんので、これにつきまして最高裁判所から事情をよく聴取した上で検討したいと考えております。

○枝野委員 最高裁だけ聞いたのでは片手落ちだから、私に言っていただけばちゃんとわかっていて速記官の方につなぎますから、ちゃんと調べてください。

何が問題かというと、最高裁は、裁判を急がなければならぬ、早くしなければならぬといった民事訴訟法の改正も急げと言っている。それから、弁護士の数が足りないから弁護士をふやせふやせということでも一生懸命やっている。それはそれでいいですよ。でも、速記を一日も早く、法廷が終わったら弁護士、当事者のところにください。こんなに裁判を迅速化する直接的な効果があるものはないのですよ。そちらの方のところを、これはいちゃんもつけければこのシステムにだっていろいろあるでしょうが、積極的に評価して、どうしたらうまくできるかということをやすべきなのです。

どうも最高裁の態度を見ると、大蔵とか何とかに遠慮して、どうもこれも、速記官の人たちをやめさせてしまつて、外部発注で記録をとるようにして、速記官の人員で、なかなか裁判官や書記官の数がふやせないから、その分裁判官や書記官の数をふやそうという姿勢ではないか。それはなぜか、大蔵省に遠慮しているから。最高裁は大蔵省の了解がなくても予算を出せる権限を持っているというところは間指摘したとおりですから、それぐらい毅然とした態度で裁判官をふやさないといけないのだということをやらなければならぬ。裁判官をふやすのを来年から反対しますから、来年も現職かどうかかわからないけれども。

それで、本題のというか、もう一つのテーマの文書提出義務について、提出命令についてお話ししますが、朝からずっと二百二十条の三号、四号の話をしています。結論だけもう一回確認させていただきます。

二百二十条三号の解釈については、従来の三百十二条三号の解釈と変わりますか変わらないのですか。イエス、ノーで答えてください。

○加藤委員長 イエス、ノーで答えてください、時間を気にしているようですから。演習民事局長。

○濱崎政府委員 変わらないと考えております。

○枝野委員 変わらないとすると、明らかにおかしくなるのですよ。三号で要求すれば、要件は若干厳しいかもしれないけれども、公務上の秘密かどうかというのには裁判所が判断をする、四号で請求をすれば、裁判所の判断以前の問題として、役所が嫌だと言ったら出さない。これ自体明らかに矛盾だと私は思います。

それから、そもそも三号の解釈が変わらないというの、それはちよつとつかつてはないかなと私は思います。なぜかというと、従来一号から三号があった、一号から三号の文言は変わっていない、それはおっしゃるとおりです。でも、四号の口がふえているのです。四号の口で、「公務員の

職務上の秘密に関する文書で」云々という条文が入っているのです。それは、役所の承諾がなければ出さなくていいということが入っているのです。

反対解釈という言葉は御存じですね、反対解釈になりませんか。四号で出てきているところについてはこうやって職務上の秘密の文書についていろいろ書いてある、だからこれの規制に服する。だけれども、三号の文書については何も書いてない。ということは従来より広くなると思われるべきではないですか、むしろ素直に読めば反対解釈で。三号で要求したら公務上の秘密であつても全部出せと。三号に該当するけれども公務上の秘密に属するから出しませんというところは四号の反対解釈で出さないというのが条文の素直な読み方ではないですか。

○濱崎政府委員 先ほど来、他の委員に対しても御答弁申し上げておりました、三号の運用、解釈の問題として、公務上の秘密に関する文書についての取り扱いについて一定の裁判例が出ています。このことでもございます。したがって、その解釈、運用は、あくまでも三号に規定している文書に該当するかどうかという判断の一部分として御指摘のような取り扱いがされているわけでございますので、御指摘のようなことにはならないというふうに考えております。

○枝野委員 答えになっていないと思うのです。わかつてお答えになつていないのだらうと思うのですが、従来の三百十二条三号の解釈、判例の積み重ね、それはそれでいいのですよ。何もなければそれが引き続き続く、それはおっしゃるとおりです。だけれども、四号の口ができて、四号の口の反対解釈というのがむしろ自然じゃないですか。四号の口が出てきて、四号の口の反対解釈で、三号の場合は秘密なんか関係ないですよと読むのが条文の読み方として自然じゃないですか。反対解釈をしなくていいという根拠は判例の積み重ね以外に何かあるのですか、ないのですか。

○枝野委員 明らかに矛盾している。説明になっていない。広くなるのだからいいのです。三号で出せば、秘密だって全部出してもらわなければならなくなるというのは、その方がいいのです。だけれども、それはそれでまたおかしいのじゃないですか。

それから、そうじゃないとして、従来の判例とおりだとすると、三号と四号で解釈の差が出てくるといふ矛盾点をどう説明するのか。ずっと聞いていても説明になっていない。

もつとさらに言います。この法律案は、申しわけないけれども、残念ながら十分な検討の上になされていない、この文書提出義務についてはなされていらないということについて、もう一つ出します。

情報公開法が今つくられようとしています。情報公開法で今少なくとも議論されているのは、情報公開しなせんという結論が出たときには、それについて裁判で争える、抗告訴訟が起こせるといふことになっています。そうなったときに、民事訴訟法のこの規定と、抗告訴訟ができるという情報公開法の規定とは矛盾するとはお考えになりませんか。イエスかノーでお答えください。

○濱崎政府委員 イエスカノーかで答えろということでございますれば、矛盾するものではないというふうに考えております。

○枝野委員 情報公開法は、けさ太田先生がお話しになりましたとおり、万人だれもが利害関係の有無にかかわらず公開を求めることができるというのが原則、基本的なシステムです。そして、それに對して行政がノーと言ったときには裁判で争って、行政がノーと言っているけれども、あれはうそじゃないかと言って争えるのです。行政のは

結論が最終じゃなくて、行政がこれは秘密だから隠しますと言っている判断について、おかしいと言って、万人だれでも裁判所に訴えることができるのです。

民事訴訟は、利害關係のある当事者が裁判で自分の權利を守るためにどうしても行政の情報が必要なのだという問題についてです。別にこれは一般義務化をして、一般義務や一般義務化ということを書いていませうけれども、裁判の判決に關係なく、そのようなことを要求したって、民事訴訟では、その段階で、その条件で、關係がないということと提出は拒否されるはずですから。当事者の利害にとつてどうしても不可欠だから出してくれと書いて裁判で求めるわけです。より切実なわけです。ただ、そちらの方がより切実でより具体的な目的がある方については、民事訴訟法で行政庁がノーと言つたら、そのノーという判断を争いようがない。一般義務として、一般的な一國民として要求したときには出てくるかもしれない。こんな話がある話があつていいのか。

もし民事訴訟で、証拠提出命令で出してくだされと言つて、行政庁がノーと言いました。許可しません、秘密ですと言つて出しませんでした。困つて情報公開法に基づいて公開をしてくださいと言つたら、やはり行政庁は当然ノーと言うでしょう。ノーと言つたけれども、裁判に訴えたであらう。いやそれは行政庁の判断が間違ひです、これは情報公開法に基づいて出すべきです。別の行政訴訟は五年後か十年後かにそんな判決が出てきて、それまで民事訴訟を待っているのです、こんなむちゃくちゃな話になると思いませんか。

○濱崎政府委員 行政情報公開に関する一般法が制定されて、国民に一定の行政情報について開示請求権が与えられたという場合を考えますと、その不開示処分に対しては、御指摘のとおり、取り消し訴訟が認められるということになるのであるであらうというふうに考えられますが、この取り消し訴訟、行政訴訟、取り消し訴訟におきましては、まさに行政庁の処分の適否を対象として審理が行わ

れ、それについての裁判所の判断がされるということになるわけでございます。

これに對しまして、文書提出命令の場合は、司法に對する協力義務の一環として、行政あるいは

立法がどこまで裁判所の審理に協力すべきかという関係にあるわけでございまして、いわば公務員の秘密を守る義務と審理協力義務とが対立するという場面にございまして、それをどういうふうに調整するかという問題であります。

すなわち、民事訴訟の場面では情報不開示という行為の適法、不適法について直接司法判断をするということではないわけでございますので、両者はそれぞれ異なる問題であって、異なる規律をしているからといって、必ずしも不均衡であるということではないというふうに考えております。

○枝野委員 お答えになっていないのですけれども、さっきみたいな例でいいのか。

民事訴訟の方で、当事者が切実な問題として、この証拠がないと裁判で自分の権利を守れないと言つて求めた。求めたけれども、国はこの四号の

口に基づいて拒否をした。しようがない。情報公開法に基づいて情報公開請求をした。当然そこでも拒否をするでしょう。拒否をした、しようがない、裁判で争った。裁判で争ったら、裁判所の判断として、いや、それは情報公開法に基づいて出すべきだということが出てくることになった。裁判所、司法制度としてこんなみつともないことはないですよ。そんなことはあってもいいのですね。これはありますよ。イエスかノーで、いいかどうかを答えてください。

○濱崎政府委員　今大変大きな議論がされておりますが、その結果、行政情報公開に関する一般法が制定されて、内容がそういうことになるということになりました場合には、それとの整合性を、今御指摘の問題も含めて、真剣に検討させていただくつもりであります。

○枝野委員　その答えを待っていたのです。この話は情報公開法ができてからの問題じゃないのですよ。この問題は既にあるのですよ。情報

公開条例というのはいろいろなところでできているのですよ。同じ問題が起きるのですよ。この民事訴訟法ができた瞬間に、全国に既にある情報公開条例で、裁判で争えるのですよ。どうするのですか。でき上がった瞬間にもう矛盾するのですよ。

先ほど言つた例と同じで、当事者の利害にとつて、自分の権利を守るためにどうしても必要な証拠を、民事訴訟法四号ロに基づいて国は裁判所へ出しませんと言われた。どうしても必要だ。幸いその県の情報については情報公開条例がありまゝす。その情報公開条例に基づいて、県に対して情報を公開しろ、出せ。県は嫌だと言つた。嫌だと言つたから、情報公開条例があると訴訟を起こせるのですよ。情報公開条例の裁判を待っていたら、県の判断は間違ひでした、県は情報を出すべきですということになった。情報公開条例と明らかに矛盾するのですよ。そんなものをつくつてしまつていいのですか。

○**濱崎政府委員** 矛盾するかどうかという理論上の問題については、先ほど申し上げたとおり、理論的には矛盾するものではないというふうに考えております。実質的妥当性の問題について申し上げます。

行政情報公開法の制定を待ってというような言い方をしておりますのは、これは事柄の実質として、まさに国の行政情報はどのようなものがあつて、その中に一律に裁判所の審査の対象にしているものかどうかというような問題、それからインカメラの対象としてもどうかというような問題、これは現在大変幅広い議論がされている行政情報公開に関する議論、その成果を踏まえて検討するのが適当である。その前の段階で、民事訴訟法の場面でのみその問題について先取りして結論を出すのは困難でもあり、かつ適当でもないという考え方を踏まえた上でのご意見です。

○枝野委員 少なくとも情報公開法をつくつたら、司法審査のどこかの段階では、最終的には司

法審査になるのだなという話は、これは情報公開法をやるという人にとっては一般的な話ですよ。

そもそも現行の情報公開条例と矛盾してみつともないことになるということを、それは理論上はいろいろな言い方があるでしょうが、現実にもつともないことになるのですよ。東京都は情報公開条例があるのだから、東京都は、これは公務員の職務上の秘密というのは国家公務員に限っていないのだから、東京都が相手のときがあるわけですよ、四号口が、東京が相手のときには、もう情報公開条例がある以上は、これは矛盾するのですよ、明らかに。そんなものでできつきのようなおかしな結論になることを認めてしまふのか。そんなことで司法の信頼が守れるのかといったら、冗談じゃない、おかしな話です。

それから、もう一つ言いますよ。先ほどちらつと、もうちょっとで聞き逃すところでしたけれども、四号の口は協力をするかどうかという関係です、それは、確かに一般条項化しています、四号のイからニまでは、一般条項化しています。だから、国が当事者であるかどうかにかかわらず、一般義務として職務上の秘密に当たらないから情報を出せという条文になっています。だけれども、そういうたケースの場合と国が被告の場合と両方あるのですよ。国が被告の場合を特に問題としているのですよ。

国の場合、行政の場合以外も、民間が当事者の場合でも、先ほど官民の格差の話がありましたけれども、民間の会社が当事者になって、被告になつて損害賠償請求を起こされているというようなどときは、こういった条項がないわけですよ。それは第三者のときは、先ほどおっしゃったような理屈もわからないじゃない。国が被告になつていれば、まさに憲法エイズのような、当事者のような話のときに、先ほどのいかに国が第三者として協力するかのようなんという話は、全然理屈が通らない。少なくとも四号を二つに分けて、国が当事者の場合と第三者の場合と分けるべきじゃない

ですか、先ほどの理屈は。そして、先ほどの、繰り返している情報公開条例との矛盾、明らかにこれは残念ながら準備不足で法案を提出したと言わざるを得ないということも申し上げて、まだまだ何度も審議する機会があるでしょうから、きょうのところは以上で終わらせていただきます。

○加藤委員長 正森成二君。
○正森委員 日本共産党を代表して、民法訴訟法の改正案について質問をさせていただきます。

まず第一は、この民事訴訟法案というのは法制審議会において五年以上にわたつて審議が行われたものであります。ところが、本日いろいろ議論になりました文書提出義務や文書提出命令に関する意見の趣旨記載の規定については、これは改正法の二百二十条四号口等でありまして、平成七年十二月一日の法制審議会民事訴訟法部会小委員会において初めて、本改正規定の基礎となつた要綱案第六次案として具体的に示されたものであります。

五年間も長々と審議していったのに、今一番本委員会でも問題になつてゐるものは十二月一日に要綱案として出されて、正月を挟んで二月半ぐらいで法案になる。しかも、日本弁護士連合会は早速反対して、十二月二十日に要望書を提出しましたし、二月二十六日に開催されました第百十九回法制審議会総会でも、日弁連推薦の委員から、公務員の職務上の秘密に関する文書について特別な取り扱いをすることの不当性、及び情報公開法の立法化への流れに反するものであるというところが強く訴えられております。あるいは、閣議に付されるに先立つて最小限の修正がなされるべきであるということも主張されております。

そこで、私は伺いたいのですが、五年も審議されておつたのに、なぜ去年の十二月一日までこの最も現在争点になつてゐる問題が法案として提出されなかつたのか。その前に、甲案、乙案というようなものが出されましたが、それは二年以上前に

に参事官の要綱として出されて、そして広く各界の意見を求めるという手続をやつております。ところが、今度出されました二百二十条四号口等については全くそういうことがなされない。しかも、それだけでなしに、緊急にそれを成果として国会へ提出するというをやつてゐる。それらについて、なぜこういうことをやつたのか、答弁を願います。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、今回の改正について法制審議会の答申を得るまでに五年以上の期間にわたる……(正森委員)もうちょっと堂々と大きい声で言つてください。声が聞こえないし、いかにも自信がない、もう修正必至というような感じに聞こえるからね」と呼ぶ)五年以上の期間をかけて、これは大変幅広い問題について検討がされてきたわけでございます。結果として成案を見たのは今回民事訴訟法案として提出させていただいてゐるものですが、それ以外にも大変多くの検討事項を対象にして検討が進められてきたわけでございます。

御指摘の証拠取集手続の拡充というものは、その中で一つの大きな柱として検討がされてきたわけでございますが、今御指摘がございましたように、この拡張の方向については早い時期から法制審議会の内部においても考え方が大方一致しておりますけれども、その方法につきましては、御指摘のあった甲案、乙案、一般義務化の案と列挙主義の範囲内で範囲を拡張するという考え方があり、これについては関係各界においても意見が分かれておりましたために、これは両論併記の形でずっと長い間審議が進んできました。

そこで、この一般義務化を内容としたしまして法文に近い形で法制審議会に正式に案として示したのは、御指摘のように最終答申の約三カ月前、十二月という時期になつたわけでございますが、しかしそれ以前の審議の段階における資料におきましても、具体的に七年の五月ごろでございまして、このいわたる甲案を採用する場合に公務員の秘密に関する文書の取り扱いについてどうするかというところ、この議論の實質は、午前中も御答弁申し上げましたように、もっと早い段階で、証人尋問の場合における拒絶事由の場合のあり方として現行は監督官庁の承認を要するものとしてゐるわけですが、それでいいのかどうかという中で、かなり熱心に議論がされた。その際に、裁判所の判断にすべきだという考え方も主張されたわけでありまして、これはいろいろほかの制度との整合性ということから、民事訴訟法の場面だけでいきなり改正するのは難しいであろうという議論で推移してきて。

今の甲案をとる場合のいろいろな秘密の問題に対する対応については、抽象論といたしましては早い段階から、これは証言拒絶の場合と同様の制限のもとに一般義務化を考へるということで議論がされてきたという経緯がございます。

○加藤委員長 簡潔にお願いします。
○濱崎政府委員 したがって、御指摘の十二月に初めて明らかにされたということではないわけでございます。

○正森委員 長い割には余り要領を得ない答弁でしたが、持ち時間が限られておりますので、質問を続けます。

ここに三月十三日付のある有力紙の記事がございまして。これは、民法改正案について「情報公開法開拓の恐れ」という見出しで載つてゐる記事であります。その中でこう言つてゐるのですね。「与党法務委員の一人は、法務省から先月末、正式説明を受けた際、「原案を認めてもらえないと、閣議決定前に開く各省庁事務次官会議の承認を得られなくなり、改正案全体が成立不可能になる」と迫られたという。」こう載つております。

これが新聞記事ですから、裏づけがあるかと思つて私なりに調べてみましたら、確かに裏づけがございまして、当委員会が三月十五日に審議が行われております。そこで民法の問題も出まし

で、名前は申しませんが、先ほども熱弁を振るわれた与党の一人の委員がこう質問しております。

「与党として承認しろ承認しろとさんざんうるさく言われたときに、法務省は私にこういう御説明をしたのですよ、ほかの役所がうんと言わないと。ほかの役所、少なくとも二庁は裁判所を信用する」というような方向のことをおっしゃっているんですよ。」というの、この日に科学技術庁など二つの省庁を呼んだことを指しているのですね。「どことがとめたのですか、この解釈、この条文を。こんな、裁判官に司法権が及ぶのか及ばないのかわからないような条文をこのままにしておくというの、はどういうことなのですか。ほかの役所がうんと言わないからという説明を受けたのですよ。」こういうふうに言っているのです。まだ長々とありますが。

だから、ここで言っていることは、各省庁の代表者である事務次官会議が通らない。だから、いきなり去年の十二月一日に出してきた二百二十条の四号口というものを含むものを入れてもらわなきゃ困るということを強力に与党に働きかけたということは、もう紛れもない事実なんです。この議事録を読みますと、この与党議員の怒りの心境というのがよくあらわれているんです。

その同じ記事には、与党の法務調整会議、これは座長が社民党の衆議院議員、私もよく存じている方ですが、修正案を各省庁に納得させて閣議を通すのは無理だ、修正なら国会でもできると語って、国会にかけてから修正しようということにしたんだという意味のことが書かれておる。しかし、与党自身による修正があり得ることを前提に、法案を閣議決定し、国会へ上程するという手法は、あまりに奇異だ。この場合は行政文書提出の間の口を狭めないための修正案を各省庁がそれほど拒むのかという点こそ十分に検討、点検すべきというふうに言っているのです。これは、薬害エイズの問題やあるいは「もんじゅ」の問題やいろいろなものを見ますと、まことに当然

だと思ふのです。

結局各省庁は、厚生省にしてもこれは自分が行政裁判で被告になるわけですから、そんなときに自分が握り込んでおる資料を出したのでは格好がつかない。だから、一説によると、事務次官会議の公式か非公式の席か知りませんが、各省庁は、全省庁を敵に回すのか、こう言うて法務省の証拠提示に関する規定について、ぜひとも今出ているような案を入れろ、入れなきゃ事務次官会議は通さないということを示唆したというのです。もつてのほかじゃないですか。だから、私もはこういうやり方というのは非常に問題があるというふうに思います。

この点については、最後の点でもう一度大臣に答弁を求めますからこの程度で終わっておきますが、その次に第二の問題に移ります。

これは各議員がお述べになったのですが、改正法案の法制審議会における審議の過程で、立法当局の説明では、改正法案第二百二十条一号ないし三号の要件を満たす文書については、現法律の三百二十二条ですね、現行民事訴訟法第三百二十二条一号ないし三号の取り扱いがそのまま踏襲され、改正法案第二百二十条四号口の適用を受けないとの説明がなされている、こういうふうに言われているのです。これは法制審に出ておいた委員も言っておられますから間違いないところだろうと思えます。きょう私は注意深く民事局長の答弁を聞いておりましたが、民事局長も、二百二十条一号一三号という点については、旧法の三百二十二条一号一三号の扱いと変わらないという意味のことを基本的にはお述べになったというように私としては理解しているわけです。

しかし、それだけでは済みませんで、そうなりますと、三百二十二条三号の類推または拡張解釈によつて救済されてきた文書の取り扱いがどうなるかという問題があります。この点については裁判所が結局はお決めることだという意味のことを言いましたが、それでは新法をつくる場合に困るわけなんです。これまでは、判例は現行民事

訴訟法の二百七十二条ないし二百七十四条、二百八十一条等を類推適用して、提出拒否事由としての職務上の秘密性の有無を裁判所が判断するという方法が踏襲されてまいりました、承認要件というものは全く問題にならないのです、判例でもこれはまだ。専らその職務上の秘密性の有無についてののみ裁判所は判断してまいりました。

そこで、これの典型的な例は、申し上げるまでもございませんが、ここに持ってまいりましたけれども、これは家永さんの教科書裁判ですね。これは昭和四十四年の十月十五日の東京高裁の決定であります。

この東京高裁の決定では、三百二十二条の三号文書に当たるかどうかという点で、これは請求者との法律関係について広く解釈して、これは当たるとだということを決めました。それからその次には、「民事訴訟法第二百七十二条にいう職務上の秘密とは」ということで論を進めまして、念のため読みますと、「公表することによって国家利益または公共の福祉に重大な損失、重大な不利益をおよぼすような秘密をいう」と解するが、教科書検定に際して判定理由を開示することはむしろ検定手続の公正を保障するゆえんであるから、開示に伴ない、審査に当たつた公務員の意見がその知られることがあつても、それは担当者として

も所管行政庁としても当然は認すべきことであり、それがため国家利益や公共の福祉に重大な損失或いは不利益がおよぶとは考えられない。要するに、個々の担当者の意見が同条にいう職務上の秘密に該当すると解することはできないから、論旨は理由がない。」といつて、行政庁はほんとに負けているのです。

そうしますと、民事局長、自信を持って大きい声で答えてほしいのですが、こういう判例の立場は、あなたのあれによると、法制審での政府側の答弁でも維持されるのです。つまり、三百二十二条の三号、今の二百二十条の三号に当たるとか、少し類推して拡大解釈しよう、これを解釈して、今度は承認要件なんかは全然問題にせず

質的に秘密を有するかどうかだけ判断して、そればんと結論を出す、こういうことではないんです。

○加藤委員 簡潔に答弁してください。

○濱崎政府委員 これまでの解釈論がそのまま維持されるというふうに考えておりますし、その点は法制審議会でも十分議論がされております。

○正森委員 法務委員会の審議というのは、立法者の意思として今後、非常に失礼な言い方ですが、裁判所が判断をされる場合にも重要な参考になると思いますが、私は今の見解をこれからも維持していただきたいというふうに思っております。

そうすると、当然の論理の発展として、先ほど枝野議員がおっしゃいましたが、法律には反対解釈というものがあつて、そうしますと、改正法案第二百二十条四号口の承認要件の立法によつて、四号文書についての承認要件が限定的に立法化されているわけですから、その反対解釈として一号ないし三号の文書、これは、判例が教科書裁判で類推拡大した部分も含めて監督官庁の承認を問題としないという従来の実務慣行が実定法上も確定したと積極的に解釈できるということに論理必然上ならざるを得ませんが、それでいいのです。

○濱崎政府委員 その点については先ほども御答弁申し上げましたけれども、今回の改正によつて、現行の一号から三号までの文書の範囲についての解釈論がそのまま踏襲される。したがって、プラスにもマイナスにも影響を受けるものではないと考えております。

○正森委員 せっかく私が言ったのに、反対解釈で確定されるということについては少しごまかして、プラスにもマイナスにもならぬという意味のことを言いました。しかし、論理必然的には、あなたの答弁からぐっと推していくとそういうぐあいになるということ、これは当然のことであると思うのです。

ところが、きょうの濱崎民事局長の答弁は、そ

これはそれとして私は非常に貴重なものとして伺いますが、長尾法務大臣、あなたの四月十二日の同僚委員の質問に対する本会議の答弁は、その点は非常にあいまいで、むしろ反対にとれると見られるような答弁をしておられるのですね。覚えておられますか。四月十二日のことだからあるいは忘れておられるかもしれませんが、私が念のために読みますと、

このように、文書の提出義務を一般化するに当たり、証言義務については、現行法上、職務上の秘密について公務員を尋問するときは監督官庁の承認が必要とされ、承認がない場合には証言を拒むことができることとされていることなどから、公務員の職務上の秘密に関する文書につきましても、その提出について監督官庁の承認を要することとしております。

このような考え方は、刑事訴訟法における押収、証人尋問などにおいてもとられているところであり、今回の改正は、このような現行制度の考え方の枠内で提出命令の対象となる文書の範囲を拡大することとしたもの

このように言うておるのですね。あるいはその後の別のところでも、

本法律案は、ただいま申し上げましたように、職務上の秘密に該当するかどうかの判断は監督官庁がするという枠組みの中で文書提出命令の対象となる文書の範囲の拡大を図ったものでありますので、このように言うておるのです。しかし、一号から三号については除くということの明白にはおっしゃっていないのですね。したがって、巷間ではこの答弁をもって、全面的に裁判所の判断を除外

して、秘密であるかどうかについては行政庁に判断権を与えたものであるということに解釈をしないで、これは一大事だということになっておるのです。もし演劇院事務局長の答弁が正しいとするなら、より上位者である法務大臣の明確な答弁によつて、この本会議での答弁を明確にされることを望みます。

○長尾國務大臣 お答えを申し上げます。

今回の改正によつて提出義務の範囲が広がる部分について監督官庁の承認を要することとしているということとを申し上げたわけでございますが、局長が答弁を申し上げたことと同じでございます。

○正義委員 ありがとうございます。局長答弁と同じで、旧法というか現法の三百三十二条の一号から三号については判例も含めて従来の解釈が生きてくるということとを、立法の最高責任者として言われたことを多々したいと思います。

そこで、次の問題に移らせていただきますが、それは情報公開法との整合性の問題であります。この点については、先ほども同僚委員が詳細に御質問になりましたので、重複を避けて、別の問題について同じ観点から質問をさせていただきます。

情報公開法は、四月二十四日に発表された行政改革委員会の行政情報公開部会の中間報告のうち情報公開法要綱案、こういうものがあるのです。そのことを指しているのですが、こんな大きなものですか、いろいろたくさんございしますが、そのうちの、今関心のあることについてだけ申し上げます。今公開条例が各県、地方でございしますが、それで不開示ということになりましたら、「不服申立てについて調査審議するための合議制の機関」として、総理府に、不服審査会を置くことが第十八の「不服審査会の設置」というところで決まっております。

第二十では「不服審査会の権限」として「不服審査会は、諮問をした処分庁又は審査庁に対し、開示請求に係る行政文書の提出を求め、事件の審

議にあたる委員をして、不服申立人に閲覧させず、その内容を見分けることができる。この場合において、諮問庁は、当該行政文書の提出を拒むことはできない」という明確に書いてあります。これは、当委員会でもしばしば議論のありましたインカメラの制度であります。つまり一般的な、裁判のように特に争点があつて利害関係があるというのでなしに、日本国民すべて、与党の質問者が、衆議院議員がえらい権限がないと言つて怒られたが、衆議院議員も国民の一人としては当然情報公開ができるわけですから、ある意味ではそう怒る必要はないと言えらるかもしれないのですが、こういうことになっているのです。

しかも、第二十六を見ますと、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に必要の施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とこれは努力義務ですけれども、国の情報公開法に基づいて同じようなことを決めない、こう言っているのです。そうしますと、このインカメラの制度は、国の情報公開法でなしに、地方自治体の情報公開でも全部適用されることが前提になっているのです。そうすると、今も言われましたけれども、とんでもないおかしなことが起こるのです。

情報公開で権利義務を争つて裁判しているわけじゃない、ともかく情報を知りたい、国民の知る権利だといってやるものは、これは不服審査会で申し立てれば、どんなに秘密だと言つてもここへ出しなさい、こう言つて、ほんまに秘密かなといつて判断することができ。それについては、今の規定では、不服だったら当然裁判所へも行ける。ところが、この法律が通ると、肝心の裁判所は、今の答弁で一号から三号書面についてはそうではありませんが、四号口については、インカメラもなければ、局長も答えましたが、行政庁に判断権がある。こんなおかしなことがありますか。整合性が全くないと言つてもいいのです。何でこんなことになるのか。

日に非常に重要な答弁をしているのです。どう言っているかといいますと、御指摘のように、行政情報の公開につきましては、現在、さまざまな議論がされているところであると承知いたしております。この問題は、行政情報の公開のあり方という大きな問題にかかわる事柄でありますので、その議論の結果等を踏まえまして、必要があれば、今後これとの整合性を図る見地などから改めて所要の検討を進めてまいりたいと考えております。

このように答えているのです。つまり、いろいろあるかもしれないけれども、情報公開がどうなるかという全体的な枠内で考えていかないかぬから、民事訴訟だけで考えることはできないのだと。それで、両方が整合性のあるように考えるのだ、必要があれば検討するということは、部分的に改正もあり得るという意味でしよう。

ちよつと首をひねつておられますけれども、それはそういう以外に解釈のしようがないわけで、それで、私は、そんなあいまいなあるいは整合性のないものなら、もう既にマスコミでも出ているように、この部分は情報公開と整合性を持つよう一応凍結して、ほかの部分は通しても、それらについて意見がまとまるのを待つて施行すればいい、それまでは現行法の文書提出の点を生かすようにすればいい。借地借家法でもそういう規定はあるのですから、そういう考え方も成り立ち得るものだというふうに思うのです。

時間がありませんから、もう一言言つて、最後に法務大臣の見解を求めますが、ここに五月四日付の東京新聞があります。これは「民事訴訟の情報公開を考える」という表題でだけれども、これは情報公開制度との間の整合性が欠けているということを指摘した上で、「官庁の文書提出拒否権が新設されたのは、現行法にもある公務員の証言拒否権と整合させるため」という。このまま成立させれば、情報公開制度の骨抜きを狙う官僚機構が、今度は民法との整合性維持を口実に、情報公開法からインカメラ手続きを削除せようとす

るだろう。こう言っているのです。

これはまことに、さすがマスコミらしい鋭い言
い方、指摘だと思ふのです。民事訴訟法をやる
ときには情報公開その他との一般の整合が必要だ
とこう言うので、それで、突破口として法務省に国
会に対して突撃をさせて民事訴訟法を改悪して、
それで今度は、民事訴訟法でこうなったのだから
一般の資料要求というのは民訴より狭くて当たり
前だ、それなのに民訴より広いのをやるのは厚か
ましいということ、今度はそれを抑え込む。

我々の党には二段階革命論というのがありますが、
官庁もそれを学んで、二段階革命で、まず法
務委員会を陥落させて、次いで今度は総務庁を陥
落させるということを考えていると見ざるを得な
いのです。これは私の決して邪推ではないので
すよ。正常な感覚をもってすれば、さすが事務次
官、官僚の古手だけあって、寄ってたかつてうま
いこと考えおったなというように思わざるを得な
いのですが、そういうことに乗れば、司法の一翼
を担うために大きな力を発揮しなければならぬ法
務省が、自分の権益を守ろうとする行政庁の手先
になったということになってしまうのです。そう
ならないための決意表明を伺って、私の質問を終
わります。

○長尾国務大臣 行政情報の公開のあり方につき
ましては、今、行政改革委員会において幅広い御
検討がされているものと承知しております。その
御議論は、今後の行政情報はいかにあるべきかと
いう基本的な大きな問題について御議論をいただ
いているわけでございます。その御議論の結果
というところにつきましては各省すべて尊重しなけ
ればならない、法務省ももちろん例外ではない、
このように私は思っております。

しかし、今回の改正は、今まで行政情報につい
て具体的な方針が示しをいただいていた段階
におきまして、現段階におきまして文書提出命令
の範囲を拡大させていただく、こういう趣旨で
ございますので、その点はよろしく御了承いた
だきたいと思っております。

○正森委員 終わります。

○加藤委員 小森龍邦君。

○小森委員 非常にきめ細かく既に議論がなされ
ておりますので、きょうの議論でなお私の頭の中
に十分入らないことをきつかけにお尋ねをして
みたいと思っております。

まず、公務員の職務上の秘密というこの概念で
ありますが、例えば、これは国家公務員法とか地
方公務員法で明確にその中身が法定されているか
どうか、その点、お尋ねいたします。

○濱崎政府委員 お答え申し上げます。

公務員の職務上の秘密という概念につきまして
は、これは、国家公務員法上の概念と民事訴訟法
の概念、必ず全く同じものではないと思ひますが、
いづれにしても抽象的な概念で規定されているも
のでございまして、具体的にどういふ文書がそれ
に該当するか該当しないかというのは、それぞれ
の法律の解釈問題ということでありまして。

○小森委員 つまり、抽象的な概念であるものを
判断するのはやはり公務員が判断をするという
ことになるのでありまして、都合よく解釈をする
余地が幾らでもある。やりようによつたらそれは
公権力の恣意というものをばこらせる、これを
私は非常に恐れておるわけであります。

そこで、私は、かねてから思つておつたとおり
だなというふうに判断をしたのであります。つ
まり、公務員の職務上知り得た秘密を裁判所が証
拠として出してもいいというところがある。こ
ういふことは当該官公庁の承認が必要、こ
ういふこととございまして、当該官公庁の承認は、例え
ば法務省の人権擁護局の総務課なら総務課の中身
にかかわることについては、その官公庁の承認とい
うのは具体的にはだれの決裁なのでしょうか。

○濱崎政府委員 監督官庁という概念を用いてお
ります。これは、現行法の解釈といたしまし
て、それぞれの公務員に適用される公務員関係法
令の規定によつて定まると考えられておりまし
て、問題になってくる職務上の秘密が国家公務員
の秘密である場合には国家公務員法百条二項によ

りまして所轄庁の長、地方公務員の秘密である場
合には地方公務員法三十四条二項の規定によりま
して任命権者がそれぞれ該当することになると考
えられております。

所轄庁の長というのが何であるかということに
つきましては、一般的には任命権者というものが
これに該当する場合は多いのではないかと考へて
おります。したがって、今御指摘の場合につ
いて言へば、通常の場合は任命権者たる法務大臣
ということになるかと考へております。

○小森委員 言葉じりをとるわけではないのです
けれども、やはりそれは、濱崎局長、あなた自身
も気づかれておると思ひますけれども、通常の場合
とか、通常の場合のときは法務大臣とかと
いうような、その通常の場合という言葉を
使うということ、これは、これ自体がまた秘密でない
ということやね。そうすると、例えば、人権擁護局
長がそれは出しやいかぬぞと言つたらそれで終
わりかともわからないし、あるいは、人権擁護局の
総務課長が係長に対して、それは公務上の秘密
じゃ、だめじゃと言つ場合があるかもしれないと
いうことを実は私は非常に懸念しておるわけ
です。そうすると、この二百二十条の四号のこの問
題というのは、やはり二重、三重の行政権力の恣
意が働く欠陥を持つておる、私はそう思ふのであ
ります。

そこで、私が言うまでもございせんけれども
も、人類はたゆみなく自分の権利というものを確
保するための闘争を続けてきたわけですね。これ
は人間の自由と平等に関する問題というやうな言
い方をやりますが、その際に、例えばイギリスの
一二五年のマグナカルタ憲章を見ても、要する
に、この自由獲得の闘争というのは、主として時
の権力なのです。時の行政権力との闘争なのであ
ります。そうすると、ここはもう民主主義社会を
確立するためには非常に大事な根本的な問題で
すね。それがあまいでたら賛成できませんね、
これがあまいである限りにおいては、というふ
うに私は考へるのであります。

そこで、これは最終的に法務大臣にお尋ねをし
なければならぬと思ふのでありますが、私は、憲
法の最も大事だと思ふところは、「すべて国民は、
個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求
に対する国民の権利については、立法その他の
国政の上で、最大の尊重を必要とする。」だから、
憲法エイズの問題でも、秘密というものが先に出
るから、二十人もその上もエイズにかかるので
すね。これは、「すべて国民は、個人として尊重さ
れる。」ということにポイントを置いておけば、
個人を尊重するというこの前には国家権力も頭
を下げるというやうなことになる。これは、こん
なことになるのです。これは憲法エイズのこ
とのみならず、恐らく同僚委員の皆さんのところ
のお手元に、いろいろな関係者から、最近起きて
いるいろいろな事件とその事件をめぐる訴訟、そ
して証拠の問題をめぐつていろいろな事例の問題
が我々法務委員のところに手に届いておるすけ
れども、「すべて国民は、個人として尊重され
る。」それが、「立法その他の国政の上で、最大の
尊重を必要とする。」となつておるのに、この条
文では、つまり、あまいな恣意がはびこるかも
わからないやうな条文で、がととくる。これは
もう民主主義の根本理念の否定であると思ふの
です。

それで、法務大臣にお尋ねをしたいことは、
きょういろいろな議論をされておつて、この法案を
審議する立法院の委員のほとんどがこれに懸念を
持つておることは、もうよくおわかりでしょう。
みんな、これは困つたものだ、三々五々の話
では困つた話だと、みんなこう言つておるの
です。それは各人によつて多少の考え方は違つ
つ、また、自分の所属しておる政党との関係で、声
を大きく言えるか言えないかの別はあると思ひま
す。だから、私は、限られたほんのわずかな時間
ですから、もうえらい申しわけなくて、単刀直入
にお尋ねをするのですが、法務大臣、これは荷づ
くりを交える気持ちはありませんか。そうすれ
ば、我々も和氣あいあいにいけるのですけれど

ね。もし荷づくりを変えないということになれば、また我々は寄つて相談しなければいなくなる。ひとつ、単刀直入にお答えいただきたいと思ひます。

○長尾国務大臣 私どもといたしましては、この形で法案の御審議をいただきたいということをお願いを申し上げているわけでございまして、先ほど来申し上げておりますように、今後、行政情報の公開の原則について法制度が固まりました上で検討させていただきたい、このように申し上げているわけでございます。

○小森委員 このままいくというふうなお話ですが、けれども、憲法上の原則からいうて、例えば薬害エイズの問題を一つとってみても、情報公開がはつきりできておればあんなことになっていないのです。これは、人間一人の命というのは地球より重いのです。それは、量的に言うとは二千人に及んだのです。もう既に何百人も死んでおるのです。そういうことを考えたら、法務当局、こういう法律を出されるときには、やはり心の痛みというものを感じていただかなければならぬと私は思うのです。

そして、ここで権力の恣意が働けば、すべて国民は裁判を受ける権利を持つていて、裁判を受ける権利を妨げられない、こうなっておるけれども、本来の意味の裁判を受けられないじゃないか。もし、権力を相手とする、行政を相手とする訴訟の場合には、本来の意味の裁判にならぬじゃないか。だから、先ほどの答弁は、きょういきなで、長尾法務大臣はそう言わざるを得なかったのではありませんか、まだこれ、本来の審議の結論を出すまでには時間がかかりますから、どうぞひとつ十分に再考をお願いしておきたいと思ひます。

○加藤委員長 次回は、来る十七日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

法務委員會議録第七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三三	三	八	いう	言う
三三	三	九	言う	いう
三四	元	六	日	四日